



**奈良県障害者計画**  
**平成30年3月一部見直し**  
**奈良県**



大きさの異なるたくさんの輪は、「一人ひとりが違って当たり前、お互いの個性を認められる共生社会」が実現するよう、また、「一人ひとりが手を取り合って支え合う支援の輪」がたくさんできるよう願いを込めたものです。

計画を推進する中で、このような社会を奈良県が実現していくよう想いを込め、背景をグラデーションとしました。

## 「障害のある人が暮らしやすいと感じることができる奈良県」の実現に向けて

奈良県障害者計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間として、障害者基本法に基づく「都道府県障害者計画」と障害者総合支援法に基づく「都道府県障害福祉計画」を一体的に策定しています。

これまで、「障害のある人が暮らしやすいと感じができる奈良県」の実現のため、「I 障害のある人に寄り添った生活全般にわたる包括的な支援」、「II ライフステージを通した切れ目のない支援」の実現に向けて、相談、福祉、保健・医療、教育、雇用、社会参加の各分野の施策を推進してまいりました。

平成29年4月に、国において第5期障害福祉計画の基本指針が見直しされたこと及び「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」や「奈良県手話言語条例」の施行など県独自の新たな取組を反映するため、計画の一部見直しを実施いたしました。

なお、数値目標につきましても、新たな国の指針に基づき活動指標を追加するとともに、現時点で既に達成した数値目標について目標を再設定しました。

今後も、障害のある人やその家族等のご意見を十分聴きながら、障害者施策を推進してまいりますので、皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成30年3月

奈良県知事 荒井 正吾

# 奈良県障害者計画の

## ○一部見直しの概要

分野	施策体系のうち見直しを行う項目	
相談	<ul style="list-style-type: none"><li>○ <u>個別の障害に応じた相談システムの充実</u><ul style="list-style-type: none"><li>・相談機能の充実</li></ul></li></ul>	<専門的な相談 <ul style="list-style-type: none"><li>・可能な限り身向けた取組…</li></ul>
福祉	<ul style="list-style-type: none"><li>○ <u>差別の解消及び権利擁護の推進</u><ul style="list-style-type: none"><li>・障害を理由とする差別の解消及び虐待防止の推進</li></ul></li></ul>	<障害者差別の <ul style="list-style-type: none"><li>・障害者差別解言又はあせ</li><li>・まほろば「あい</li></ul>
保健・医療	<ul style="list-style-type: none"><li>○ <u>保健・医療の充実</u><ul style="list-style-type: none"><li>・精神障害のある人への支援</li></ul></li></ul>	<地域移行・地域 <ul style="list-style-type: none"><li>・精神障害者地</li><li>・地域包括ケア</li></ul>
雇用	<ul style="list-style-type: none"><li>○ <u>一般就労への支援</u><ul style="list-style-type: none"><li>・障害者雇用の促進</li></ul></li></ul>	<特例子会社の <ul style="list-style-type: none"><li>・特例子会社の</li></ul>
社会参加	<ul style="list-style-type: none"><li>○ <u>スポーツ・文化芸術活動の充実</u><ul style="list-style-type: none"><li>・文化芸術活動の充実</li></ul></li></ul>	<文化芸術活動 <ul style="list-style-type: none"><li>・平成29年度に…</li><li>・害のある人と</li></ul>
数値目標等	<ul style="list-style-type: none"><li>○ <u>県民理解の促進</u><ul style="list-style-type: none"><li>・県民理解の促進</li><li>・行政機関における配慮</li><li>・手話の普及等</li></ul></li></ul>	<県民参加型啓 <ul style="list-style-type: none"><li>・ヘルプマークの</li></ul> <行政機関における <ul style="list-style-type: none"><li>・障害を理由とす</li></ul> <手話の普及等 <ul style="list-style-type: none"><li>・手話の普及及</li><li>・手話を用いた</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>○ <u>数値目標の追加及び時点修正</u></li><li>○ <u>障害福祉サービス等の見込量の追加及び時点修正</u></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・発達障害者支</li><li>・精神障害のあ</li><li>・すでに達成し</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>・新たな障害福</li><li>・H28年度まで</li></ul>

# 一部見直しについて

## 左の内容

### 機能の充実>

近な場所において必要な支援が受けられるよう、発達障害者支援センターの地域支援機能の強化に  
・【国指針に基づく追記】

### 解消及び虐待の防止に向けた取組の推進>

消法及び奈良県障害のある人もともに暮らしやすい社会づくり条例に基づき、相談体制と助  
んの仕組みの整備…【県独自取組の追記】  
サポート運動」の推進…【県独自取組の追記】

### 定着支援の充実>

域移行・地域定着推進協議会等の設置…【国指針に基づく追記】  
システムの構築に向けた取組…【国指針に基づく追記】

### 設立支援>

設立支援…【県独自取組の追記】

### 等に参加する機会の充実>

全国で初めて一体開催した「国民文化祭」と「全国障害者芸術・文化祭」の基本テーマを継承し、障  
ない人の交流を促進…【県独自取組の追記】

### 発運動の推進>

普及啓発により、障害のある人が支援を求めやすい環境づくり…【県独自取組の追記】

### る合理的配慮の推進>

る差別などの考え方や具体的な事例などを整理したガイドラインの啓発…【県独自取組の追記】

>

び県民理解の促進を図るとともに、手話を利用しやすい環境整備に向けて、手話講習会の開催、  
情報発信、手話通訳者等の確保・養成などに取り組む…【県独自取組の追記】

援センターの活動指標（発達障害者支援センターの関係機関への助言件数 等）

る人の地域移行に関する指標（入院後6ヶ月時点の退院率 等） 【国指針に基づく追記】

ている指標について、目標再設定（個別指導計画を作成した学校の割合、障害者雇用率 等）

祉サービスの追加（就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援）

の実績を勘案して、H31年度までの見込量を修正（全項目） 【国指針に基づく追記】

# 奈良県障害者計画

## 目 次

<u>第 1 部 計画の基本</u>	1
1 計画の目標	3
2 施策推進の基本的な考え方	4
3 計画の期間と位置づけ	5
<u>第 2 部 施策体系と施策の方向等</u>	9
1 施策体系	11
2 施策の方向	12
(i) 相談	
1. 個別の障害に応じた相談システムの充実	16
(ii) 福祉	
1. 障害福祉サービス等の充実	21
2. 住まいの確保	25
3. 差別の解消及び権利擁護の推進	27
4. 災害時の支援	30
(iii) 保健・医療	
1. 保健・医療の充実	32
2. 療育の推進	37
(iv) 教育	
1. 特別支援教育の充実	40
(v) 雇用	
1. 一般就労への支援	43
2. 福祉的就労への支援	45

(vi) 社会参加	
1. バリアフリーの推進	47
2. 情報アクセシビリティの推進	49
3. スポーツ・文化芸術活動等の充実	51
4. 県民理解の促進	53
3 計画の推進体制等	56
 第 3 部 数値目標等	 57
1 数値目標一覧	59
2 関連データ一覧	63
 第 4 部 資料編	 73
1 障害者手帳所持者数等の推移	75
2 障害のある人やその家族等からの意見・要望	79
3 計画策定の経過	90
4 用語の解説	93

※計画中に\*を付した用語には、用語解説があります。



---

## **第1部 計画の基本**

---



## 1 計画の目標

### 目 標

「障害のある人が暮らしやすいと感じることができる奈良県」を目指します。

- ・「障害のある人が暮らしやすいと感じができる奈良県」の実現に向けて、（1）障害のある人を中心に据えた障害者施策を推進とともに、（2）障害のある人もない人もともに生きる社会の実現に取り組みます。

#### （1）障害のある人を中心に据えた障害者施策の推進

- 障害者施策の推進にあたっては、障害のある人を中心に据え、障害のある人やその家族等の意見・要望を十分聴くとともに、障害のある人やその家族・サポーターとともに考え、ともに行動しながら取組を進めます。
- また、障害のある人が夢と希望を持ち、いきいきと個性を発揮し、地域で安心して暮らすことができるよう、障害のある人の自らの選択・決定の尊重や、様々な社会活動への参加を促進するための施策を推進します。

#### （2）障害のある人もない人もともに生きる社会の実現

- 障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、ともに暮らせる社会を目指します。
- そのため、全ての障害のある人が、あらゆる活動に参加できる機会、どこで誰と生活するかを選択する機会、意思疎通や情報取得・利用の手段について選択する機会の確保・拡大に努めます。
- また、障害のある人が、障害を理由として、正当な理由がなく、活動を制限されたり、社会への参加を制約されたりすることがないよう、差別の解消に向けた取組を進めます。

## 2 施策推進の基本的な考え方

### 施策推進の基本的な考え方

- I 障害のある人に寄り添って、生活全般にわたる包括的な支援をします。
  - II ライフステージを通して切れ目のない支援をします。
- ・目標を実現するためには、障害のある人を中心に据えて、その乳幼児期・学齢期・成年期・高齢期の各ライフステージに着目し、障害のある人やその家族等が必要とする個人に応じた支援の充実を図る必要があります。
  - ・そのため、この計画では、「I 障害のある人に寄り添った生活全般にわたる包括的な支援」、「II ライフステージを通して切れ目のない支援」を基本的な考え方として施策を推進します。

### I 障害のある人に寄り添った生活全般にわたる包括的な支援

- 障害のある人が抱える課題やニーズ、必要とする支援は、障害種別や生活環境等により様々です。
- 従って、障害のある人に寄り添って、個人に応じた個々の計画に基づき、相談、福祉、保健・医療、教育、雇用、社会参加の各分野が連携し、諸課題に対応した包括的な支援を行います。
- また、障害のある人やその家族等が地域で安心して暮らすことができるよう、家族も含めた社会の支援システムを構築します。

### II ライフステージを通して切れ目のない支援

- 障害のある人が抱える課題やニーズ、必要とする支援は、乳幼児期・学齢期・成年期・高齢期の各ライフステージに応じて変化していきます。
- 従って、各ライフステージの課題等を認識し、課題等に応じた支援を実施するとともに、ライフステージが変化しても支援に切れ目が生じないよう、相談支援が中心となり、地域において、本人（家族）を中心とした支援ネットワークを構築し、生涯を通した一貫した支援を行います。

### 3 計画の期間と位置づけ

- 計画期間は平成27年度から平成31年度までの5年間とし、障害者基本法<sup>\*66</sup>に基づく「都道府県障害者計画<sup>\*121</sup>」と障害者総合支援法<sup>\*75</sup>に基づく「都道府県障害福祉計画<sup>\*122</sup>」を一体的に策定します。

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
障害者計画	奈良県障害者長期 計画2005(前期計画)					奈良県障害者計画					奈良県障害者計画				
障害福祉計画	/	第1期		第2期			第3期								

(参考) 法令抜粋

- 障害者基本法<sup>\*66</sup>（昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号）（抄）

（障害者基本計画<sup>\*65</sup>等）

第十一条（略）

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画<sup>\*121</sup>」という。）を策定しなければならない。

3～9（略）

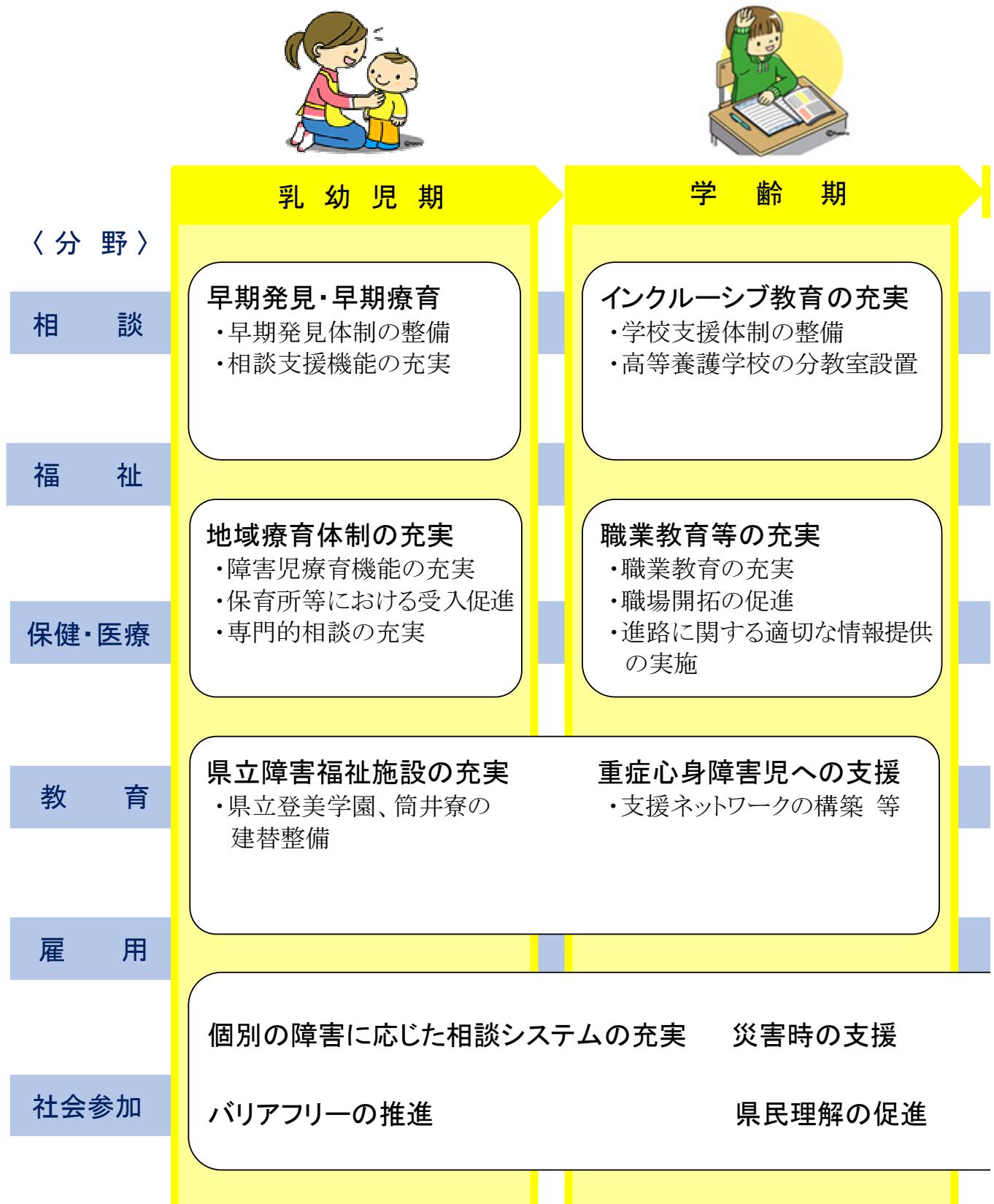
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年十一月七日法律第百二十三号）（抄）

（都道府県障害福祉計画<sup>\*122</sup>）

第八十九条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2～8（略）

## ○ライフステージに着目した主な施策





## 成年期

### 住まいの確保

- ・グループホームの整備促進
- ・公的賃貸住宅、民間賃貸住宅における住まいの確保
- ・入所施設における生活の質の向上 等

### 就労への支援

- ・一般就労への支援
- ・福祉的就労への支援

### 認知症患者等への支援

- ・地域における支援体制の構築
- ・人材育成 等

### 在宅医療支援の充実

- ・訪問看護の充実
- ・医療的ケア従事者の養成 等

### 医療と福祉の連携強化

- ・精神障害のある人への支援
- ・重症心身障害のある人への支援
- ・難病患者への支援 等

### 障害福祉サービス等の充実

### 情報アクセシビリティの推進

### 差別の解消及び権利擁護の推進

### スポーツ・文化芸術活動等の充実



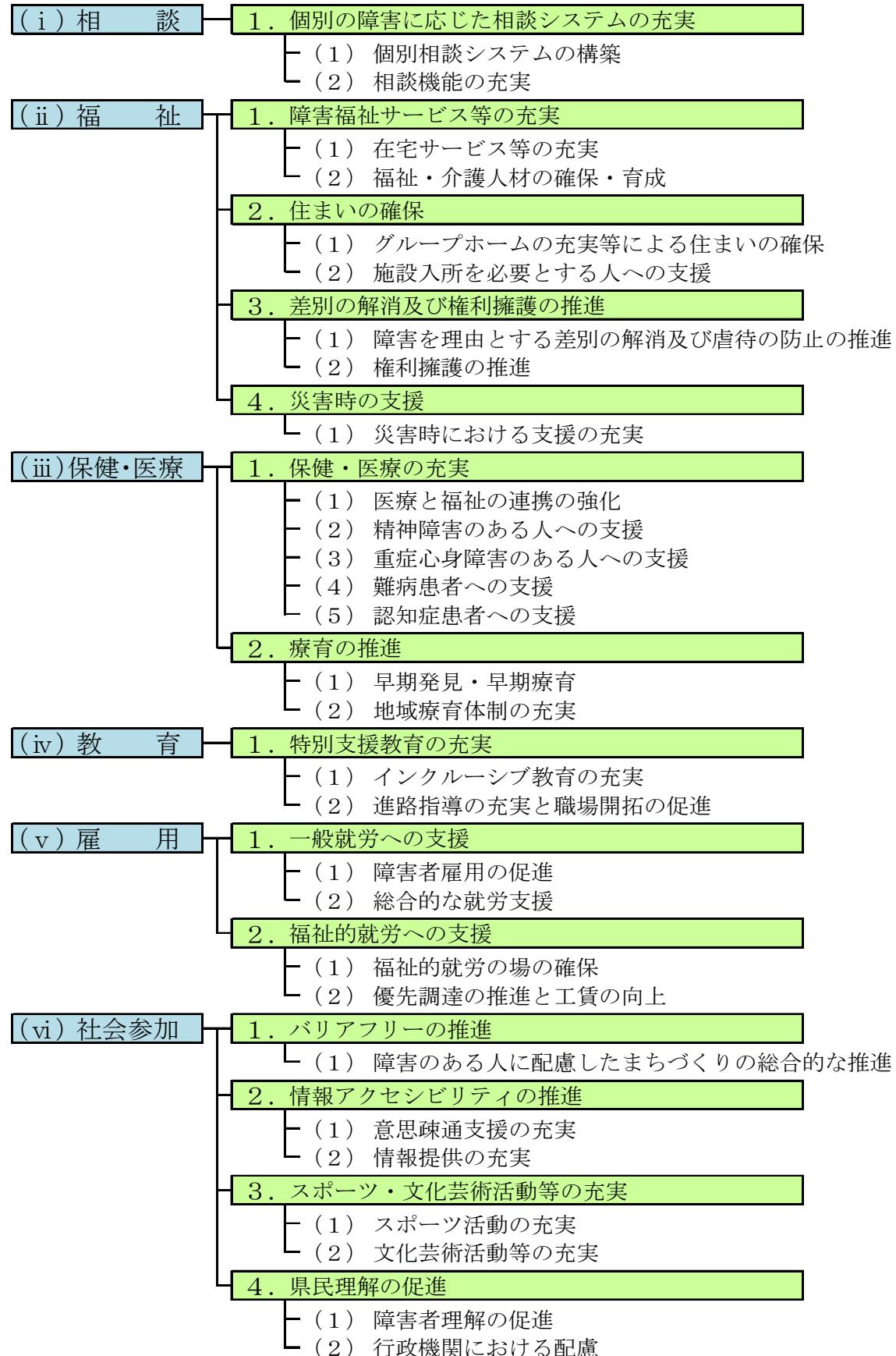
---

## **第2部 施策体系と施策の方向等**

---



# 1 施策体系



## 2 施策の方向

分野：(i) 相 談

### 1. 個別の障害に応じた相談システムの充実

(1) 個別相談システムの構築

- ①サービス等利用計画・障害児支援利用計画等の作成促進と質の向上
- ②相談支援従事者の確保・育成
- ③個別支援ネットワークの構築
- ④奈良県自立支援協議会の運営の活性化
- ⑤市町村協議会の活性化に向けた支援
- ⑥見守り支援体制の構築

(2) 相談機能の充実

- ①地域の相談窓口の充実
- ②専門的な相談機能の充実  
(奈良県発達障害者支援センター、奈良県高次脳機能障害支援センター、奈良県地域生活定着支援センター)

分野：(ii) 福祉

### 1. 障害福祉サービス等の充実

(1) 在宅サービス等の充実

- ①基盤整備の促進及び支援内容の質の向上
- ②支給決定の適正化
- ③社会福祉施設、障害福祉サービス事業所等の指導監査の充実
- ④市町村における地域生活支援に向けた取組に対する支援
- ⑤身体障害者補助犬の貸与・育成及び啓発

(2) 福祉・介護人材の確保・育成

- ①障害福祉サービス事業所等の従事者の確保
- ②障害福祉サービス事業所等の従事者の資質向上

### 2. 住まいの確保

(1) グループホームの充実等による住まいの確保

- ①グループホームの整備促進
- ②公的賃貸住宅・民間賃貸住宅における住まいの確保
- ③市町村における住宅入居等支援に向けた取組に対する支援

(2) 施設入所を必要とする人への支援

①入所施設における生活の質の向上

### 3. 差別の解消及び権利擁護の推進

(1) 障害を理由とする差別の解消及び虐待の防止の推進

①障害者差別の解消及び虐待の防止に向けた取組の推進

(2) 権利擁護の推進

①権利擁護支援体制の構築  
②成年後見制度の利用促進  
③消費者被害の防止  
④防犯対策の推進

### 4. 災害時の支援

(1) 災害時における支援の充実

①災害時要援護者に関する取組の推進  
②福祉避難所の整備・運営  
③災害時のこころのケアの推進

分野：(iii) 保健・医療

### 1. 保健・医療の充実

(1) 医療と福祉の連携の強化

①障害のある人の在宅医療等の支援の充実  
②心身障害者歯科衛生診療所の運営の充実  
③喀痰吸引等を実施できる介護職員等の養成・確保

(2) 精神障害のある人への支援

①精神科救急医療体制の充実  
②地域移行・地域定着支援の充実  
③相談支援体制の構築  
④医療費負担の軽減に向けた支援

(3) 重症心身障害のある人への支援

①関係機関の連携強化による支援の充実  
②在宅サービスの充実

(4) 難病患者への支援

①関係機関の連携強化による支援の充実  
②在宅サービスの充実

(5) 認知症患者への支援

①正しい知識の普及・啓発  
②介護サービス基盤の整備

## 2. 療育の推進

### (1) 早期発見・早期療育

- ①早期発見体制の整備と相談支援機能の充実

### (2) 地域療育体制の充実

- ①障害児療育機能の充実
- ②県立障害福祉施設における障害児支援の充実
- ③保育所、放課後児童クラブにおける障害のある子どもの受入促進
- ④障害のある子どもと家庭に対する専門的相談の充実

分野：(iv) 教育

## 1. 特別支援教育の充実

### (1) インクルーシブ教育の充実

- ①障害のある子どもに対する学校支援体制の整備
- ②高等学校における高等養護学校の分教室設置に向けた取組の推進

### (2) 進路指導の充実と職場開拓の促進

- ①職業教育の充実
- ②職場開拓の促進
- ③進路に関する適切な情報提供の実施

分野：(v) 雇用

## 1. 一般就労への支援

### (1) 障害者雇用の促進

- ①一般企業等における雇用の場の確保
- ②県庁における雇用の場の確保
- ③精神障害のある人の雇用促進

### (2) 総合的な就労支援

- ①「障害者はたらく応援団なら」の活動推進
- ②職場実習機会の拡大
- ③職場定着支援の充実
- ④障害特性に応じた職場訓練の推進

## 2. 福祉的就労への支援

(1) 福祉的就労の場の確保

- ①売れる商品づくりの推進
- ②農業分野へのチャレンジの推進

(2) 優先調達の推進と工賃の向上

- ①優先調達の推進
- ②施設外就労の推進

分野：(vi) 社会参加

## 1. バリアフリーの推進

(1) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

- ①住みよい福祉のまちづくりに向けた普及・啓発等の推進
- ②総合的なバリアフリー化の推進
- ③公共交通機関のバリアフリー化の推進
- ④ユニバーサルツーリズムの推進
- ⑤県の施設におけるバリアフリー化の推進

## 2. 情報アクセシビリティの推進

(1) 意思疎通支援の充実

- ①人材の養成・確保
- ②音声機能障害のある人の发声訓練に対する支援
- ③市町村の取組に対する支援

(2) 情報提供の充実

- ①障害特性に応じた情報提供の充実
- ②県政広報の充実

## 3. スポーツ・文化芸術活動等の充実

(1) スポーツ活動の充実

- ①スポーツに参加する機会の充実
- ②障害のある人とない人が交流できる取組の推進
- ③身近な地域でスポーツができる環境づくりの推進
- ④障害者スポーツ指導者等の養成

(2) 文化芸術活動等の充実

- ①文化芸術活動等に参加する機会の充実
- ②県立文化施設における取組の充実

## 4. 県民理解の促進

(1) 障害者理解の促進

- ①県民参加型啓発運動の推進
- ②手話の普及等

(2) 行政機関における配慮

- ①行政機関における合理的配慮の推進
- ②選挙における配慮

### 分野：（i）相 談

#### 1. 個別の障害に応じた相談システムの充実

##### 現状と課題

- 障害のある人が抱える個別の課題やニーズに応じたきめ細かな支援を実施するためには、障害のある人個々に応じた個別の計画（サービス等利用計画<sup>\*38</sup>・障害児支援利用計画<sup>\*63</sup>）に基づき、各分野の関係機関で構成される個別支援ネットワークにより、必要とする支援が行われることが肝要です。県では、計画作成の担い手となる相談支援専門員<sup>\*104</sup>の養成に取り組んでいますが、相談支援専門員の不足等により、計画の作成は順調に進んでいるとは言い難い状況にあります。このため、平成25年度から新たに計画に関する専門研修を実施していますが、まだまだ計画の質の確保・向上を求める声が多く、計画の量とともに質の確保に向けた取組を推進する必要があります。
- 個別の支援を行う過程で明らかになった課題については、市町村協議会<sup>\*44</sup>において、相談支援を中心に具体的な解決策が検討・実施され、一方、地域で解決できない広域的・専門的課題については、奈良県自立支援協議会<sup>\*127</sup>が助言・支援を行うこととしています。県協議会では、紀伊半島大水害を契機とした被災地支援ネットワークの構築や、療育ワーキングチームによる地域療育支援体制の検討等に取り組んでいますが、市町村協議会との連携強化による更なる活動の充実が求められています。
- 近年、障害のある人を取り巻く制度は目まぐるしく改正が行われていますが、このような中、制度の谷間にあって生活に課題を抱える人を見逃さないことが重要です。現状では、市町村における地域福祉計画<sup>\*114</sup>策定への取組は低調（㉙実績：11市町村）であり、地域と連携した見守り支援等の地域福祉の取組を推進する必要があります。
- 県内の相談支援事業所<sup>\*103</sup>の数は増加傾向にありますが、身近な相談や情報提供を行う地域における相談窓口の量と質の充実を求める声は多く、引き続き、相談支援事業所の充実を図る必要があります。
- 障害のある人やその家族等が、個々の障害特性や取り巻く環境に応じた専門的な相談・支援が受けられるよう、発達障害支援センター<sup>\*144</sup>、高次脳機能障害支援センター<sup>\*28</sup>、地域生活定着支援センター<sup>\*111</sup>等の専門的な相談窓口の運営・機能の充実に取り組んでいます。障害の重度化・多様化に伴い、更なる体制の強化及び機能の充実が求められており、より一層関係機関との連携を強化し、支援の充実を図る必要があります。

## 取 組

障害のある人が、地域での日常生活に関わる様々な事柄を気軽に相談でき、必要な支援を行える体制が整った奈良県を目指します。

### (1) 個別相談システムの構築

#### ① サービス等利用計画<sup>\*38</sup>・障害児支援利用計画<sup>\*63</sup>等の作成促進と質の向上 [障害福祉課長]

障害のある人の課題解決や適切なサービス等の利用に向け、全ての対象者に質の高い計画が作成されるよう、相談支援専門員<sup>\*104</sup>の養成等を通じて、地域における相談支援体制の充実に取り組みます。

障害のある人、家族、支援者等の間の情報共有や情報の引き継ぎが円滑になされるよう、障害のある人の状態、特性、配慮が必要なこと、これまでの経過等を記載したサポートブック「リンクぶらす」<sup>\*39</sup>の普及促進等に取り組みます。

#### ② 相談支援従事者の確保・育成 [障害福祉課長、長寿・福祉人材確保対策課長]

相談支援従事者の確保及び資質向上を図るため、奈良県自立支援協議会<sup>\*127</sup>の人材育成部会等を活用し、相談支援従事者初任者研修や現任研修の内容の充実を図るとともに、様々な課題に対応した専門研修を企画・実施します。

#### ③ 個別支援ネットワークの構築 [障害福祉課長]

地域における個別支援ネットワークの構築に向け、圏域マネージャー<sup>\*25</sup>が相談、福祉、保健・医療、教育、雇用、社会参加の各分野の関係機関と連携し、相談支援従事者等に対して専門的・広域的な助言・支援を行います。

#### ④ 奈良県自立支援協議会<sup>\*127</sup>の運営の活性化 [障害福祉課長]

圏域マネージャー<sup>\*25</sup>等から報告される地域課題のうち、広域的・専門的な課題については、専門部会やワーキングチームにより具体的な検討を行い、その解決に向けて積極的に取り組みます。

県協議会において当事者視点を確保するため、県協議会の運営に障害のある人やその家族等の意見をより反映するための仕組みづくりに取り組みます。

#### ⑤ 市町村協議会<sup>\*44</sup>の活性化に向けた支援 [障害福祉課長]

市町村協議会による地域課題の解決に向けた取組の活性化に向けて、圏域マネージャー<sup>\*25</sup>による専門的助言や広域的なネットワークづくり等により支援を行うとともに、地域で解決が困難な広域的・専門的な課題については、県協議会の活用等により、解決に向けた助言・支援を行います。

### ⑥ 見守り支援体制の構築 [地域福祉課長]

地域福祉の推進に向けた地域の取組を支援するとともに、地域における生活課題について、地域に暮らす人たちが自ら認識し、話し合い、解決するための効果的な手法の確立に向けてモデル的な取組を実施するとともに、地域への普及に取り組みます。

## (2) 相談機能の充実

### ① 地域の相談窓口の充実 [障害福祉課長]

地域の相談窓口の充実に向け、相談支援事業所<sup>\*103</sup> の新規指定や既存の相談支援事業所の機能強化・連携強化を支援します。

広報の充実により障害者相談員<sup>\*76</sup> の役割や活動内容について周知を図り、障害のある人が身近な地域で気軽に相談できる体制の構築に取り組みます。

### ② 専門的な相談機能の充実 [障害福祉課長]

#### 【奈良県発達障害者支援センター<sup>\*144</sup>】

発達障害者支援センターでは、発達障害<sup>\*143</sup> のある人等を対象に、相談支援、発達支援及び就労支援等の専門的な支援を行うとともに、可能な限り身近な地域において必要な支援を受けられるよう、発達障害児・者支援業務のサポート、事業所等支援、医療機関との連携等、地域支援機能の強化に取り組みます。

ペアレントメンター<sup>\*154</sup> の養成や発達障害者支援センターとペアレントメンターとの連携による相談体制の充実により、支援体制の強化を図ります。

#### 【奈良県高次脳機能障害支援センター<sup>\*28</sup>】

高次脳機能障害<sup>\*27</sup> のある人が、それぞれの状態やニーズに応じた切れ目のない支援を受けられるよう、高次脳機能障害支援センターにおける相談支援体制の充実を図ります。

高次脳機能障害のある人ができるだけ身近な地域で、必要な支援を受けられるよう、医療から福祉、就労につなげていくための支援体制の構築に向け、障害福祉サービス事業所<sup>\*81</sup> 等の地域支援機関をサポートします。

#### 【奈良県地域生活定着支援センター<sup>\*111</sup>】

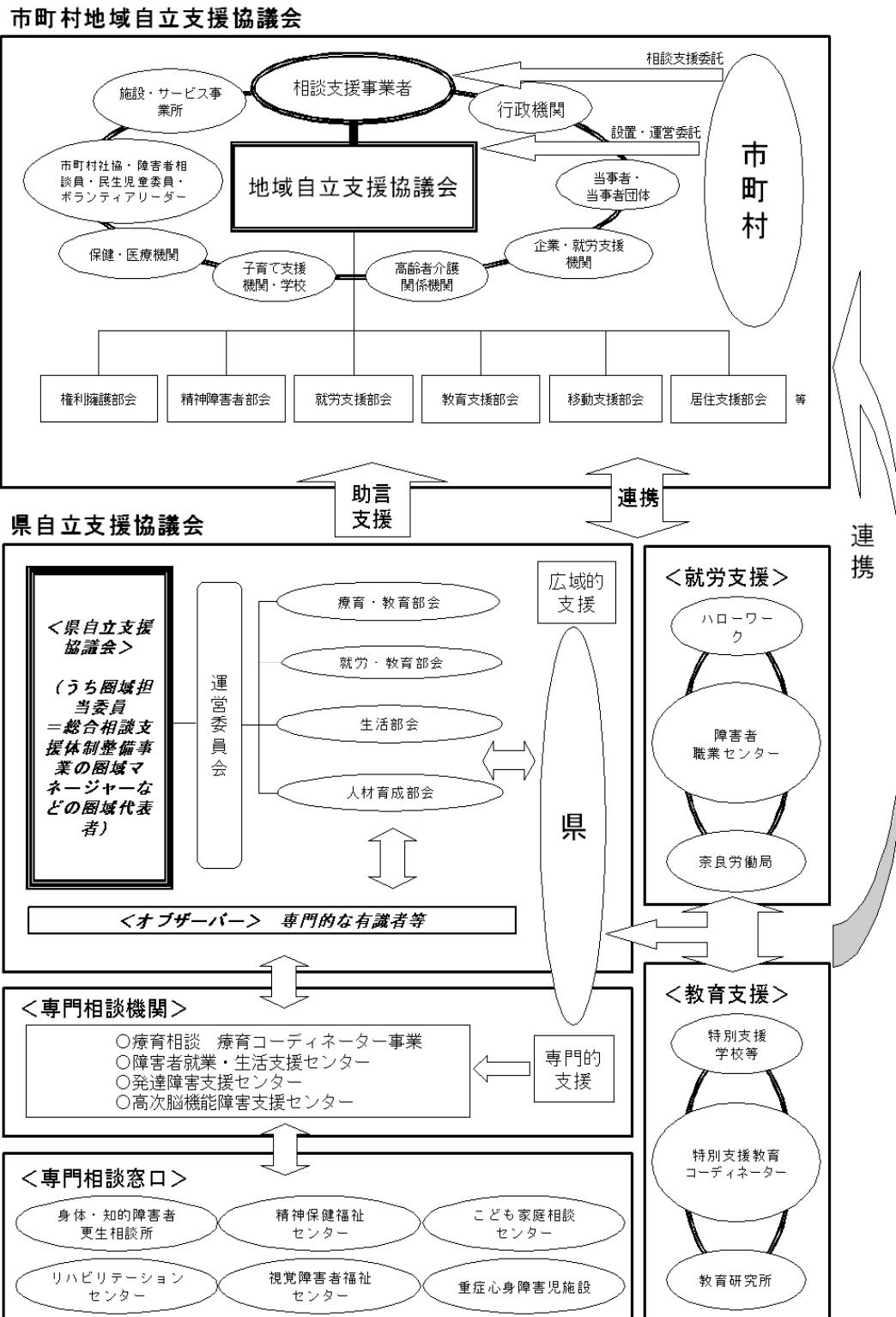
高齢又は障害のある刑務所出所者等の社会復帰を支援するため、保護観察所<sup>\*159</sup> と連携し、①出所後に必要な福祉サービス等のニーズの把握、帰住予定地の地域生活定着支援センターとの連絡等の事前調整等を行う「刑務所等所在地において果たす役割」、②出所予定者の福祉サービス等利用の受入調整を行う「帰住予定地において果たす役割」の2つの役割を併せ持つ地域生活定着支援センターを運営します。

 数値目標

項目	単位	②実績	⑨見込	⑩目標
(1) サービス等利用計画 <sup>*38</sup> の作成割合	%	95.7	98.8	100.0
(2) 障害児支援利用計画 <sup>*63</sup> の作成割合	%	98.7	99.5	100.0
(3) 発達障者支援地域連絡協議会 <sup>*170</sup> の開催	回			1
(4) 発達障害者支援センター <sup>*144</sup> の関係機関への助言	件			240
(5) 発達障害者支援センター <sup>*144</sup> の外部機関や地域住民への研修	件			20

## 第2部 施策体系と施策の方向等

### 《参考》相談支援体制のイメージ



分野：(ii) 福祉

## 1. 障害福祉サービス等の充実

### 現状と課題

- 障害のある人の地域生活支援に向けて、障害福祉サービス事業所<sup>\*81</sup>の事業拡大や新規参入の促進等に取り組んだことにより、県内の障害福祉サービス事業所等は全体として増加傾向にあります（訪問系：②2733 箇所→⑥1,146 箇所、日中活動系：②139 箇所→⑥241 箇所）。入所施設からの地域移行者数は目標を上回る見通しですが（⑥目標：251 人→⑥見込：325 人）、地域間格差やサービス間格差の是正、支援の質の向上を求める声が多く寄せられており、引き続き、サービス基盤の充実や福祉・介護人材の確保・育成に取り組む必要があります。
- 障害福祉サービスや補装具<sup>\*160</sup>について、障害特性や実情を踏まえた必要なサービス内容及び量の支給決定が求められており、法令等の規定に基づく運用を徹底するとともに、支給決定基準<sup>\*41</sup>に基づく支給決定の適正化を図る必要があります。
- 地域生活支援事業<sup>\*110</sup>は市町村の裁量が大きいことから、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能である反面、市町村間でサービスの内容に差異が生じています。住んでいる地域に関わらず、障害のある人が必要なサービスを受けることができるよう、市町村に助言・支援を行うことが求められています。
- 施設等への身体障害者補助犬<sup>\*91</sup>の同伴を拒否されるなどの事例が見受けられ、身体障害者補助犬法<sup>\*92</sup>の周知は十分行き届いているとは言い難く、今後も啓発活動を通して同法の周知を図る必要があります。
- 障害者手当・年金等の充実を求める声が多く寄せられており、経済的自立を支援する観点から、今後も継続して国への要望を行うとともに、制度の周知を行う必要があります。

## ★ 取 組

在宅サービスの充実や、福祉・介護人材の確保及び資質向上により、障害のある人が住み慣れた地域で生活することができる奈良県を目指します。

### (1) 在宅サービス等の充実

#### ① 基盤整備の促進及び支援内容の質の向上 [障害福祉課長]

障害福祉サービス等の見込量の確保に向けたサービス基盤の整備や、障害福祉サービス事業所<sup>\*81</sup>等における支援内容の充実を図るため、安定的な事業運営を維持するための支援、施設・設備の整備に対する支援、新たな事業の経営に必要な情報提供等を積極的に行います。

障害のある人の地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する人への支援等を進めるため、効果的な地域生活支援の方法について、地域の実情を踏まえて検討に取り組みます。

#### ② 支給決定の適正化 [障害福祉課長]

市町村における障害福祉サービス等の支給決定の適正化を図るため、障害支援区分<sup>\*62</sup>認定に関わる認定調査員<sup>\*141</sup>、市町村審査会委員<sup>\*45</sup>、意見書記載医師の資質向上を図るとともに、各市町村の支給決定基準<sup>\*41</sup>に基づき、サービス等利用計画<sup>\*38</sup>等を踏まえた公平かつ適正な支給決定が行われるよう、必要な助言を行います。

制度の利用が必要な人に必要な情報が届くよう、ホームページや毎年度作成している手引書である「障害福祉のご案内<sup>\*82</sup>」等を活用し、積極的かつ分かりやすい情報提供を行います。

#### ③ 社会福祉施設、障害福祉サービス事業所<sup>\*81</sup>等の指導監査の充実

[監査指導室長]

施設・事業所等に対して、社会福祉事業の適正な運営がなされるよう、制度の周知を図るとともに、課題を抱える施設・事業所等については、課題の解決・改善が図られるよう、重点的・継続的な指導に取り組み、サービスの質の向上と制度の適正な運用の確保を図ります。

#### ④ 市町村における地域生活支援に向けた取組に対する支援 [障害福祉課長]

市町村が行う地域生活支援事業<sup>\*110</sup>に関し、実施にあたっての助言や情報提供を行うなど、各市町村において円滑に事業が実施できるよう、必要な支援を行います。

**⑤ 身体障害者補助犬<sup>\*91</sup>の貸与・育成及び啓発** [障害福祉課長]

身体障害者補助犬を必要とする人に対して貸与を行うとともに、貸与に必要な補助犬を育成する事業者に対して支援を行います。

県民や施設管理者等に対して、「まほろば『あいサポート運動』<sup>\*161</sup>」や広報パンフレットの配布等を通して補助犬についての理解を促すとともに、補助犬を利用する人の自立と社会参加を促進します。

## (2) 福祉・介護人材の確保・育成

**① 障害福祉サービス事業所<sup>\*81</sup>等の従事者の確保** [障害福祉課長]

障害福祉サービス事業所等の従事者の確保・定着に向け、サービス管理責任者等研修等による人材育成や事業所向けの説明会等による情報提供の機会を提供するとともに、従事者の処遇改善に取り組みます。

福祉・介護人材の安定的な参入促進を図るための職場体験事業や、潜在的有資格者等の再就職を促進するための福祉・介護人材育成定着緊急支援事業、個々の求職者のニーズや条件等に応じた福祉・介護人材マッチング事業を実施します。

**② 障害福祉サービス事業所<sup>\*81</sup>等の従事者の資質向上**

[障害福祉課長、長寿・福祉人材確保対策課長]

障害特性や取り巻く環境等に対応できる人材を育成するため、奈良県自立支援協議会<sup>\*127</sup>の人材育成部会等を活用し、サービス管理責任者等研修等の内容の充実を図るとともに、様々な課題に対応した専門研修を企画・実施します。

強度行動障害<sup>\*19</sup>のある人が、住み慣れた地域で暮らせるよう、障害福祉サービス事業所等の職員を対象とした支援者養成研修を開催するなど、適切な支援ができる人材の養成に取り組みます。

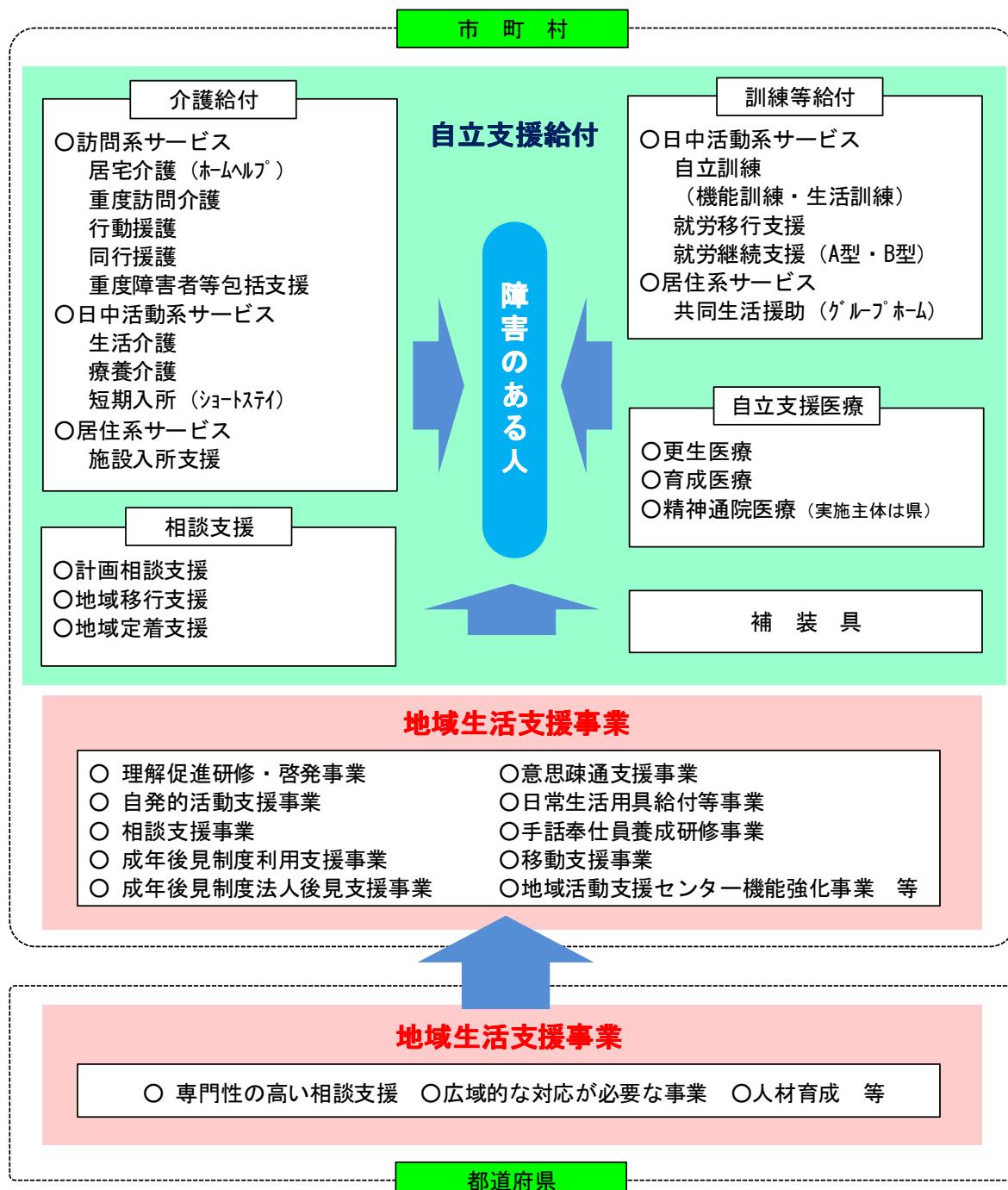
障害福祉サービス事業所等が、利用者（障害のある人）の立場に立った質の高いサービスを提供することができるよう、奈良県福祉人材センター<sup>\*131</sup>において、就労年数や職場内の役割に応じた知識や技術等を向上させるための研修を実施します。

### 数値目標

項目	単位	⑧実績	⑨見込	⑩目標
(1) 施設入所者の地域生活への移行（累計）	人	102	192	288

## 第2部 施策体系と施策の方向等

### 《参考》障害者総合支援法<sup>\*75</sup>のサービス体系



### 《参考》児童福祉法のサービス体系

障害児通所支援				障害児入所支援	
児童発達支援	放課後等 デイサービス	保育所等 訪問支援	医療型 児童発達支援	福祉型障害児 入所支援	医療型障害児 入所支援

## 2. 住まいの確保

### 現状と課題

- 障害のある人の地域での生活を支援するため、グループホーム<sup>\*22</sup>・公的賃貸住宅<sup>\*30</sup>・民間賃貸住宅<sup>\*162</sup>等の住まいの場の確保・充実を図る必要があります。グループホームの整備数は増加していますが（②50箇所→⑥72箇所）、地域移行の受け皿や、親亡き後の住まいの場としてグループホームの利用者数は今後も増加する見通しであり、引き続き整備を促進する必要があります。
- 重度な障害があっても地域生活ができるよう、サービス基盤の充実等により、地域移行を促進することが重要ですが、一方で、親の高齢化や親亡き後の生活の場の確保を願う家族を中心に、入所施設を求める声が寄せられているほか、入所施設では待機者が生じている現状にあります。入所施設を必要とする人に対しても、ニーズを踏まえた支援が行われるよう、入所施設の必要量を確保する必要があります。また、入所施設において、相談支援と入所施設の連携を強化し、施設と地域の交流を進めるなど、入所施設における支援の質の向上を図る必要があります。
- 障害のある人の民間賃貸住宅<sup>\*162</sup>の利用にあたっては、バリアフリー化された住宅が少ない、保証人が見つからない、障害のある人への理解が十分進んでいないなどの課題への対応を図る必要があります。

### 取 組

グループホーム<sup>\*22</sup>、賃貸住宅等、住まいの場を確保・充実し、障害のある人が地域で安心して暮らすことができる奈良県を目指します。

#### (1) グループホーム<sup>\*22</sup>の充実等による住まいの確保

##### ① グループホーム<sup>\*22</sup>の整備促進 [障害福祉課長]

グループホームの必要量の確保に向け、創設、バリアフリー化、スプリンクラー等の設備整備に対する支援等により、グループホームの整備を促進するとともに、地域住民に対して障害のある人への理解や意識啓発を促し、グループホームの建設が地域において受け入れられやすい環境づくりに取り組みます。

## 第2部 施策体系と施策の方向等

### ② 公的賃貸住宅<sup>\*30</sup>・民間賃貸住宅<sup>\*162</sup>における住まいの確保

[住まいまちづくり課長]

障害のある人等が日常生活を営む上で、住まいのバリアフリー化は不可欠です。

公的賃貸住宅においては、老朽ストックの建替等により、バリアフリー対応戸を供給します。また、公募の際には、福祉世帯向け等の枠を確保し、優先的な配慮を行っていることについて、周知を図ります。

民間賃貸住宅においては、国庫補助事業の活用やサービス付き高齢者向け住宅<sup>\*37</sup>の登録について、民間事業者への啓発を行い、バリアフリー化の促進を支援するとともに、障害があるなどの理由により賃貸住宅への公平な入居機会が与えられないことのないよう、民間賃貸住宅を管理する団体等に対して助言等を行います。

### ③ 市町村における住宅入居等支援に向けた取組に対する支援 [障害福祉課長]

保証人がいないなどの理由により民間賃貸住宅<sup>\*162</sup>への入居が困難な人に対する支援として実施されている、住宅入居等支援事業<sup>\*55</sup>が市町村において円滑に実施されるよう、助言や情報提供等の支援を行います。

## (2) 施設入所を必要とする人への支援

### ① 入所施設における生活の質の向上 [障害福祉課長]

障害の程度や介護者の状況等により、地域での生活が困難な方の生活の場を確保するため、施設入所支援<sup>\*43</sup>利用の見込量を踏まえ、入所施設の必要量の確保に取り組みます。

施設における生活の質の向上に向け、サービス等利用計画<sup>\*38</sup>に基づく適切な支援が行われるよう、相談支援事業所<sup>\*103</sup>と入所施設の連携強化に取り組みます。

### 数値目標

項目	単位	②実績	②見込	③目標
(1) グループホーム <sup>*22</sup> の定員数	人	1,014	1,096	1,355
(2) バリアフリー化された住宅の割合	%	㉕55	㉕55	65

※(2)は、住宅・土地統計調査<sup>\*54</sup>（総務省）による高齢者等のための設備がある住宅

### 3. 差別の解消及び権利擁護の推進

#### ◆ 現状と課題

- 県では、障害者差別をなくす奈良県条例の制定に関する請願や署名等、差別の解消を願う障害のある人やその家族等の声を受けて、障害を理由とする差別の解決の仕組みや県民意識の向上等を図ることを目的とした条例の制定に向けて、検討委員会や障害者団体等との意見交換を進めてきました。差別の背景にある障害のある人や障害に対する理解不足や誤解・偏見をなくすことを求める声が多く寄せられており、条例の制定とともに、平成25年度から取り組んでいる「まほろば『あいサポート運動』<sup>\*161</sup>」の推進、障害のある人とない人の交流の場の確保に取り組む必要があります。
- 障害のある人に対する虐待は、その尊厳を害するものであり、障害のある人の地域生活及び社会参加にとって虐待を防止することは極めて重要です。本県では、平成19年に発覚した大橋製作所における障害者虐待事件の反省を踏まえ、被害を受けた人への支援や、虐待防止の体制の構築・充実に取り組んでいます。引き続き、虐待の未然防止を図るとともに、虐待に関する通報・相談について関係機関と連携し、適切に対応する必要があります。
- 成年後見制度<sup>\*99</sup>の利用促進や日常生活における自立支援を求める声が寄せられています。障害のある人の自己決定を尊重し、自立した生活を支援するため、判断能力が十分でない人の財産や権利を守る仕組みである成年後見制度や日常生活自立支援事業<sup>\*137</sup>の利用促進に取り組む必要があります。
- 障害のある人の消費者トラブルは、障害特性等により、被害に遭っていることに気付きにくい場合や、被害に遭っても自らが問題を抱え込み周囲に相談しない場合があることから、被害が顕在化しにくい、被害拡大につながりやすいなどの傾向があります。  
そのため、障害のある人が消費生活を営む上で必要な支援を適切に行うとともに、トラブルの未然防止や拡大防止に向けた取組を推進する必要があります。
- 障害のある人の警察への通報や相談には困難を伴う場合があることから、情報提供や意思疎通の手段の充実を図る必要があります。

### ★ 取 組

障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しながらともに生き  
ることができる奈良県を目指します。

#### (1) 障害を理由とする差別の解消及び虐待の防止の推進

##### ① 障害者差別の解消及び虐待の防止に向けた取組の推進 [障害福祉課長]

平成28年4月に施行された障害者差別解消法<sup>\*71</sup>及び奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例に基づき、障害を理由とする差別に関する相談体制と助言又はあっせんの仕組みを整備するとともに、まほろば「あいサポート運動<sup>\*161</sup>」の推進により、障害を理由とする差別の解消、障害のある人の権利擁護及び県民の理解の促進に取り組みます。

障害ある人の虐待防止・権利擁護に関する県民及び関係者の理解を深めるため、障害者虐待防止・権利擁護研修等を通じた周知・啓発に取り組みます。また、奈良県障害者権利擁護センター<sup>\*123</sup>において受理した障害者虐待に関する相談・通報・届出等については、市町村障害者虐待防止センターをはじめとした関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応状況について定期的に検証します。

#### (2) 権利擁護の推進

##### ① 権利擁護支援体制の構築 [障害福祉課長]

法律的知識を必要とする権利擁護事案の迅速な解決を図るため、障害福祉圏域<sup>\*80</sup>ごとに圏域弁護士<sup>\*24</sup>を配置し、圏域マネージャー<sup>\*25</sup>等と連携した支援体制を構築します。

奈良県社会福祉協議会が窓口となる日常生活自立支援事業<sup>\*137</sup>の普及・啓発や、運営適正化委員会<sup>\*13</sup>の周知及び活動の充実を図ります。

##### ② 成年後見制度<sup>\*99</sup>の利用促進 [障害福祉課長]

市町村が行う成年後見制度利用支援事業<sup>\*101</sup>や成年後見制度法人後見支援事業<sup>\*100</sup>（地域生活支援事業<sup>\*110</sup>）について、実施にあたっての助言や情報提供等、各市町村において円滑に事業が実施できるよう、必要な支援を行います。

成年後見推進専門員<sup>\*98</sup>を配置し、市町村等の成年後見制度に関する相談機関に対する助言・支援や、市町村長申立<sup>\*46</sup>等の権利擁護支援に関する助言・支援等を行います。また、成年後見に関わる各種機関・専門員・法律等の専門家の連携を図り、各地域において、成年後見制度が身近に活用されるよう、啓発に取り組みます。

**③ 消費者被害の防止** [消費・生活安全課長]

県では、県内消費生活相談窓口と地域をつなぐパイプ役となり、情報提供や啓発活動を実践する「くらしの安全・安心サポーター<sup>\*21</sup>」を養成するとともに、地域でのボランティア活動の一環として、サポーターによる障害のある人等への見守りを行うなど、消費者トラブルの未然防止・拡大防止に取り組みます。

障害のある人等を狙った消費者トラブルに関する情報は当事者等には届きにくいことから、「高齢消費者・障害消費者被害防止情報交換会」において関係団体等に情報提供を行うとともに、関係団体等に対して、毎月「見守り通信」をメール配信し、障害のある人等の消費者トラブルの未然防止・拡大防止を図ります。

**④ 防犯対策の推進** [警察本部]

不審者対応訓練や防犯講習等、障害のある人が犯罪被害に遭わないとめの対策を幅広く実施するとともに、障害のある人からの 110 番通報に迅速かつ的確に対応するためのファックス 110 番<sup>\*150</sup>・メール 110 番<sup>\*163</sup> の周知や、手話通訳能力を有する警察職員の配置等に取り組みます。

行政・住民・事業所等が一体となって自主防犯活動に取り組むまちづくりを推進します。

 **数値目標**

項 目	単位	㉙実績	㉚見込	㉛目標
(1) 障害者虐待防止・権利擁護研修の修了者数（累計）	人	1,522	1,704	2,761

## 4. 災害時の支援

### ■ 現状と課題

- 障害のある人の中には、災害時に必要な情報を入手したり発信したりすることが困難な人、自力での迅速な避難が困難な人、避難生活で一定の配慮が必要な人等がいます。実際に災害が起ったときに必要とする支援は、障害種別や程度によって異なるため、それぞれの障害特性や必要とする支援等に応じた対策を講じることが重要です。このため県では、市町村における避難行動要支援者名簿<sup>\*148</sup> や避難支援プラン（個別計画）<sup>\*149</sup> の整備に向けた支援を実施しており、更に取組を推進する必要があります。
- 災害時に障害のある人が安心して避難生活ができるよう、福祉避難所<sup>\*153</sup> の整備や障害特性に配慮した避難所の質的改善が求められており、市町村と連携した取組を推進する必要があります。
- 精神障害のある人への災害時支援では、災害直後の投薬を含めた医療の確保、安否や環境への適応状況等の確認を行うとともに、その後の生活環境の変化により避難生活において生ずる問題について、こころのケアチーム派遣や保健所訪問活動等の支援を行っています。東日本大震災や紀伊半島大水害での経験を踏まえ、今後も、こころのケアを担う人材の育成等、活動の充実を図る必要があります。
- 平成23年9月の紀伊半島大水害の際は、奈良県自立支援協議会<sup>\*127</sup>において、「奈良県被災地障害者支援センター」を設置し、県内外の事業者等の協力のもと、被害の大きかった南和圏域を対象に、個別の訪問相談等を実施しました。平常時からの地域の支援ネットワークづくりが重要であるとの教訓を踏まえ、引き続き、地域と連携して取組を推進する必要があります。

## ★ 取組

災害発生時に、障害のある人が、迅速に避難するための地域支援体制が構築された奈良県を目指します。

### (1) 災害時における支援の充実

#### ① 災害時要援護者に関する取組の推進 [地域福祉課長]

災害発生時に、障害のある人の安全を守るため、市町村による避難行動要支援者名簿<sup>\*148</sup> や避難支援プラン（個別計画）<sup>\*149</sup> の策定を促進するとともに、日頃から地域において障害のある人と支援者等が交流して信頼関係を築き、障害のある人の所在や状況を把握し、障害のある人に配慮した避難支援体制を構築します。

市町村が災害発生時に障害のある人に対して、適切な伝達系統や伝達方法により迅速かつ的確に周知できるよう、避難支援プラン（個別計画）の策定に向けた支援を行います。

#### ② 福祉避難所<sup>\*153</sup> の整備・運営 [地域福祉課長]

福祉避難所の充実に向け、市町村による新たな福祉避難所の指定及び、個々の災害時要援護者の障害特性等に配慮した機能強化の促進に向けて取り組みます。

「奈良県避難所運営マニュアル<sup>\*130</sup>」を活用し、避難所運営がスムーズに行えるよう、市町村における取組に対して支援します。

#### ③ 災害時のこころのケアの推進 [疾病対策課長]

災害時の精神科医療の確保に向け、こころのケアチームの編成及び派遣が迅速に行われるよう、マニュアル化を推進するとともに、平常時より関係機関による連絡会議を開催するなど、必要な体制整備を図ります。

被災者支援に関わる医師、看護師、保健師、精神保健福祉士<sup>\*96</sup> 等の専門職を対象とした研修会を実施し、災害時のこころのケア支援に関する知識や支援技術の向上を図ります。

## 数値目標

項目	単位	㉙実績	㉚見込	㉛目標
(1) 福祉避難所 <sup>*153</sup> の設置数	箇所	202	206	291

### 分野：（iii）保健・医療

#### 1. 保健・医療の充実

##### 現状と課題

- 障害のある人やその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、在宅で医療や医療的ケア<sup>\*9</sup>を受けられる体制が求められています。県では、平成26年4月から県立奈良病院・三室病院・総合リハビリテーションセンター医療部門の3病院を地方独立行政法人化しました。同一法人内で急性期から回復期まで一貫した最適なリハビリテーションを行い、できるだけ早期の在宅復帰を目指しています。一方、平成25年度に実施した意見交換会やアンケート調査では、「保健・医療の充実」に関する意見・要望は全体の14%（15項目中2位）を占めており、より一層、福祉と医療が連携して取り組む必要があります。
- 精神障害のある人については、精神科病院からの地域移行の促進や、アウトリーチ<sup>\*3</sup>による支援を行うことのできる体制整備等に取り組んでいます。精神障害のある人やその家族等からは、家族を含めた地域生活支援、24時間365日の相談支援体制及び危機介入チームの創設等を求める声が多く寄せられており、支援の充実に向けて検討を進める必要があります。
- 重症心身障害<sup>\*53</sup>のある人が、地域で家族と安心して暮らしていく上で、とりわけ緊急時や家族のレスパイト<sup>\*169</sup>における受入体制の整備が課題となっています。「重症心身障害児（者）支援ネットワーク会議」を設け、福祉と医療が連携して対応を検討していますが、在宅支援体制の構築に向けて、引き続き、検討を進める必要があります。
- 難病<sup>\*135</sup>は、経済的な問題のみならず介護等を要するなど、家族の負担が重く、精神的負担も大きい疾患であり、疾患による個別性が高いという特徴があります。平成25年度の障害者総合支援法<sup>\*75</sup>の施行に伴い、難病患者が障害福祉サービス等の対象に追加されましたが、サービスの利用実績は低迷しており、引き続き制度の周知が必要な状況です。
- 認知症<sup>\*138</sup>患者を介護する家族からは、「目が離せず、一日中離れられない、家事や買い物もできない」などの声が多く寄せられています。高齢化の進展に伴い、認知症患者数の更なる増加が見込まれる中、認知症への理解、認知症に対応した介護サービスを主眼とした施策を推進する必要があります。

## ★ 取 組

障害のある人が、安心して暮らせるよう、保健・医療の充実と支援ネットワークが構築された奈良県を目指します。

### (1) 医療と福祉の連携の強化

#### ① 障害のある人の在宅医療等の支援の充実 [障害福祉課長]

障害のある人の在宅医療等の支援の充実に向け、奈良県保健医療計画<sup>\*132</sup>に基づく医療分野における取組と連携し、障害者医療のネットワークの構築に向けて取り組みます。

#### ② 心身障害者歯科衛生診療所<sup>\*89</sup>の運営の充実 [障害福祉課長]

口腔ケアの向上に向け、心身障害者歯科衛生診療所において、一般の歯科医院での診療が困難な障害のある人の診療を行うとともに、診療機器の更新・整備を行います。

#### ③ 咳痰吸引等を実施できる介護職員等の養成・確保

[長寿・福祉人材確保対策課長]

障害福祉サービス事業所<sup>\*81</sup>等における医療的ケア<sup>\*9</sup>の提供体制の充実を図るため、喀痰吸引等を行う介護職員等の確保及び技術向上を目的とした研修を実施します。

### (2) 精神障害のある人への支援

#### ① 精神科救急医療体制の充実 [疾病対策課長]

精神疾患の急性発症や症状急変により速やかに医療の必要がある人に対応するため、夜間・休日に係る診療及び入院病床の確保により、引き続き、24時間365日の精神科救急医療システム<sup>\*94</sup>の適切な運用に取り組みます。

医療機関によるアウトリーチ<sup>\*3</sup>においては、24時間体制の多職種チーム<sup>\*107</sup>の設置を目指すとともに、保健所の保健師や精神保健福祉相談員や障害福祉サービス事業所<sup>\*81</sup>の相談支援専門員<sup>\*104</sup>等との連携強化を図ります。

#### ② 地域移行・地域定着支援の充実 [疾病対策課長]

入院医療中心の精神医療から地域生活を支援するための精神医療体制の構築に向け、改正精神保健福祉法<sup>\*97</sup>を踏まえ、退院後生活環境相談員<sup>\*105</sup>の選任、地域援助事業者<sup>\*109</sup>との連携、医療保護入院者退院支援委員会<sup>\*11</sup>の開催等、精神科病院の管理者に対する退院促進に向けた取組を進

めます。

また、第7次奈良県保健医療計画<sup>\*132</sup>（計画期間：平成30年度～平成35年度）で精神病床の基準病床数<sup>\*171</sup>が新たに設定されることも踏まえ、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会<sup>\*172</sup>等などの保健、医療、福祉関係者や市町村による協議の場を設定し、医療・福祉サービスの確保など精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム<sup>\*173</sup>の構築に向けて取り組みます。

### ③ 相談支援体制の構築 [疾病対策課長]

保健所等の各機関において専門相談に対応できるよう、精神科医師をはじめ各種専門職が、各機関の窓口相談者の個別相談や研修を実施するなど、技術支援の強化を図ります。

保健所をはじめ関係機関との連携により、障害のある人とその家族等が相談しやすい体制を整備するとともに、各種研修会を通じ、精神保健福祉従事者のスキルアップを図ります。

### ④ 医療費負担の軽減に向けた支援 [疾病対策課長]

平成25年度に実施した「精神障害者の生活と受診状況に関するアンケート調査」の結果を踏まえて拡充した精神障害者医療費助成事業<sup>\*95</sup>について、引き続き、制度の円滑な運用を図ります。

## （3）重症心身障害<sup>\*53</sup>のある人への支援

### ① 関係機関の連携強化による支援の充実 [障害福祉課長]

在宅の重症心身障害<sup>\*53</sup>のある人への支援のため、拠点医療機関、地域医療機関、開業医、訪問看護ステーション、医療型障害児入所施設、障害福祉サービス事業所<sup>\*81</sup>等がネットワークを構築することにより、在宅支援体制の充実を図ります。

### ② 在宅サービスの充実 [障害福祉課長]

障害福祉サービス事業所<sup>\*81</sup>等の職員を対象に、重症心身障害<sup>\*53</sup>のある人の身体状態や生活状況等を理解する研修を実施することにより、地域において重症心身障害のある人を支援することができる人材の育成及び相談支援体制の充実強化を図ります。

保護者の介護負担を軽減するため、レスパイト<sup>\*169</sup>を行える体制整備に取り組みます。

## （4）難病<sup>\*135</sup>患者への支援

### ① 関係機関の連携強化による支援の充実 [健康推進課長]

難病<sup>\*135</sup>患者に対する適切な入院施設を確保するとともに、家族等の介

護者の休息等のため在宅療養が困難となった場合に、一時入院することが可能な病床を確保するなどにより、患者の安定した療養生活の継続に向けた在宅療養支援関係機関の連携強化に取り組みます。

難病相談支援センター<sup>\*136</sup>において、疾患ごとに、県内の専門医による個別相談や、患者団体と連携した難病ピアカウンセリング<sup>\*147</sup>を実施しており、国の難病対策の見直しに伴って拡大される疾患への対応等、相談機能の充実に取り組みます。

## ② 在宅サービスの充実 [障害福祉課長]

難病<sup>\*135</sup> 患者等の身体状態や生活状況等を踏まえた支援が行われるよう、居宅介護<sup>\*20</sup>や短期入所<sup>\*108</sup>等のサービス基盤の充実を図るとともに、サービス管理責任者等研修等を通じて、人材の確保・育成に取り組みます。

難病患者等が必要とするサービスを円滑に利用することができるよう、引き続き、障害者総合支援法<sup>\*75</sup>や児童福祉法の制度について周知するとともに、障害支援区分<sup>\*62</sup>の審査判定や支給決定に関わる者を対象に、認定調査員<sup>\*141</sup>研修や市町村審査会委員<sup>\*45</sup>研修等を通じて、難病患者の特徴等の理解促進を図ります。

## (5) 認知症<sup>\*138</sup>患者への支援

### ① 正しい知識の普及・啓発 [地域包括ケア推進室長]

生活習慣の改善等による予防を推進するとともに、認知症<sup>\*138</sup>を発症した場合に早期に適切な対応ができるよう、認知症の知識の普及・啓発に取り組みます。

認知症患者の地域での暮らしを応援する認知症サポート<sup>\*139</sup>の養成等を通じて、認知症患者やその家族等を地域全体で支える体制づくりを進めます。

医療や介護の従事者等を対象とした研修等を通じて、認知症に関わる人材の専門性の向上を図るとともに、認知症サポート医<sup>\*140</sup>の養成等を通じて、認知症に係る医療と介護の連携を強化します。

### ② 介護サービス基盤の整備 [地域包括ケア推進室長]

認知症<sup>\*138</sup>対応型グループホーム<sup>\*22</sup>等、認知症高齢者に適した介護サービス基盤の整備を推進するとともに、認知症介護に携わる多職種を対象とした研修を実施し、介護技術の向上を図ります。

 **数値目標**

項 目		単位	㉙実績	㉚見込	㉛目標
(1)	入院中の精神障害のある人の地域移行	①入院後3ヶ月時点の退院率	%	44.9	65.0
		②入院後6ヶ月時点の退院率	%		84.0
		③入院後1年時点の退院率	%	78.8	92.0
		④在院期間1年以上の長期入院者数	人	1,360	1,340
(2)	精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上)		人		852
	精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳未満)		人		448
(3)	保健所ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置	箇所			3
(4)	市町村ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置	%			50
(5)	重症心身障害 <sup>※53</sup> 児(者)の在宅支援に関する研修会の修了者数	人	112	135	137
(6)	認知症サポート医 <sup>※140</sup> の養成者数	人	67	86	108

## 2. 療育の推進

### 現状と課題

- 障害や発達の遅れのある子どもの支援については、乳幼児の健康診査や相談指導等を通じて、早期から適切な療育を行うことが大切です。また、障害のある子どもとその家族が住み慣れた地域において必要な療育を受けられるよう、地域療育支援体制を構築するとともに、支援の質の向上を図る必要があります。障害のある子どもの通所支援のほか地域支援を行う機関として児童発達支援センター<sup>\*51</sup>を設けるなど、障害児支援の充実が求められています。

県では、児童発達支援センターの整備や関係機関との連携強化等に取り組んでいますが、平成26年4月に奈良県自立支援協議会<sup>\*127</sup>療育ワーキングチームが現場のヒアリングを経てとりまとめた「障害児の地域支援の充実に向けた提言」において、「児童発達支援センターの機能強化及び地域資源との連携強化の必要性」が示されたように、現状では地域療育支援体制整備は十分とは言い難い状況にあります。

また、県立障害児入所支援施設である登美学園・筒井寮は、設置後40年が経過し老朽化の進行に伴い、安全性・快適性・運営の効率性の点で課題を抱えているため、整備するが必要であるとともに、これまでの入所支援で蓄積したノウハウ等を活かし、県全体の障害児支援の充実に取り組む必要があります。

- 障害のある子どもの就学前教育については、本人の発達の促進や家族の負担軽減、更には障害のある人とない人の相互理解を図る上で、地域の幼稚園や保育所において受け入れるための環境整備が必要です。また、学齢期の子どもについても、放課後や長期休業期間における安全で健やかな居場所を確保するため、県と市町村が連携し、地域の参画を得ながら、放課後児童クラブ<sup>\*157</sup>や放課後子ども教室<sup>\*156</sup>、児童館<sup>\*48</sup>等への受入体制を充実する必要があります。
- こども家庭相談センター（児童相談所）<sup>\*34</sup>では、児童に関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とする様々な相談に対応していますが、同センター全体の相談件数の約半分は障害相談という現状にあり、市町村・学校・児童家庭支援センター<sup>\*47</sup>等の関係機関等と連携した支援を充実する必要があります。

## ★ 取 組

障害のある子どもが、早期に療育を受けることができる体制を整備し、切れ目のない支援ができる奈良県を目指します。

### (1) 早期発見・早期療育

#### ① 早期発見体制の整備と相談支援機能の充実 [健康推進課長]

各種健康診査の体制整備を図り、障害の早期発見体制を充実します。

地域における身近な療育相談や健康相談等の窓口である保健所や市町村保健センターの専門的な相談機能を充実するとともに、保健師等専門職の資質の向上を図ります。

障害の受容、将来にわたる子どもの生活への心配や不安への対応等、日常生活の中で発達・発育を促すことができるよう、家族の心のケアも含めた支援の充実に取り組みます。

### (2) 地域療育体制の充実

#### ① 障害児療育機能の充実 [障害福祉課長]

地域における障害のある子どもの生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられるよう、療育支援体制の充実を図ります。

障害のある子どもとその家族等に対する支援の拠点となる児童発達支援センター<sup>\*51</sup>を中心とした圏域ごとの相談支援及び療育体制の充実・強化のため、児童発達支援<sup>\*50</sup>事業を実施する事業所等のサービスの質の向上と連携に取り組みます。

地域の療育機関等に対して、医学的な支援が必要な発達障害<sup>\*143</sup>のある子どもへの支援方法等の指導・助言を行い、早期療育を実施できる地域の療育体制を構築します。

障害のある子どもの療育・支援に携わる機関の職員を対象に、障害児療育に関する情報の共有や知識の習得を行う機会を設けるなど、県全体の療育機能の充実・強化を図ります。

#### ② 県立障害福祉施設における障害児支援の充実 [障害福祉課長]

県立障害児入所支援施設である登美学園・筒井寮については、一体的に建替整備を行い、入所機能及び短期入所<sup>\*108</sup>等の在宅支援機能の充実を図ります。また、障害児支援が身近な地域で安心して受けられるよう、市町村や関係機関等とのネットワークの構築、障害児支援事業所・保育園・幼稚園等の地域で活躍する支援者の育成・確保のための研修会の開催や助言・指導を行うなど、障害児支援の拠点的機能にも取り組みます。

**③ 保育所、放課後児童クラブ<sup>\*157</sup>における障害のある子どもの受入促進**

[子育て支援課長]

障害のある子どもを多く受け入れるため、障害児保育担当保育士の加配により手厚い保育を実施する保育所を支援します。

専門的・指導的知識を有する指導員を配置する放課後児童クラブを支援します。

保育所や放課後児童クラブ等の職員を対象に、障害について必要な理解を深めるための研修を実施します。

**④ 障害のある子どもと家庭に対する専門的相談の充実 [こども家庭課長]**

こども家庭相談センター（児童相談所）<sup>\*34</sup>において、障害のある子どもとその家庭に対して、児童心理司<sup>\*49</sup>及び児童福祉司<sup>\*52</sup>等の専門職による助言・指導等を行うとともに、市町村や学校、その他の関係機関等と連携した支援の充実を図ります。

 **数値目標**

項目	単位	㉙実績	㉚見込	㉛目標
(1) 健康診査受診率 (1歳6ヶ月)	%	96.1	96.1	97.0
	%	92.0	92.0	92.0

分野：(iv) 教育

## 1. 特別支援教育<sup>\*118</sup>の充実

### 現状と課題

- 障害のある幼児・児童・生徒が個々の障害特性等に応じ、就学前から卒業まで切れ目なく支援を受けられるよう、個別の教育支援計画<sup>\*35</sup>や個別の指導計画<sup>\*36</sup>に基づき、関係者連携のもと、適切な指導及び支援が行われる必要があります。個別の指導計画を作成した学校の割合は、目標を上回る見通しとなっていますが（㉖目標：95%→㉖見込：96%）、引き続き、計画作成を進める必要があります。
- インクルーシブ教育<sup>\*12</sup>の充実に向けて、全ての子どもがともに学びとともに育つことを基本的な考え方とする「地域に根ざした教育」を推進するため、地域の小中学校において、特別支援教育<sup>\*118</sup>に関する専門性の向上を図る必要があります。特別支援教育に関する教員研修の修了者の割合は 88%（㉕実績）であり、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が求められていることから、引き続き、専門性の向上に取り組む必要があります。
- 共生社会<sup>\*16</sup>の実現に向け、障害のあるなしにかかわらず、地域でともに学ぶ場づくりが求められており、交流及び共同学習の推進に積極的に取り組む必要があります。学校教育における障害者理解の促進が求められており、指定校における分教室設置に向けた準備を進める必要があります。
- 児童・生徒や保護者が希望する教育を受けられるよう、利用しやすい施設・設備と教育環境の整備を進めるとともに、就学に対する相談体制を充実する必要があります。また、進路指導にあたっては、生徒本人の希望を尊重するとともに、就労を希望する生徒が適性に応じた仕事に就くことができるよう、企業や労働・福祉等の関係機関と連携して実習を実施したり、授業を通して関係機関と協働するような活動を展開するなどの取組について、更なる充実を図る必要があります。

## 取 組

インクルーシブ教育<sup>\*12</sup>の充実により、地域に根ざし、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育<sup>\*18</sup>を受けることができる奈良県を目指します。

### (1) インクルーシブ教育<sup>\*12</sup>の充実

#### ① 障害のある子どもに対する学校支援体制の整備 [学校教育課長]

特別支援学校や地域の学校において、個別の教育支援計画<sup>\*35</sup>や個別の指導計画<sup>\*36</sup>の作成を促進するとともに、教員の特別支援教育<sup>\*18</sup>に関する専門性の向上を図るための研修等に取り組みます。

福祉・医療等の関係機関との連携強化に向けて、特別支援教育コーディネーター<sup>\*119</sup>のスキルアップを図るとともに、コーディネーターがその役割を円滑に果たせるよう、特別支援教育巡回アドバイザー<sup>\*120</sup>の機能を充実します。

希望する学校で安全に安心して学校生活を送ることができるよう、各学校の環境整備や医療的ケア<sup>\*9</sup>の提供体制の充実等を進めるとともに、就学に対する相談体制の充実を図ります。

#### ② 高等学校における高等養護学校の分教室設置に向けた取組の推進

[学校教育課長]

職業教育に関する専門性の共有とインクルーシブ教育<sup>\*12</sup>の推進を目指して、県立高等学校に高等養護学校の分教室を設置するため、「奈良県立高等学校インクルーシブ教育推進校<sup>\*133</sup>」を指定しました。高等学校との交流及び共同学習を計画的・組織的に推進し、平成28年度の分教室設置に向けた準備に取り組みます。

### (2) 進路指導の充実と職場開拓の促進

#### ① 職業教育の充実 [学校教育課長]

高等学校や特別支援学校、その他の教育機関において、それぞれの専門教育のノウハウを活かし、更なる職業教育の充実に努めます。

広く地域のマンパワーや、企業の協力も仰ぎながら、地域との関わりを深めつつ、より幅の広い社会体験の場の確保に取り組みます。

## 第2部 施策体系と施策の方向等

### ② 職場開拓の促進 [学校教育課長]

市町村協議会<sup>\*44</sup>や支援機関との連絡会等と積極的に関わるなど、企業、労働及び福祉の各関係機関と連携し、生徒一人ひとりに合った働く場や働き方の創造に取り組みます。

### ③ 進路に関する適切な情報提供の実施 [学校教育課長]

本人・保護者に進路に関する丁寧かつ十分な情報提供を行うとともに、企業や関係機関に対しても、職場開拓の観点から、幅広い情報提供を行い、障害者雇用に関する理解・啓発に取り組みます。

### 数値目標

項目	単位	⑧実績	⑨見込	⑩目標
(1) 個別の指導計画 <sup>*36</sup> を作成した学校の割合	%	94.4	96.2	100.0
(2) 特別支援教育 <sup>*118</sup> に関する教員研修修了者の割合	%	⑦84.3	85.7	100.0

## 分野：（v）雇用

1. 一般就労<sup>\*6</sup>への支援 現状と課題

- 障害のある人が経済的に自立し、社会に参加するためには、雇用・就業機会を確保し、安定した生活基盤を確立することが大切です。県では、平成25年度に「障害者はたらく応援団なら<sup>\*78</sup>」を奈良労働局<sup>\*134</sup>と共同設置し、登録企業等との連携のもと、職場実習<sup>\*84</sup>の推進等に取り組んでいます。障害者雇用率<sup>\*69</sup>（②実績：2.22% ※全国5位）の向上に向けて、更なる取組の充実を図る必要があります。障害者雇用促進法<sup>\*68</sup>の改正により、平成30年度から精神障害のある人の雇用義務化が図られたことを踏まえ、精神障害のある人の雇用促進に向けた取組を充実する必要があります。
- 障害の状況や程度によっては、様々な就業形態が必要となるため、短時間就労や在宅就労、仲間との支え合い等、多様な形の就労が可能となるよう、職場における障害のある人への理解を深め、障害のある人が働きやすい環境づくりを推進する必要があります。
- 圏域ごとに設置している障害者就業・生活支援センター<sup>\*72</sup>では、個々の障害のある人の就職や、職場への定着促進に向け、就業面と生活面をあわせた支援に取り組んでいます。平成26年度の福祉的就労<sup>\*152</sup>から一般就労<sup>\*6</sup>への移行者数は目標を上回る見通し（②目標：83人→②見込：133人）となっており、引き続き、定着支援を含め、関係機関が連携した個別の支援に取り組む必要があります。

 取組

働くことを希望する全ての障害のある人が、自分の能力が発揮できる仕事に就くことができ、安心して働き続けることができる奈良県を目指します。

## (1) 障害者雇用の促進

## ① 一般企業等における雇用の場の確保 [障害福祉課長]

障害者雇用率<sup>\*69</sup>全国1位の維持目指して「障害者はたらく応援団なら<sup>\*78</sup>」の取組を推進し、職場実習<sup>\*84</sup>の充実、障害者理解の促進、職場定着

## 第2部 施策体系と施策の方向等

支援、特例子会社<sup>\*174</sup>の設立支援等に取り組みます。

就労連携コーディネーター<sup>\*61</sup>を障害福祉課に配置し、労働局やハローワークと情報を共有するとともに、法定雇用率未達成企業への働きかけを強化します。

### ② 県庁における雇用の場の確保 [人事課長]

県庁における障害のある人の雇用の充実に向け、受入体制及び環境の整備を図り、県庁内で障害のある人の働く場を今後も継続して確保します。

### ③ 精神障害のある人の雇用促進 [障害福祉課長]

精神障害のある人の雇用義務化に対応するため、精神保健福祉士<sup>\*96</sup>等の専門家を企業に派遣し、企業等での理解を深めるなど、雇用の促進や職場定着の向上を図ります。

## (2) 総合的な就労支援

### ① 「障害者はたらく応援団なら<sup>\*78</sup>」の活動推進 [障害福祉課長]

奈良労働局<sup>\*134</sup>と共同で運営する「障害者はたらく応援団なら」の取組として、意見交換会の開催、就業体験するための職場実習<sup>\*84</sup>の実施、就労支援セミナーの開催等、官民が一体となって一般企業等への障害者就労を支援します。

### ② 職場実習<sup>\*84</sup>機会の拡大 [障害福祉課長]

「障害者はたらく応援団なら<sup>\*78</sup>」登録企業等による職場実習機会の拡大及び充実を図るとともに、職場実習を円滑かつ効果的に実施することができるよう、企業等に職場実習ジョブサポーター<sup>\*85</sup>を派遣します。

### ③ 職場定着支援の充実 [障害福祉課長]

障害のある人が安心して働き続けることができるよう、障害者就業・生活支援センター<sup>\*72</sup>やハローワーク等、障害のある人の就労を支援する各機関が密接に連携し、就業に伴う日常生活や社会生活に必要な支援等、個別のニーズに応じた職場定着支援を実施します。

### ④ 障害特性に応じた職場訓練の推進 [雇用政策課長]

障害特性に応じた就労支援及び多様な職業への就職機会の確保を図るため、様々な職種に対応できる訓練を行うことにより就労につなげていきます。

就職又は雇用の継続に必要な知識・技能の習得を図るため、障害者委託訓練<sup>\*5</sup>を実施します。

 **数値目標**

項目	単位	㉙実績	㉚見込	㉛目標
(1) 障害者雇用率 <sup>*69</sup>	%	2.60	2.62	2.82
(2) 福祉施設利用者の一般就労 <sup>*6</sup> への移行	人	121	160	327

## 2. 福祉的就労<sup>\*152</sup>への支援

 **現状と課題**

- 就労移行支援<sup>\*58</sup> 事業所、就労継続支援事業所（A型・B型）等、県内の就労系サービス事業所は大幅に増加しており（㉙68箇所→㉚123箇所）、引き続き、一般就労<sup>\*6</sup>が困難な人の地域生活を支えるため、また、働くことによる生きがいの充実を図るため、利用見込量を踏まえたサービス基盤の充実に取り組む必要があります。
- 障害のある人が受け取る賃金である工賃<sup>\*29</sup>の向上に向け、県では平成24年度から3カ年の「工賃向上計画」により、売れる商品づくり、農業分野へのチャレンジ、施設外就労<sup>\*42</sup>の実施等、様々な取組を進めています。県内の月額平均工賃は目標を下回る見通しであり（㉛目標：20,000円→㉚実績：13,856円）、更なる取組の充実が必要です。
- 「障害者優先調達推進法<sup>\*79</sup>」が施行され、県や市町村においても、障害者施設等からの発注を積極的に進めるよう求められており、県では、目標を上回る調達を行いました（㉛目標：2,000千円→㉚実績：2,551千円）。今後、月額平均工賃<sup>\*29</sup>の数値目標達成の観点からも、更に高い調達目標を掲げ、需要サイド・供給サイドの課題分析、需要の掘り起こし、売れる商品づくり等の取組を推進する必要があります。また、市町村における調達方針の策定に対しても助言・支援を行っていく必要があります。

 **取 組**

官民が一体となった取組を推進し、事業所の経営力強化を図ることによって、事業所での工賃<sup>\*29</sup>が高い奈良県を目指します。

(1) 福祉的就労<sup>\*152</sup> の場の確保

① 売れる商品づくりの推進 [障害福祉課長]

商品の品質向上と販路拡大、一般市場での流通を目指し、販売会やイベント、カタログ等を活用した事業所商品のPRに取り組みます。

専門家や企業等と連携し、やる気のある事業所を育成し、魅力的な商品づくりに取り組みます。

② 農業分野へのチャレンジの推進 [障害福祉課長]

農業分野において積極的に事業を行う障害福祉サービス事業所<sup>\*81</sup>と協定を締結し、普及指導員の巡回指導による栽培技術の向上や販路の確保に向けた支援を行います。

事業所における農業への取組を推進するため、栽培方法等の研修会の開催や施設外就労<sup>\*42</sup>を推進します。

(2) 優先調達の推進と工賃<sup>\*29</sup> の向上

① 優先調達の推進 [障害福祉課長]

障害者就労施設等の提供する物品やサービスの優先調達にあたっては、毎年度「奈良県障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針<sup>\*125</sup>」を定め、地方自治法施行令に規定する特定随意契約<sup>\*117</sup>を活用し、積極的に推進します。

需要サイド及び供給サイド双方の分析を行い、需要の掘り起こし、やる気のある事業所の確保、品質向上、販路拡大等に取り組みます。

② 施設外就労<sup>\*42</sup> の推進 [障害福祉課長]

障害のある人の工賃<sup>\*29</sup> 向上だけでなく、就労意欲の向上にも効果がある施設外就労を県庁において引き続き実施するとともに、市町村や企業等への拡大に向けて周知啓発を行います。

 数値目標

項目	単位	㉙実績	㉚見込	㉛目標
(1)月額平均工賃 <sup>*29</sup>	円	15,410	15,928	20,000
(2)障害者就労施設等からの物品等の調達額	円	27,229,204	22,000,000	22,000,000

分野：（vi）社会参加

## 1. バリアフリーの推進

### 現状と課題

- 障害のある人の自立と社会参加を支援するとともに、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障害のある人に配慮したバリアフリーのまちづくりを推進する必要があります。県では、「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例<sup>\*128</sup>」に基づき、特定施設<sup>\*116</sup>設置の届出や適合証の交付等により公共的施設<sup>\*26</sup>の整備を進めるとともに、バリアフリー基本構想<sup>\*145</sup>の策定、鉄道駅の段差解消、ノンステップバス<sup>\*142</sup>の導入、バリアフリー対応型信号機<sup>\*146</sup>の設置等の取組を推進しています。平成25年度に実施した意見交換会やアンケート調査では、「バリアフリーの推進」に関する意見・要望は全体の16%を占めており（15項目中1位）、車椅子に配慮した歩道の整備、障害のある人が利用しやすい店舗の普及、障害者用トイレや駐車場の充実を求める声が多く寄せられています。これらの意見・要望を踏まえ、ハード・ソフトのバリアフリー化を積極的に推進する必要があります。
- 「観光バリアフリーマップ<sup>\*15</sup>」の需要は年々増加しており、誰もが観光を楽しめるユニバーサルツーリズム<sup>\*165</sup>の推進が求められています。バリアフリーの現状把握・課題抽出を行い、正確な情報を発信するとともに、必要な支援を組織的かつ包括的に行う仕組みを整備していく必要があります。
- 県の施設については、建設及び改修時において、障害者駐車場やトイレの整備等のバリアフリー化に取り組んでいますが、障害のある人に配慮した施設整備を行うためには、府内各部局の連携をより強化する必要があります。

### 取 組

障害のある人が、公共交通機関やトイレ等の利用を心配することなく外出できる奈良県を目指します。

### (1) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

#### ① 住みよい福祉のまちづくりに向けた普及・啓発等の推進 [地域福祉課長]

「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例<sup>\*128</sup>」に基づき、障害のある人に配慮したまちづくりを進めるにあたり、建物設備や駐車場等施設利用におけるモラル向上について、普及・啓発を進めるとともに、条例・規則で定める整備基準や設計マニュアルに記載している誘導基準について、施設利用者である県民等の意見を踏まえながら、時代やニーズに応じた基準の在り方の検討に取り組みます。

全ての人にとって使いやすい製品の開発や生活しやすい環境の実現を目指して、ユニバーサルデザイン<sup>\*166</sup>の考え方について普及・啓発を行うとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた、利用しやすい施設や設備等の情報を提供します。

#### ② 総合的なバリアフリー化の推進 [道路環境課長、警察本部、施設所管課長]

幅の広い歩道の整備や視覚障害者誘導用ブロックの敷設、バリアフリー対応型信号機<sup>\*146</sup>の設置、県有施設のバリアフリー化等を推進します。

市町村による「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律<sup>\*33</sup>」に基づくバリアフリー基本構想<sup>\*145</sup>の策定を促進するため、専門的・技術的な支援を行います。

#### ③ 公共交通機関のバリアフリー化の推進 [地域交通課長]

鉄道駅の段差解消やノンステップバス<sup>\*142</sup>の導入等、公共交通機関のバリアフリー化を推進するため、公共交通事業者に対し支援を行います。

通院や買い物等、日常生活に必要な移動に不安を感じることなく、誰もがいきいきと暮らせるよう、まちづくりと連動した移動ニーズに応じた交通サービスの提供体制の構築や、障害特性に配慮した案内表示板等による情報提供の充実等により、安心した暮らしを支える移動の利便性の確保に取り組みます。

#### ④ ユニバーサルツーリズム<sup>\*165</sup>の推進 [ならの観光力向上課長]

ユニバーサルツーリズムを推進するため、宿泊事業者をはじめとする観光関連事業者、福祉関連事業者等と連携した取組を進め、ホームページにより県内のバリアフリー情報を発信するなど、全ての人が安心して観光を楽しめる環境づくりに取り組みます。

#### ⑤ 県の施設におけるバリアフリー化の推進 [障害福祉課長]

県の施設については、障害のある人に配慮した施設整備や運営が必要であり、新たな施設の整備や既存施設の改修時には、ハード・ソフトの両面からのバリアフリー化の検討を行うことが重要であることから、府内各部局が連携できる仕組みづくりに取り組みます。

 **数値目標**

項目	単位	㉙実績	㉚見込	㉛目標
(1)バリアフリー基本構想 <sup>*145</sup> を策定した市町村数	市町村	6	8	10
(2)段差解消駅数	駅	47	48	60
(3)ノンステップバス <sup>*142</sup> の導入率	%	43.8	46.3	62.3
(4)バリアフリー対応型信号機 <sup>*146</sup>	箇所	346	349	360

※(2)は、1日あたりの平均利用者数3,000人以上の駅が対象

## 2. 情報アクセシビリティ<sup>\*83</sup>の推進

 **現状と課題**

- 障害のある人の自立や社会参加を進める上で、全ての人が平等、円滑に情報を入手し、共有することができるよう、障害の特性に応じた情報伝達手段を確保することが重要であることから、情報アクセシビリティ<sup>\*83</sup>の向上を推進する必要があります。県では、障害のある人の意思疎通支援・情報提供の充実を図るため、手話通訳者、要約筆記<sup>\*167</sup>者、盲ろう者向け通訳・介助員、点訳・音訳奉仕員を養成するとともに、平成24年度に「奈良県聴覚障害者支援センター<sup>\*129</sup>」を設置するなど、支援の充実に取り組んできました。一方、聴覚障害のある人や視覚障害のある人を中心に、障害者基本法<sup>\*66</sup>や障害者差別解消法<sup>\*71</sup>を踏まえた情報保障の充実を求める声が多く寄せられており、これらを踏まえて取組の充実を図る必要があります。
- 県政広報については、広報誌「県民だより奈良」の点字版や音声版の発行、県政ニュース番組「県政フラッシュ」への字幕放送の導入等に取り組んでいますが、障害のある人を含め、誰もが利用しやすい広報が求められる中、引き続き、県政広報のアクセシビリティの維持・向上に努めていく必要があります。

 **取 組**

聴覚に障害のある人も、視覚に障害がある人も、障害のない人と等しく情報を得ることができる奈良県を目指します。

### (1) 意思疎通支援の充実

- ① 人材の養成・確保 [障害福祉課長]

## 第2部 施策体系と施策の方向等

聴覚障害者支援センターにおいて、手話通訳者、要約筆記<sup>\*167</sup>者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成・研修等を実施します。

視覚障害者福祉センター<sup>\*40</sup>において、点訳・音訳奉仕員の養成・研修等を実施します。

### ② 音声機能障害のある人の発声訓練に対する支援 [障害福祉課長]

喉頭摘出等により音声機能に障害のある人を対象に、日常生活に必要な発声訓練を実施します。

### ③ 市町村の取組に対する支援 [障害福祉課長]

市町村が行う意思疎通支援事業<sup>\*4</sup>（地域生活支援事業<sup>\*110</sup>）が、円滑に実施されるよう、助言や情報提供等の必要な支援を行います。

## （2）情報提供の充実

### ① 障害特性に応じた情報提供の充実 [障害福祉課長]

聴覚障害のある人について、県が主催するイベントや講演会では手話通訳者や要約筆記<sup>\*167</sup>者の派遣により、情報保障に努めます。

県が作成するパンフレット等の印刷物について、視覚障害のある人向けには、点字や音声コード等により、知的障害のある人向けには平易な言葉・ルビ・絵・図表等によりわかりやすく表現するよう努めます。

聴覚障害者支援センターに設置する手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員により情報提供を行うとともに、字幕（手話）入りビデオ・DVDの貸出等により、聴覚障害のある人への情報提供を行います。

視覚障害者福祉センター<sup>\*40</sup>において、点字図書の製作・貸出や対面朗読の実施により、視覚障害のある人への情報提供を行います。

### ② 県政広報の充実 [広報広聴課長]

県政広報においては、引き続き、広報誌の点字版や音声版の発行をはじめ、テレビ・ラジオ・ホームページ等多様な媒体を活用した情報提供の充実に取り組むとともに、障害のある人や高齢者への配慮を進め、アクセシビリティの維持・向上に取り組みます。

## 数値目標

項目	単位	㉧実績	㉨見込	㉩目標
(1) 手話通訳者数	人	136	133	179
(2) 要約筆記 <sup>*167</sup> 者数	人	56	53	82
(3) 盲ろう者向け通訳・介助員数	人	54	52	55
(4) 点訳・音訳奉仕員数	人	281	265	336

### 3. スポーツ・文化芸術活動等の充実

#### 現状と課題

- スポーツや文化芸術活動等への参加は、障害のある人の社会参加の促進や健康、余暇活動の充実に加え、障害のある人とないとの交流を促進する上でも重要です。県では、従来の「障害者スポーツ大会<sup>\*73</sup>」、「障害者作品展<sup>\*70</sup>」のほか、障害のある人とない人の交流を促進する観点から、平成23年度以降、「障害者スポーツフェスティバル<sup>\*74</sup>」、「障害者芸術祭<sup>\*67</sup>」を開催しています。共生社会<sup>\*16</sup>の実現に向け「県民理解の促進」が求められる中、障害のある人だけでなく、障害のない人の積極的な参加を促進することが課題であり、更なる交流促進に向けた取組を推進する必要があります。また、障害のある人のスポーツ、文化芸術活動等への参加に支障が生じないよう、環境の整備や情報の保障等、個々の障害特性に応じた配慮を行う必要があります。
- スポーツについては、「だれもが、いつでも、どこでも運動・スポーツに親しめる環境づくり」を目標に、障害のある人のスポーツに取り組む機会（参加する機会）の充実、障害のある人とない人が交流できる取組の推進、身近な地域でスポーツができる環境づくり、障害者スポーツ指導者等の養成に取り組んでいます。文化芸術活動について、県立文化施設では、障害のある人の文化芸術活動等への参加を促進するため、段差の改修等のバリアフリーへの対応を進めるとともに、有料観覧施設における観覧料の減免等の取組を実施していますが、オストメイト<sup>\*14</sup>対応トイレが不十分であるなどの課題解決に向けた取組が必要です。

#### 取 組

障害のある人が、いつでも、スポーツや文化芸術活動に取り組み、障害の有無にかかわらず、スポーツ・文化芸術を通じた交流が活発な奈良県を目指します。

#### (1) スポーツ活動の充実

##### ① スポーツに参加する機会の充実 [障害福祉課長]

障害の種別や程度にかかわらず、運動・スポーツに取り組めるよう、必要な配慮・支援を行うなど、障害のある人が運動・スポーツに親しみ、楽しむ機会の充実を図ります。

全国の身体・知的・精神に障害のある人が一堂に会して開催される全国障害者スポーツ大会<sup>\*73</sup>への奈良県選手団の派遣や、奈良県障害者ス

## 第2部 施策体系と施策の方向等

ーツ大会を開催することにより、障害のある人のスポーツ活動への参加と交流の促進を図ります。

心身障害者福祉センター<sup>\*90</sup>については、障害者スポーツの活動の場・交流の場として更なる利用促進を図るため、施設の改修を含めて同センターの在り方を検討します。

### ② 障害のある人とない人が交流できる取組の推進 [障害福祉課長]

障害のある人とない人が、ともに参加してスポーツを楽しみ、相互の交流を深めることができるよう、誰もが参加できる内容のスポーツイベントを開催するなど、交流を促進する取組を進めます。

### ③ 身近な地域でスポーツができる環境づくりの推進 [障害福祉課長]

障害のある人が身近な地域で、日常的に運動・スポーツをすることができる環境づくりを進めるため、総合型地域スポーツクラブによる障害のある人の運動・スポーツの取組を支援します。

### ④ 障害者スポーツ指導者等の養成 [障害福祉課長]

障害特性を理解し、障害種別や程度に応じた技術的な指導・助言を行うことができるスポーツ指導者を養成するとともに、その指導力の向上を図ります。

障害のある人の運動・スポーツへの参加を支援するボランティアの育成・資質向上を図り、その活動を支える体制の充実を図ります。

## (2) 文化芸術活動等の充実

### ① 文化芸術活動等に参加する機会の充実 [障害福祉課長]

障害のある人の文化・芸術活動の発表の場として、県内から広く募集した作品を展示する障害者作品展<sup>\*70</sup>の開催等により、障害のある人の文化・芸術活動や余暇活動への参加を促進するとともに、平成29年度に全国で初めて一体開催した「国民文化祭<sup>\*177</sup>」と「全国障害芸術・文化祭<sup>\*178</sup>」の基本テーマである、「障害のある人との絆を強く」を継承し、障害のある人とない人の交流の促進を図ります。

### ② 県立文化施設における取組の充実 [施設所管課長]

県立文化施設では、来館者に優しい導線の確保、障害者用駐車場・トイレの整備等の施設のバリアフリー化や、情報提供や観覧料の减免等を行います。

 **数値目標**

項目	単位	⑧実績	⑨見込	⑩目標
(1) 障害者芸術祭 <sup>*67</sup> 参加者数	人	1,262	2,142	2,340
(2) 障害者スポーツ大会 <sup>*73</sup> 参加者数	人	1,091	1,126	1,170

## 4. 県民理解の促進

 **現状と課題**

- 障害のある人の自立や社会参加を進めていくためには、周囲の人々の理解が欠かせません。障害は誰にでも生じる可能性があること、障害は多種多様で同じ障害でも一律でないこと、外見では分からぬ障害のために理解されず苦しんでいる人がいること、周囲の配慮があれば活躍できることがたくさんあること等について理解を深める必要があります。県では、平成25年度から、県民一人ひとりに障害に対する理解を深めてもらうことを目的に、「まほろば『あいサポート運動』<sup>\*161</sup>」の取組を推進し、企業・団体と連携しながら、「障害の内容・特性」、「障害のある人が困っていること」、「配慮の仕方やちょっとした手助けの方法」等を理解し、実践していただく「あいサポート<sup>\*1</sup>」の養成等に取り組んでいます。「県民理解の促進」に関する意見・要望は全体の10%を占めており（15項目中4位）、障害のある人や障害に対する理解不足や誤解・偏見をなくすよう求める声が多く寄せられていることを踏まえ、取組を充実する必要があります。
- 平成28年4月に施行された障害者差別解消法<sup>\*71</sup>及び奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例では、障害を理由とする差別の禁止や障害のある人への合理的配慮が求められており、行政窓口等における障害のある人への配慮の徹底を図る必要があります。
- 県民の手話への理解を深めるとともに、ろう者の人権が尊重され、ろう者とろう者以外の人がお互いを理解し、尊重し合うことができる社会の実現を図るため、平成29年3月に奈良県手話言語条例を制定し、手話が言語であるとの認識に基づいて、手話の普及等に関する施策の推進する必要があります。
- 選挙や最高裁判所裁判官国民審査において、投票所における聴覚障害のある人への情報提供について配慮が足りないなどの意見が寄せられており、誰もが円滑に投票できるよう、個々の障害特性を踏まえた投票所等の環境づくりに一層配慮する必要があります。

### ★ 取 組

全ての県民が障害についての理解を深め、障害のある人もない人もともに生きる奈良県を目指します。

#### (1) 障害者理解の促進

##### ① 県民参加型啓発運動の推進 [障害福祉課長]

多様な障害特性や障害のある人への配慮の方法等について、県民理解を促進する「まほろば『あいサポート運動』<sup>\*161</sup>」を推進します。県民や企業・団体等を対象に、障害者理解を深めるための研修を幅広く実施し、様々な障害の特性や、それぞれに必要な配慮を理解し、日常生活で障害のある人に対するちょっとした手助けを実践していく「あいサポート<sup>\*1</sup>」を養成します。併せて、本運動に積極的に取り組む「あいサポート企業・団体<sup>\*2</sup>」の認定企業・団体数を増やしていきます。

また、平成28年10月に導入したヘルプマーク<sup>\*175</sup>の普及啓発により、障害のある人に対する配慮などを促し、障害のある人が支援を求めやすい環境づくりに取り組みます。

##### ② 手話の普及等 [障害福祉課長]

奈良県手話言語条例に基づき、手話の普及及び県民理解の促進を図るとともに、手話を利用しやすい環境整備に向け、手話講習会の開催などによる手話を学ぶ機会の確保、手話を用いた情報発信、手話通訳者等の確保・養成などに取り組みます。

#### (2) 行政機関における配慮

##### ① 行政機関における合理的配慮<sup>\*32</sup>の推進 [障害福祉課長]

合理的配慮に関する考え方や具体的な事例などを整理したガイドライン（平成28年1月作成）の啓発を図るとともに、様々な障害の特性やそれに必要な配慮を理解するための職員研修や福祉施設での体験研修を実施するなど、職務の中で必要な配慮についての認識を深めます。

##### ② 選挙における配慮 [市町村振興課長]

段差の解消や分かりやすい案内表示の設置等、投票所の施設や設備のバリアフリー化について、市町村選挙管理委員会と協力して推進します。

成年被後見人<sup>\*102</sup>の選挙権の回復を踏まえ、代理投票（代筆）制度<sup>\*106</sup>の適正な運用を推進し、心身の状態その他の理由により自ら投票用紙に記載することができない人の投票を支援します。

点字・音声・インターネットを通じた選挙等に関する情報提供の充実

に努めるとともに、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機会を確保するため、病院等で行う不在者投票や自宅で投票を行うことのできる郵便等投票制度<sup>\*164</sup>の周知にも取り組みます。

 **数値目標**

項目	単位	⑧実績	⑨見込	⑩目標
(1) あいサポート企業・団体 <sup>*2</sup> 数	団体	51	68	117
(2) あいサポート <sup>*1</sup> 養成人数	人	16,248	19,748	23,500

### 3 計画の推進体制等

- 計画の実効性を確保するための仕組み（計画の推進体制とP D C Aサイクル）を構築するとともに、目標と責任を明確化します。

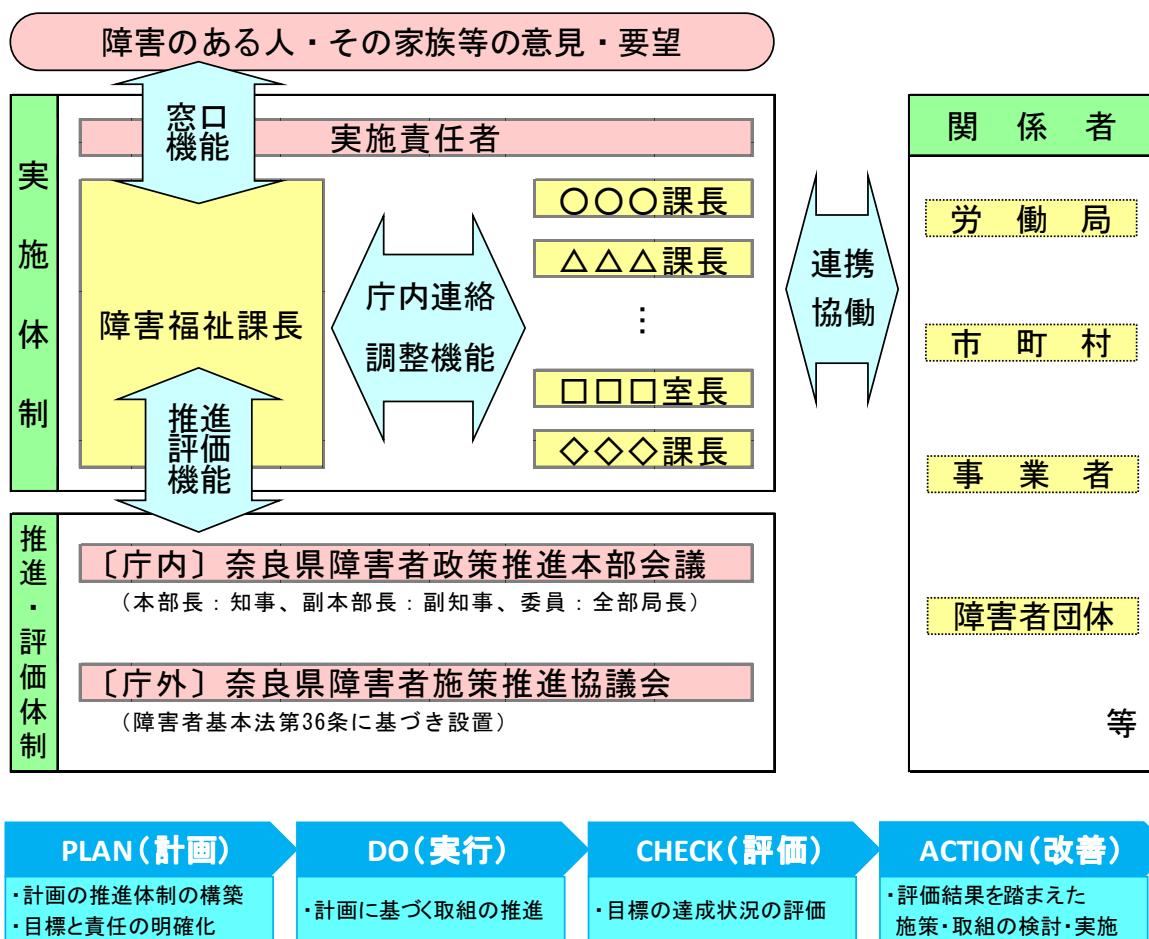
#### （1）計画の推進体制・P D C Aサイクルの構築

- ・障害福祉課によるコーディネート機能を明確化、実施責任者による取組を実施、府内・府外の推進・評価体制を構築、関係者との連携・協働 等

#### （2）目標と責任の明確化

- ・施策の柱ごとに目標を明確化
  - ①奈良県の目指すべき姿を設定（定性的目標）
  - ②数値目標を設定（定量的目標）
- ・目標の実現に向けた取組及び実施責任者を明確化

#### 《計画の推進体制とP D C Aサイクル》



---

## **第3部 数值目標等**

---



# 1 数値目標一覧

施策の柱	No.	項目	単位	㉙実績	㉚見込	㉛目標	頁
個別の障害に応じた相談システムの充実	①	サービス等利用計画 <sup>*38</sup> の作成割合	%	95.7	98.8	100.0	P19
	全ての対象者の計画作成を目指す						
	②	障害児支援利用計画 <sup>*63</sup> の作成割合	%	98.7	99.5	100.0	
	全ての対象者の計画作成を目指す						
	③	発達障害者支援地域連絡協議会 <sup>*170</sup> の開催	回			1	
障害福祉サービス等の充実		年1回開催する					
④	発達障害者支援センター <sup>*144</sup> の関係機関への助言	件			240	P23	
平成28年度実績から10%の増加を目指す							
⑤	発達障害者支援センター <sup>*144</sup> の外部機関や地域住民への研修	回			20		
各圏域で4回の開催を目指す							
住まいの確保	⑥	施設入所者の地域生活への移行（累計）	人	102	192	288	P23
	基本指針を上回る水準を目指す						
差別の解消及び権利擁護の推進	⑦	グループホーム <sup>*22</sup> の定員数	人	1,014	1,096	1,355	P26
	見込量を上回る水準を目指す						
災害時の支援	⑧	バリアフリー化された住宅の割合	%	㉕55	㉕55	65	P29
	年間1%の増加を目指す						
災害時の支援	⑨	障害者虐待防止・権利擁護研修の修了者数（累計）	人	1,522	1,704	2,761	P31
	年間316人の増加を目指す						
災害時の支援	⑩	福祉避難所 <sup>*153</sup> の設置数	箇所	202	206	291	P31
	年間24箇所の整備を目指す						

### 第3部 数値目標等

施策の柱	No.	項目	単位	㉙実績	㉚見込	㉛目標	頁
保健・医療の充実	(11)	入院中の精神障害のある人の地域移行 (入院後3ヶ月時点の退院率)	%	44.9	65.0	67.0	P36
			基本指針の水準を目指す				
	(12)	入院中の精神障害のある人の地域移行 (入院後6ヶ月時点の退院率)	%			84.0	
			基本指針の水準を目指す				
	(13)	入院中の精神障害のある人の地域移行 (入院後1年時点の退院率)	%	78.8	92.0	92.0	
			基本指針の水準を目指す				
	(14)	入院中の精神障害のある人の地域移行 (在院期間1年以上の長期入院者数)	人	1,360	1,340	1,300	
			基本指針の水準を目指す				
	(15)	精神病床における1年以上の長期入院患者数の設定 (65歳以上)	人			852	
			基本指針の計算式により算出				
	(16)	精神病床における1年以上の長期入院患者数の設定 (65歳未満)	人			448	
			基本指針の計算式により算出				
	(17)	保健所ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置	箇所			3	
			全ての保健所に設置を目指す				
	(18)	市町村ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置	%			50	
			全ての市町村に設置を目指す				
	(19)	重症心身障害 <sup>*53</sup> 児(者)の在宅支援に関する研修会の修了者数	人	112	135	137	
			年間17人の増加を目指す				
	(20)	認知症サポート医 <sup>*140</sup> の養成者数	人	67	82	108	
			年間9人の増加を目指す				

施策の柱	No.	項目	単位	㉙実績	㉚見込	㉛目標	頁
療育の推進	㉑	健康診査受診率 (1歳6ヶ月)	%	96.1	96.1	97.0	P39
			年間0.5%の増加を目指す				
特別支援教育 <sup>*118</sup> の充実	㉒	健康診査受診率 (3歳)	%	92.0	92.0	92.0	P42
			年間0.5%の増加を目指す				
一般就労 <sup>*6</sup> への支援	㉓	個別の指導計画 <sup>*36</sup> を作成した学校の割合	%	94.4	96.2	100.0	P45
	㉔	特別支援教育に関する教員研修の修了者の割合	%	㉗84.3	85.7	100.0	
福祉的就労 <sup>*152</sup> への支援	㉕	障害者雇用率 <sup>*69</sup>	%	2.60	2.62	2.82	P46
	㉖	福祉施設利用者の一般就労への移行	人	121	160	327	
バリアフリーの推進	㉗	月額平均工賃 <sup>*29</sup>	円	15,410	15,928	20,000	P49
	㉘	障害者就労施設等からの物品等の調達額	円	27,229,204	22,000,000	22,000,000	
バリアフリーの推進	㉙	バリアフリー基本構想 <sup>*145</sup> を策定した市町村数	市町村	6	8	10	P49
	㉚	段差解消駅数	駅	47	48	60	
	㉛	ノンステップバス <sup>*142</sup> の導入率	%	43.8	46.3	62.3	

### 第3部 数値目標等

施策の柱	No.	項目	単位	㉙実績	㉚見込	㉛目標	頁
バリアフリーの推進	㉚	バリアフリー対応型信号機 <sup>*146</sup>	箇所	346	349	360	P49
			年間 10 箇所程度の整備を目指す				
情報アクセシビリティ <sup>*83</sup> の推進	㉛	手話通訳者数	人	136	133	179	P50
			年間 7 人の登録を目指す				
	㉕	要約筆記 <sup>*167</sup> 者数	人	56	53	82	
			年間 5 人の登録を目指す				
	㉖	盲ろう者向け通訳・介助員数	人	54	52	55	
			年間 3 人の登録を目指す				
スポーツ・文化芸術活動等の充実	㉗	障害者芸術祭 <sup>*67</sup> 参加者数	人	281	265	336	P53
			年間 10 人の登録を目指す				
	㉘	障害者スポーツ大会 <sup>*73</sup> 参加者数	人	1,262	2,142	2,340	
			1 日あたり平均参加者数の、年間 20 人の増加を目指す				
県民理解の促進	㉙	あいサポート企業・団体 <sup>*2</sup> 数	人	1,091	1,126	1,170	P55
			年間 25 人の増加を目指す				
	㉚	あいサポートー <sup>*1</sup> 養成人数	団体	51	68	117	
			3 年ごとに 50 企業・団体の認定を目指す				

※基本指針：障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（厚生労働省告示）

## 2 関連データ一覧

### (1) 障害福祉サービス等の見込量

#### ① 県全体

総人口	1,351,143人 (H29年3月31日現在)							
総面積	3,691.09km <sup>2</sup>							

項目	単位	実績						見込			
		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
訪問系 サービス	居宅介護、重度訪問介護、 行動援護、同行援護、 重度障害者等包括支援	時間	66,931	69,750	71,475	74,945	78,292	81,026	86,782	89,926	94,846
		人	3,138	3,068	3,200	3,244	3,380	3,638	4,053	4,266	4,503
日中活動系 サービス	生活介護	人日	53,481	60,874	64,032	69,138	71,901	74,424	77,364	78,638	81,377
		人	2,714	3,228	3,394	3,492	3,581	3,768	4,060	4,160	4,301
	自立訓練（機能訓練）	人日	1,069	889	713	998	788	768	934	1,051	1,095
		人	68	62	49	59	50	48	64	75	78
	自立訓練（生活訓練）	人日	2,235	1,516	1,658	1,587	2,025	2,189	2,803	3,234	3,359
		人	142	101	112	98	125	146	163	205	218
	就労移行支援	人日	4,143	3,806	3,855	4,400	4,447	4,712	5,101	5,761	6,069
		人	238	243	251	248	243	271	321	377	398
	就労継続支援（A型）	人日	5,731	6,525	7,871	10,654	13,095	14,945	14,396	17,394	19,134
		人	265	308	377	512	611	696	712	863	951
短期入所（福祉型）	就労継続支援（B型）	人日	16,154	17,379	18,661	22,971	24,776	26,439	27,302	29,774	32,194
		人	1,010	1,091	1,205	1,359	1,529	1,540	1,650	1,829	1,987
	就労定着支援	人	/	/	/	/	/	/	/	63	89
		人	21	169	174	177	190	196	207	212	220
居住系 サービス	療養介護	人日	2,603	3,114	3,289	3,598	3,990	4,192	4,994	5,399	5,799
		人	377	417	430	474	580	615	726	787	847
	短期入所（医療型）	人日	222	234	294	47	55	158	190	228	249
		人	42	46	47	11	12	34	42	48	52
相談支援	自立生活援助	人	/	/	/	/	/	/	/	26	34
	共同生活援助 共同生活介護（～H25年度）	人	480	568	647	682	737	800	886	955	1,030
	施設入所支援	人	1,282	1,402	1,389	1,386	1,363	1,360	1,388	1,395	1,395
障害児通所 支援	計画相談支援	人	/	131	385	958	1,317	1,539	3,130	3,368	3,805
	地域移行支援	人	/	1	1	1	7	8	35	49	50
	地域定着支援	人	/	1	1	1	2	3	22	39	41
居宅訪問型児童発達支援	人日	/	/	/	/	/	/	/	176	224	
	人	/	/	/	/	/	/	/	22	26	
障害児入所 支援	児童発達支援	人日	5,953	6,697	8,933	9,406	10,813	11,098	12,535	13,564	
		人	894	1,045	1,298	1,283	1,481	1,666	1,793	1,912	
	放課後等デイサービス	人日	8,337	11,671	15,268	19,139	23,565	25,273	29,104	32,768	
		人	1,048	1,298	1,502	1,733	2,094	2,630	3,028	3,410	
	保育所等訪問支援	人日	0	0	2	1	6	30	54	61	
		人	0	0	2	1	6	23	32	36	
	医療型児童発達支援	人日	242	248	296	270	245	277	388	408	
		人	17	18	17	16	15	31	47	49	
障害児入所 支援	福祉型障害児入所支援	人	43	41	45	41	37	32	30	30	
	医療型障害児入所支援	人	41	39	32	25	22	22	22	22	
障害児相談支援		人	/	10	160	509	551	727	991	1,735	1,921

※人日：月間の利用人数×1人1ヶ月あたりの平均利用日数

※人：月間の利用人数

### 第3部 数値目標等

#### ② 奈良圏域

構成市町村	奈良市
圏域総人口	357,540人（H29年3月31日現在）
圏域総面積	276.84km <sup>2</sup>

項目	単位	実績						見込			
		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
訪問系 サービス	居宅介護、重度訪問介護、 行動援護、同行援護、 重度障害者等包括支援	時間	25,925	24,412	25,218	27,322	29,086	30,854	32,217	34,528	37,102
		人	1,079	962	1,040	1,081	1,123	1,236	1,314	1,396	1,483
日中活動系 サービス	生活介護	人日	13,964	16,467	17,170	18,858	19,276	19,851	20,900	21,966	23,087
		人	769	921	971	1,007	1,027	1,085	1,128	1,172	1,218
	自立訓練（機能訓練）	人日	327	243	146	179	176	162	167	167	167
		人	19	14	9	11	10	10	11	11	11
	自立訓練（生活訓練）	人日	488	337	321	435	457	670	1,007	1,030	1,053
		人	34	24	28	30	34	46	55	56	57
	就労移行支援	人日	1,292	1,301	1,182	1,269	1,344	1,335	1,320	1,360	1,401
		人	77	85	75	72	76	81	84	87	90
	就労継続支援（A型）	人日	1,634	1,906	2,700	3,190	3,542	3,737	4,052	4,490	4,975
		人	76	93	134	156	168	177	195	215	237
	就労継続支援（B型）	人日	1,917	2,487	2,892	3,908	4,616	4,859	5,430	6,381	7,498
		人	142	184	214	254	282	300	337	379	426
居住系 サービス	就労定着支援	人								5	6
	療養介護	人	9	45	44	47	49	50	53	56	59
	短期入所（福祉型）	人日	845	1,150	1,148	1,382	1,537	1,603	1,769	1,952	2,154
		人	120	148	136	178	186	187	207	229	253
	短期入所（医療型）	人日	36	46	148	0	0	80	89	99	110
		人	42	46	47	0	0	17	19	21	24
	自立生活援助	人								5	6
	共同生活援助 共同生活介護（～H25年度）	人	130	143	154	166	183	192	210	229	250
	施設入所支援	人	321	340	331	328	330	329	352	352	352
相談支援	計画相談支援	人		69	152	359	528	603	603	628	653
	地域移行支援	人		0	0	0	4	5	10	12	12
	地域定着支援	人		0	0	0	1	3	15	20	20
居宅訪問型児童発達支援	人日									54	54
	人									6	6
障害児通所 支援	児童発達支援	人日		1,314	1,718	2,059	2,003	2,547	2,922	3,499	3,984
		人		144	171	263	219	290	352	421	480
	放課後等デイサービス	人日		2,595	3,158	4,103	4,591	5,326	5,743	7,076	8,193
		人		274	324	396	433	497	586	722	836
	保育所等訪問支援	人日		0	0	0	0	0	9	9	9
		人		0	0	0	0	0	3	3	3
	医療型児童発達支援	人日		0	0	0	0	0	18	18	18
		人		0	0	0	0	0	2	2	2
障害児入所 支援	福祉型障害児入所支援	人		0	0	0	0	0	0	0	0
	医療型障害児入所支援	人		0	0	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援		人		1	61	137	210	302	356	412	477

※人日：月間の利用人数×1人1ヶ月あたりの平均利用日数

※人：月間の利用人数

## ③ 西和圏域

構成市町村	大和郡山市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町
圏域総人口	343,644人（H29年3月31日現在）
圏域総面積	168.57km <sup>2</sup>

訪問系 サービス	居宅介護、重度訪問介護、 行動援護、同行援護、 重度障害者等包括支援	時間	実績						見込		
			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
			人	688	734	744	714	742	804	949	993
日中活動系 サービス	生活介護	人日	11,529	13,271	14,254	15,393	16,332	17,090	15,486	15,743	16,257
		人	535	691	729	772	802	851	981	1,009	1,038
	自立訓練（機能訓練）	人日	160	209	103	217	131	136	178	224	224
		人	11	18	11	14	11	9	11	14	14
	自立訓練（生活訓練）	人日	195	173	251	250	195	276	286	306	317
		人	13	14	17	15	12	20	22	23	24
	就労移行支援	人日	994	947	947	1,257	1,074	1,022	1,088	1,230	1,288
		人	59	62	70	70	59	57	68	76	80
	就労継続支援（A型）	人日	1,139	1,409	1,587	2,225	2,951	3,225	3,271	3,568	3,838
		人	54	68	75	104	133	147	157	170	183
	就労継続支援（B型）	人日	3,554	3,912	3,903	4,592	4,878	5,458	5,895	5,946	6,344
		人	227	244	263	282	293	337	368	391	417
居住系 サービス	就労定着支援	人								9	14
	療養介護	人	4	37	39	40	44	46	48	49	50
	短期入所（福祉型）	人日	525	464	510	701	578	684	738	790	824
		人	76	81	83	108	118	133	136	144	151
	短期入所（医療型）	人日	51	49	33	18	23	35	35	44	44
		人	12	11	9	7	4	7	7	9	9
	自立生活援助	人								4	6
	共同生活援助 共同生活介護（～H25年度）	人	104	117	136	154	164	173	187	193	214
	施設入所支援	人	229	269	265	272	264	267	273	270	266
相談支援	計画相談支援	人		7	67	198	289	314	460	489	516
	地域移行支援	人		1	1	0	2	1	4	7	8
	地域定着支援	人		0	1	0	0	0	2	6	8
居住訪問型児童発達支援	人日									45	45
	人									5	5
障害児通所 支援	児童発達支援	人日	2,104	2,366	2,819	2,917	2,932	2,976	3,245	3,348	
		人	349	383	422	421	446	510	524	540	
	放課後等デイサービス	人日	1,455	2,666	3,834	4,852	6,013	6,442	7,373	8,398	
		人	207	299	368	418	529	726	830	946	
	保育所等訪問支援	人日	0	0	1	1	0	4	10	10	
		人	0	0	1	1	0	4	5	5	
	医療型児童発達支援	人日	28	31	81	117	91	71	102	102	
		人	2	2	5	7	6	6	7	7	
障害児入所 支援	福祉型障害児入所支援	人		0	0	0	0	0	0	0	
	医療型障害児入所支援	人		0	0	0	0	0	0	0	
障害児相談支援		人		1	62	260	237	282	206	253	290

※人日：月間の利用人数×1人1ヶ月あたりの平均利用日数

※人：月間の利用人数

### 第3部 数値目標等

#### ④ 中和圏域

構成市町村	大和高田市、権原市、御所市、香芝市、葛城市、高取町、明日香村、広陵町
圏域総人口	374,261人 (H29年3月31日現在)
圏域総面積	240.73km <sup>2</sup>

項目	単位	実績						見込			
		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
訪問系 サービス	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援	時間	15,024	16,702	17,065	16,724	17,923	17,991	22,191	21,403	22,468
		人	617	707	740	752	820	847	969	1,006	1,065
日中活動系 サービス	生活介護	人日	12,751	14,309	15,382	15,803	16,616	17,402	18,596	17,828	18,251
		人	650	746	798	778	810	850	949	933	957
	自立訓練（機能訓練）	人日	378	274	254	429	253	205	376	410	452
		人	24	21	16	23	15	12	23	30	33
	自立訓練（生活訓練）	人日	888	325	403	328	465	395	518	770	828
		人	58	25	24	19	26	24	26	54	59
	就労移行支援	人日	1,134	857	1,136	1,153	1,159	1,448	1,534	1,869	2,022
		人	65	55	70	64	60	84	105	143	153
	就労継続支援（A型）	人日	1,338	1,610	1,887	3,053	4,039	4,936	3,915	5,804	6,410
		人	66	78	92	149	191	233	201	294	321
	就労継続支援（B型）	人日	5,584	5,758	6,005	7,167	7,478	8,239	7,781	8,900	9,424
		人	329	343	363	409	430	473	491	583	625
居住系 サービス	就労定着支援	人	/	/	/	/	/	/	/	32	47
	療養介護	人	4	40	42	42	45	46	49	47	47
	短期入所（福祉型）	人日	479	637	609	524	615	560	845	878	958
		人	77	75	80	75	138	136	167	174	184
	短期入所（医療型）	人日	118	113	94	26	28	38	31	49	59
		人	19	21	17	3	7	9	7	9	10
	自立生活援助	人	/	/	/	/	/	/	/	8	12
	共同生活援助 共同生活介護（～H25年度）	人	126	153	167	172	190	221	263	285	304
	施設入所支援	人	338	348	354	352	339	335	344	348	351
相談支援	計画相談支援	人	/	31	113	208	246	294	1,230	1,332	1,653
	地域移行支援	人	/	0	0	1	1	1	17	24	24
	地域定着支援	人	/	1	0	1	1	0	3	8	8
居宅訪問型児童発達支援	人日	/	/	/	/	/	/	/	67	110	
	人	/	/	/	/	/	/	/	8	11	
障害児通所 支援	児童発達支援	人日	/	1,547	1,443	2,468	2,962	3,604	3,687	4,227	4,629
		人	/	253	313	399	427	509	560	595	631
	放課後等デイサービス	人日	/	2,507	3,442	4,056	5,846	7,338	7,854	8,934	10,086
		人	/	339	402	431	519	624	788	882	975
	保育所等訪問支援	人日	/	0	0	1	0	4	9	15	18
		人	/	0	0	1	0	4	9	14	17
	医療型児童発達支援	人日	/	129	157	120	119	104	117	165	165
		人	/	9	11	7	7	6	19	31	31
障害児入所 支援	福祉型障害児入所支援	人	/	0	0	0	0	0	0	0	0
	医療型障害児入所支援	人	/	0	0	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援		人	/	6	34	101	62	99	269	874	940

※人日：月間の利用人数×1人1ヶ月あたりの平均利用日数

※人：月間の利用人数

## ⑤ 東和圏域

構成市町村	天理市、桜井市、川西町、三宅町、田原本町、宇陀市、山添村、曾爾村、御杖村
圏域総人口	205,925人 (H29年3月31日現在)
圏域総面積	658.05km <sup>2</sup>

項目	単位	実績						見込			
		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
訪問系 サービス	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援	時間	11,139	12,925	13,025	12,664	12,224	11,932	10,645	11,330	11,630
		人	637	552	552	558	535	591	642	684	724
日中活動系 サービス	生活介護	人日	11,160	12,256	12,565	13,720	14,384	14,723	17,082	17,652	18,256
		人	565	631	645	676	692	725	743	780	819
	自立訓練（機能訓練）	人日	152	126	150	106	178	197	153	190	192
		人	11	7	10	8	11	14	16	17	17
	自立訓練（生活訓練）	人日	488	400	361	402	838	789	891	1,004	1,037
		人	28	23	23	24	48	50	54	65	71
	就労移行支援	人日	469	448	366	412	563	586	743	888	944
		人	24	26	22	24	33	34	42	49	53
	就労継続支援（A型）	人日	1,330	1,336	1,392	1,698	2,000	2,279	2,365	2,666	3,004
		人	55	55	59	81	92	108	120	142	166
	就労継続支援（B型）	人日	3,154	3,393	3,837	4,669	4,806	5,026	5,288	5,488	5,774
		人	198	213	245	271	269	279	290	305	321
居住系 サービス	就労定着支援	人	/	/	/	/	/	/	/	13	17
	療養介護	人	1	31	33	33	37	39	41	43	46
	短期入所（福祉型）	人日	561	655	691	777	1,005	1,034	1,171	1,262	1,317
		人	81	92	102	88	113	129	168	186	202
	短期入所（医療型）	人日	12	13	11	0	0	0	24	25	25
		人	2	2	3	0	0	0	7	7	7
	自立生活援助	人	/	/	/	/	/	/	/	8	9
	共同生活援助 共同生活介護（～H25年度）	人	79	109	131	128	141	154	160	174	185
	施設入所支援	人	256	279	275	270	268	268	263	267	268
相談支援	計画相談支援	人	/	3	13	111	152	211	680	754	812
	地域移行支援	人	/	0	0	0	0	1	4	6	6
	地域定着支援	人	/	0	0	0	0	0	1	4	4
居宅訪問型児童発達支援	人日	/	/	/	/	/	/	/	/	10	15
	人	/	/	/	/	/	/	/	/	3	4
障害児通所 支援	児童発達支援	人日	/	961	1,124	1,527	1,439	1,576	1,359	1,413	1,446
		人	/	143	169	200	202	212	218	227	235
	放課後等デイサービス	人日	/	1,544	2,081	2,787	3,198	3,804	4,011	4,469	4,819
		人	/	190	225	268	310	364	427	488	544
	保育所等訪問支援	人日	/	0	0	0	0	2	6	18	22
		人	/	0	0	0	0	2	5	8	9
	医療型児童発達支援	人日	/	77	41	95	34	50	71	103	123
		人	/	5	3	5	2	3	4	7	9
障害児入所 支援	福祉型障害児入所支援	人	/	0	0	0	0	0	/	/	/
	医療型障害児入所支援	人	/	0	0	0	0	0	/	/	/
障害児相談支援		人	/	0	0	9	36	37	135	170	187

※人日：月間の利用人数×1人1ヶ月あたりの平均利用日数

※人：月間の利用人数

### 第3部 数値目標等

#### ⑥ 南和圏域

構成市町村	五條市、吉野町、下市町、大淀町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、上北山村、下北山村、川上村、東吉野村							
圏域総人口	69,791人 (H29年3月31日現在)							
圏域総面積	2,346.90km <sup>2</sup>							

項目	単位	実績						見込			
		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
訪問系 サービス	居住介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援	時間	2,644	2,753	2,730	3,063	3,269	3,349	3,547	3,682	3,785
		人	117	113	124	139	160	160	179	187	192
日中活動系 サービス	生活介護	人日	4,077	4,571	4,661	5,364	5,293	5,358	5,300	5,449	5,526
		人	195	239	251	259	250	257	259	266	269
	自立訓練（機能訓練）	人日	52	37	60	67	50	68	60	60	60
		人	3	2	3	3	3	3	3	3	3
	自立訓練（生活訓練）	人日	176	281	322	172	70	59	101	124	124
		人	9	15	20	10	5	6	6	7	7
	就労移行支援	人日	254	253	224	309	307	321	416	414	414
		人	13	15	14	18	15	15	22	22	22
	就労継続支援（A型）	人日	290	264	305	488	563	768	793	866	907
		人	14	14	17	22	27	31	39	42	44
	就労継続支援（B型）	人日	1,945	1,829	2,024	2,635	2,998	2,857	2,908	3,059	3,154
		人	114	107	120	143	255	151	164	171	198
居住系 サービス	就労定着支援	人	/	/	/	/	/	/	/	4	5
	療養介護	人	3	16	16	15	15	15	16	17	18
	短期入所（福祉型）	人日	193	208	331	214	255	311	471	517	546
		人	23	21	29	25	25	30	48	54	57
	短期入所（医療型）	人日	5	13	8	3	4	5	11	11	11
		人	1	2	2	1	1	1	2	2	2
	自立生活援助	人	/	/	/	/	/	/	/	1	1
	共同生活援助 共同生活介護（～H25年度）	人	41	46	59	62	59	60	66	74	77
	施設入所支援	人	138	166	164	164	162	161	156	158	158
相談支援	計画相談支援	人	/	21	40	82	102	117	157	165	171
	地域移行支援	人	/	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域定着支援	人	/	0	0	0	0	0	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人日	/	/	/	/	/	/	/	0	0	
	人	/	/	/	/	/	/	/	0	0	
障害児通所 支援	児童発達支援	人日	/	27	46	60	85	154	154	151	157
		人	/	5	9	14	14	24	26	26	26
	放課後等デイサービス	人日	/	236	324	488	652	1,084	1,223	1,252	1,272
		人	/	38	48	39	53	80	103	106	109
	保育所等訪問支援	人日	/	0	0	0	0	0	2	2	2
		人	/	0	0	0	0	0	2	2	2
	医療型児童発達支援	人日	/	8	19	0	0	0	0	0	0
		人	/	1	2	0	0	0	0	0	0
障害児入所 支援	福祉型障害児入所支援	人	/	0	0	0	0	0	0	0	0
	医療型障害児入所支援	人	/	0	0	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援		人	/	2	3	2	6	7	25	26	27

※人日：月間の利用人数×1人1ヶ月あたりの平均利用日数

※人：月間の利用人数

## (2) 障害者雇用の推進に関するデータ

## ① 一般就労への移行者数の内訳

(単位：人)

項目	実績						見込			
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
一般就労への移行者数	94	82	120	133	104	121	160	280	327	
(福祉施設別内訳)	就労移行支援	33 35.1%	31 37.8%	49 40.8%	49 36.8%	39 37.5%	46 38.0%	66 41.3%	112 40.0%	121 37.0%
	就労継続支援A型	5 5.3%	1 1.2%	4 3.3%	9 6.8%	10 9.6%	19 15.7%	29 18.1%	55 19.6%	75 22.9%
	就労継続支援B型	31 33.0%	27 32.9%	42 35.0%	44 33.1%	30 28.8%	37 30.6%	40 25.0%	82 29.3%	97 29.7%
	自立訓練(機能訓練)	0 0.0%	1 1.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.6%	2 0.7%	0 0.0%
	自立訓練(生活訓練)	21 22.3%	19 23.2%	19 15.8%	20 15.0%	23 22.1%	15 12.4%	19 11.9%	16 5.7%	17 5.2%
	生活介護	4 4.3%	3 3.7%	6 5.0%	11 8.3%	2 1.9%	4 3.3%	5 3.1%	13 4.6%	17 5.2%
	委託訓練事業	9 9.6%	6 7.3%	7 5.8%	3 2.3%	2 1.9%	4 3.3%	10 6.3%	30 10.7%	37 11.3%
	トライアル雇用	17 18.1%	5 6.1%	10 8.3%	10 7.5%	11 10.6%	21 17.4%	17 10.6%	41 14.6%	49 15.0%
	職場適応援助者	8 8.5%	7 8.5%	12 10.0%	12 9.0%	5 4.8%	11 9.1%	9 5.6%	30 10.7%	42 12.8%
	障害者就業・生活支援センター	49 52.1%	45 54.9%	62 51.7%	65 48.9%	50 48.1%	65 53.7%	89 55.6%	152 54.3%	168 51.4%

## ② 就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上ある事業所の割合

(単位：人)

項目	実績						見込		
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
就労移行支援事業所数(各年度の4月1日現在の利用者数>0) a	15	17	18	19	19	22	29	29	29
就労移行率が3割以上の事業所数 b	5	5	5	6	6	6	10	17	17
就労移行率が3割以上の事業所数の割合 b/a	33.3%	29.4%	27.8%	31.6%	31.6%	27.3%	34.5%	58.6%	58.6%

## ③ 福祉施設の利用者のうち公共職業安定所における支援対象者数

(単位：人)

項目	実績						見込		
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
公共職業安定所における支援対象者数	182	213	254	289	351	417	609	774	842

## ④ 奈良県における民間企業の雇用状況

(単位：人)

	H21.6.1	H22.6.1	H23.6.1	H24.6.1	H25.6.1	H26.6.1	H27.6.1	H28.6.1	H29.6.1
実雇用率	奈良県 2.00%	2.08%	2.08%	2.15%	2.22%	2.22%	2.40%	2.60%	2.62%
	全国 1.63%	1.68%	1.65%	1.69%	1.76%	1.82%	1.88%	1.92%	1.97%
雇用障害者数	奈良県 1,300.0	1,367.5	1,566.5	1,651.0	1,761.5	1,822.5	1,982.5	2,222.5	2,293.5
	全国 332,811.5	342,973.5	366,199.0	382,363.5	408,947.5	431,225.5	453,133.5	474,374.0	495,795.0
雇用率達成企業の割合	奈良県 57.73%	57.07%	55.12%	59.30%	55.80%	56.20%	58.60%	60.40%	63.20%
	全国 45.50%	46.97%	45.28%	46.80%	42.70%	44.70%	47.20%	48.80%	50.00%

民間企業：常用労働者数50人以上

※出典：①～③「福祉施設からの一般就労移行者数に関する調査」(H26, H29年度県障害福祉課調査)

④厚生労働省調査

## 第3部 数値目標等

### (3) 人材育成に関するデータ

#### ① 研修の概要

区分	目的	内容	対象者
相談支援従事者初任者研修	障害者ケアマネジメントに基づき、新たに相談支援事業に従事しようとする者に対し、必要な知識、技能の修得を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者総合支援法の概要</li> <li>・障害者ケアマネジメントの手法</li> <li>・地域生活支援</li> <li>・アセスメント、サービス等利用計画等の演習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援業務に従事しようとする者</li> </ul>
相談支援従事者現任研修	障害者ケアマネジメントに基づき、現に相談支援事業に従事する者へのフォローアップを図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者総合支援法の基本的理 解</li> <li>・障害者ケアマネジメントの実践演習</li> <li>・チームアプローチ</li> <li>・スーパーバイズ、自己検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者</li> </ul>
サービス管理責任者等研修	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを実施する事業者の指 定に係る人員配置基準等において規定された、サービス管理責任者等として従事しようとする者に対し、必要な知識、技能の修得を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス管理責任者等の役割</li> <li>・アセスメント、モニタリングの手法</li> <li>・サービス提供プロセスの管理に関する演習 (分野別) 介護、地域生活(身体)、地域生活(知的・精神)、就労、児童</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定障害福祉サービス事業所等において、サービス管理責任者等に従事しようとする者</li> </ul>
サービス等利用計画等の評価専門研修	相談支援専門員が作成するサービス等利用計画等及びサービス管理責任者が作成する個別支援計画の評価研修を実施することにより、両者の計画作成能力並びにケアマネジメント能力の向上及び連携を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作成した計画をグループサービス等の手法を用いて、研修生同士が評価する</li> <li>・相談支援専門員とサービス等管理責任者の合同研修により連携の重要性を認識させる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定相談支援事業所及び指定障害福祉サービス事業所等において、相談支援業務及びサービス管理責任者等に従事しており、一定の経験を有する者</li> </ul>
強度行動障害支援者養成研修	強度行動障害のある人に対し、安定した日常生活を送ることができるよう、適切な支援を行うことができる人材を育成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強度行動障害の特性、支援技術の基礎知識等に関する講義・演習</li> <li>・障害特性の評価及び支援計画の作成に関する講義・演習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定障害福祉サービス事業所等において、強度行動障害のある利用者を支援している者及び支援を予定している者</li> </ul>
障害支援区分認定調査員研修	公平、公正かつ適切な認定調査を実施するため、必要な知識、技能の修得及び向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定調査に関する基本的な考え方</li> <li>・支給決定手続きの流れ</li> <li>・認定基準、一次判定、二次判定の考え方</li> <li>・事例検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村職員</li> <li>・指定相談支援事業所の職員等</li> </ul>
市町村審査会委員研修	公平、公正かつ適切な審査判定を実施するため、必要な知識、技能の修得及び向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査判定に関する基本的な考え方</li> <li>・支給決定手続きの流れ</li> <li>・認定基準、一次判定、二次判定の考え方</li> <li>・事例検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村審査会委員に委嘱された者、委嘱が予定されている者</li> </ul>
主治医研修	障害支援区分の判定の重要な資料である医師意見書の記載が適切に行われるよう、医師意見書の記載方法等について研修を行い、適切な審査の実施を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主治医の役割</li> <li>・支給決定のしくみ</li> <li>・市町村審査会における審査判定の方法</li> <li>・医師意見書の具体的な記載方法</li> <li>・事例検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師意見書を記載する医師</li> </ul>
障害者権利擁護・虐待防止研修	障害者虐待防止と権利擁護に関する基本的な考え方の習得を目指すとともに、自治体や障害福祉サービス事業所等において事業対応や虐待防止の取組を担う人材の養成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護・虐待防止に関する基礎知識</li> <li>・市町村虐待防止センターにおける対応</li> <li>・虐待防止と早期発見のための体制づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービス事業所等の管理者及び従事者</li> <li>・市町村職員</li> <li>・委託相談支援事業所の職員</li> <li>・関係機関の職員</li> <li>・県民</li> </ul>

## ② 研修修了者数の推移

(単位：人)

区分	実績								見込
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	
相談支援従事者初任者研修	169	150	174	194	199	166	154	155	120
相談支援従事者現任研修	32	25	54	53	63	57	70	61	72
サービス管理責任者等研修	132	174	177	216	228	290	199	241	403
介護	48	52	57	59	59	77	49	59	117
地域生活（身体）	1	0	0	0	0	0	0	2	0
地域生活（知的・精神）	28	50	43	53	50	52	48	57	78
就労	41	47	41	47	46	57	48	61	101
児童	14	25	36	57	73	54	54	62	107
サービス等利用計画等の評価専門研修								104	95
相談支援専門員								49	48
サービス等管理責任者								55	47
強度行動障害支援者養成研修								230	234
基礎研修								115	117
実践研修								115	117
障害支援区分認定調査員研修	73	59	57	69	66	127	89	77	64
認定調査員委嘱（予定）者	34	21	24	32	20	58	43	49	34
市町村職員	39	38	33	37	46	69	46	28	30
市町村審査会委員研修	58	64	62	49	52	60	24	-	45
審査会委員委嘱（予定）者	50	57	43	33	37	41	16	-	34
市町村職員	8	7	19	16	15	19	8	-	11
主治医研修	166	96	108	44	121	99	173	110	135
医師	159	71	104	41	105	90	160	99	120
市町村職員	7	25	4	3	16	9	13	11	15
障害者権利擁護・虐待防止研修				305	327	167	234	291	198
									111



---

## **第4部 資料編**

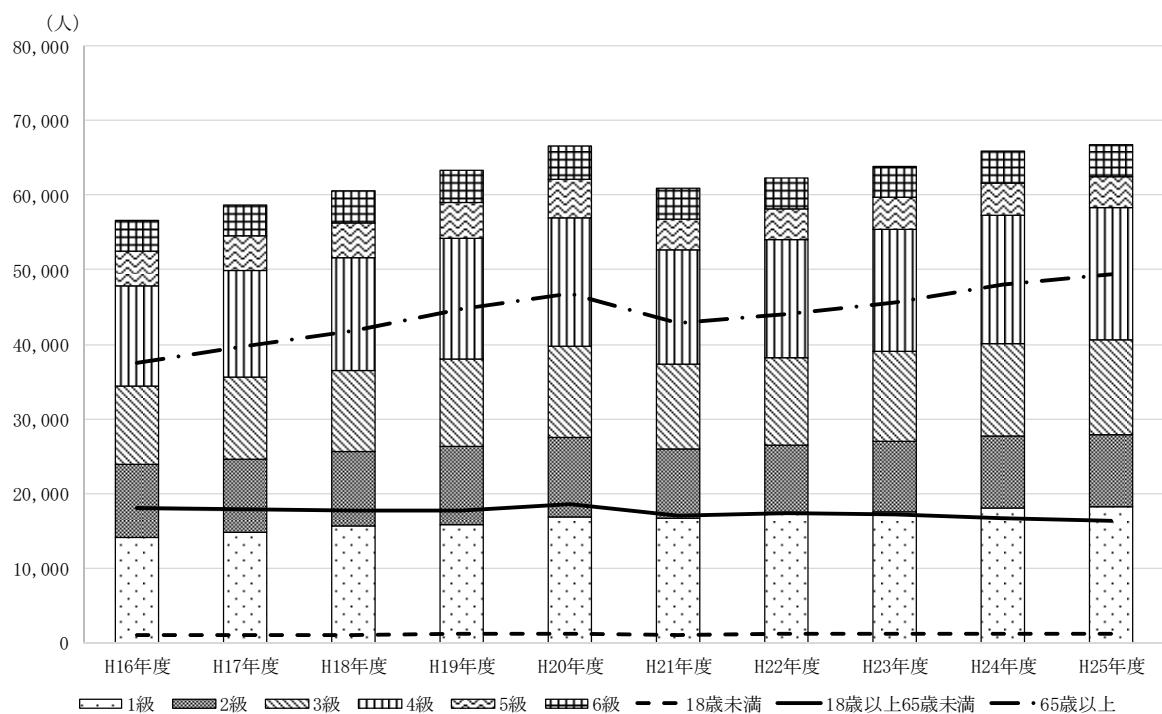
---



# 1 障害者手帳所持者数等の推移

## (1) 身体障害者手帳所持者

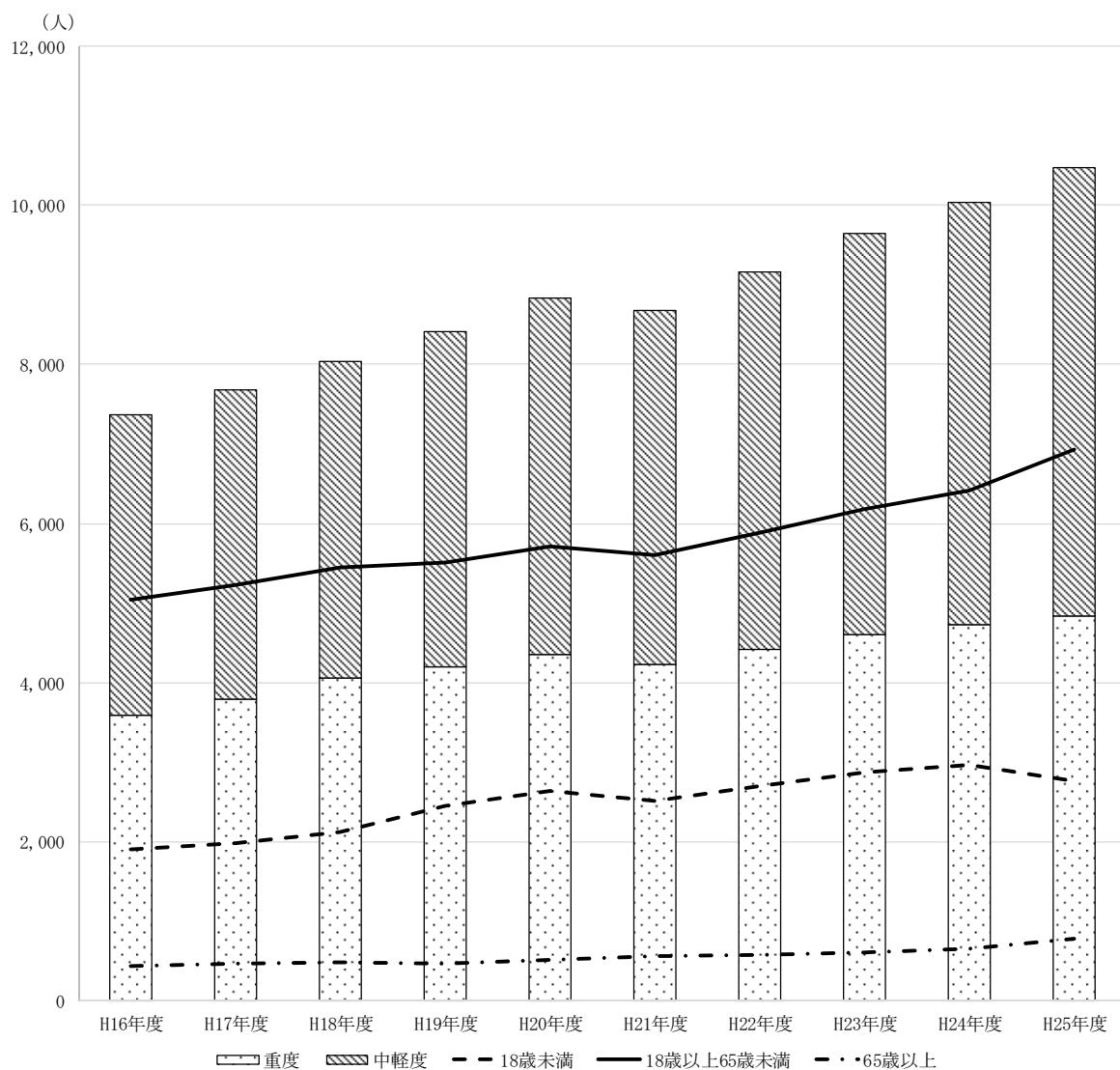
- 平成25年度の身体障害者手帳所持者数は66,812人で、平成16年度の56,657人よりも10,155人(17.9%)増加しています。
- 平成25年度の部位別内訳は、肢体不自由56.1%、内部障害26.2%、聴覚・平衡機能障害9.1%、視覚障害7.6%、音声・言語・そしゃく機能障害1.0%となっています。
- 平成25年度の級別内訳は、1級27.4%、4級26.5%、3級18.9%、2級14.4%、6級6.4%、5級6.4%となっています。
- 平成25年度の年齢別内訳は、65歳以上73.8%、18歳以上65歳未満24.6%、18歳未満1.6%となっています。



		(単位：人)										
		H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	
手帳所持者数		56,657	58,799	60,624	63,428	66,647	60,944	62,431	63,915	65,892	66,812	
(部位別内訳)	肢体不自由	31,479	32,596	33,636	35,168	36,928	34,121	34,974	35,870	36,892	37,495	
	内部障害	13,735	14,507	15,113	15,987	16,997	15,381	15,937	16,452	17,164	17,506	
	聴覚・平衡機能障害	5,510	5,670	5,780	6,023	6,295	5,762	5,833	5,917	6,070	6,100	
	視覚障害	5,274	5,345	5,387	5,503	5,652	5,028	5,028	5,030	5,092	5,045	
	音声・言語・そしゃく機能障害	659	681	708	747	775	652	659	646	674	666	
(級別内訳)	1級	14,186	14,782	15,770	15,794	16,872	16,684	17,218	17,634	18,126	18,322	
	2級	9,747	9,932	9,828	10,533	10,689	9,351	9,397	9,470	9,673	9,642	
	3級	10,523	10,899	10,972	11,762	12,188	11,364	11,641	11,929	12,426	12,643	
	4級	13,474	14,266	15,024	16,093	17,352	15,287	15,814	16,488	17,147	17,709	
	5級	4,616	4,703	4,728	4,950	5,085	4,176	4,218	4,214	4,254	4,243	
	6級	4,111	4,217	4,302	4,296	4,461	4,082	4,143	4,180	4,266	4,253	
(年齢別内訳)	18歳未満	1,040	1,040	1,067	1,128	1,173	1,086	1,118	1,137	1,120	1,100	
	18歳以上65歳未満	18,039	17,935	17,716	17,634	18,594	17,018	17,287	17,163	16,686	16,407	
	65歳以上	37,578	39,824	41,841	44,666	46,880	42,840	44,026	45,615	48,086	49,305	

## (2) 療育手帳所持者

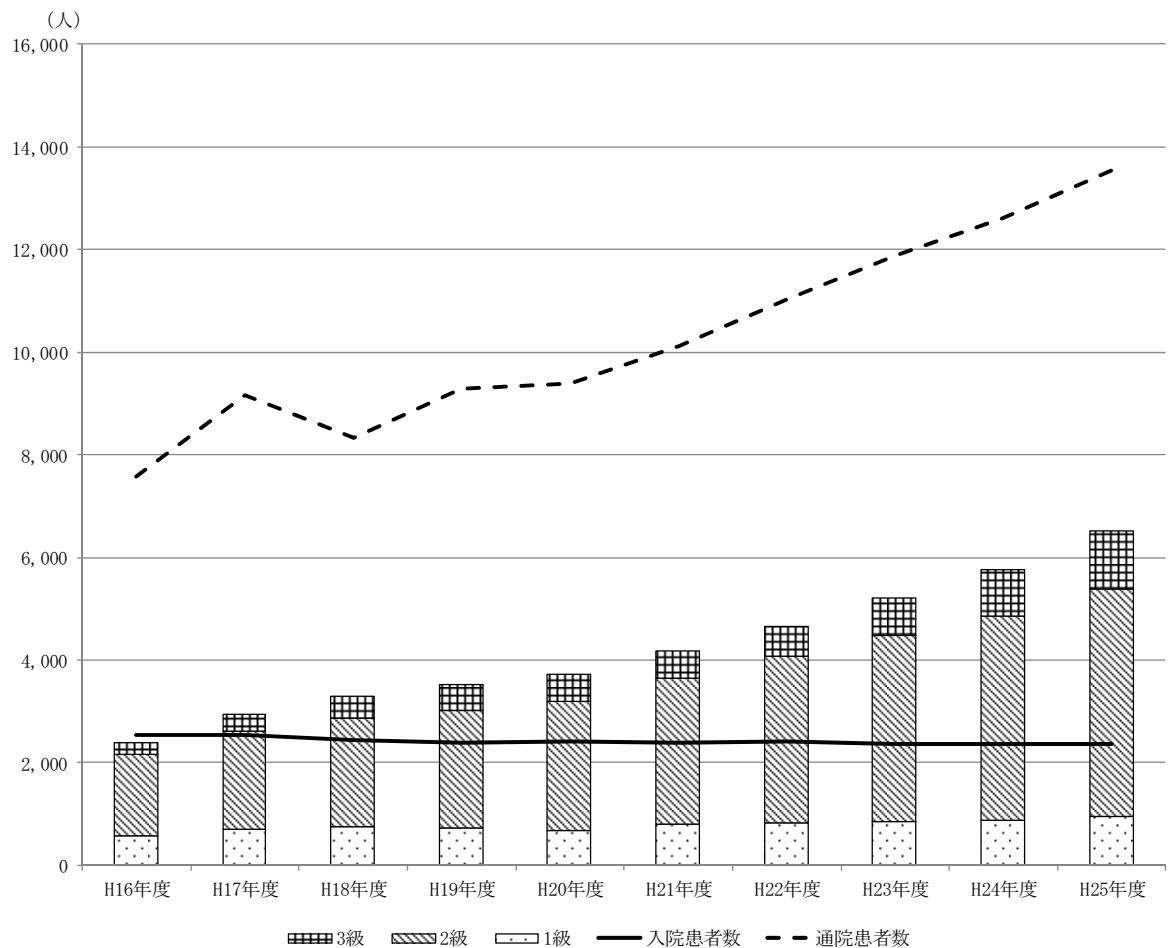
- 平成25年度の療育手帳所持者数は10,474人で、平成16年度の7,372人よりも3,102人（42.1%）増加しています。
- 平成25年度の級別内訳は、中軽度53.7%、重度46.3%となっています。
- 平成25年度の年齢別内訳は、18歳以上65歳未満66.1%、18歳未満26.4%、65歳以上7.5%となっています。



		(単位：人)									
手帳所持者数		H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
(級別内訳)	重度	3,598	3,789	4,061	4,199	4,364	4,230	4,420	4,608	4,727	4,848
	中軽度	3,774	3,893	3,985	4,223	4,481	4,452	4,749	5,045	5,315	5,626
(年齢別内訳)	18歳未満	1,897	1,984	2,116	2,447	2,630	2,513	2,703	2,867	2,971	2,768
	18歳以上65歳未満	5,047	5,232	5,451	5,504	5,710	5,607	5,890	6,176	6,421	6,924
	65歳以上	428	466	479	471	505	562	576	610	650	782

## (3) 精神障害者保健福祉手帳所持者等

- 平成25年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数は6,526人で、平成16年度の2,403人よりも4,123人（171.6%）増加しています。
- 精神科入院・通院公費負担利用患者数のうち、入院患者数は2,363人で、平成16年度の2,550人よりも187人（7.3%）減少しています。また、通院患者数は13,528人で、平成16年度の7,581人よりも5,947人（78.4%）増加しています。
- 平成25年度の級別内訳は、2級67.8%、3級17.4%、1級14.8%となっています。



①精神障害者保健福祉手帳所持者数

		(単位：人)									
手帳所持者数		H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
(級別内訳)	1級	577	704	757	734	686	799	826	858	885	967
	2級	1,593	1,911	2,106	2,291	2,509	2,867	3,248	3,616	3,987	4,424
	3級	233	345	446	513	533	516	593	738	886	1,135

②精神科入院・通院公費負担利用患者数

		(単位：人)									
入院患者数		H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
	入院患者数	2,550	2,541	2,436	2,380	2,402	2,389	2,415	2,369	2,373	2,363
	通院患者数	7,581	9,159	8,317	9,297	9,391	10,120	11,027	11,877	12,601	13,528

## (4) 特定疾患認定患者数

- 平成25年度の特定疾患認定患者数は10,633人で、平成21年度の8,374人よりも2,259人（27.0%）増加しています。
- 平成25年度の疾患別内訳は、潰瘍性大腸炎18.4%、パーキンソン病関連疾患15.6%、全身性エリテマトーデス6.2%等となっています。

(単位：人)

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
特定疾患認定患者数	8,374	8,960	9,566	10,074	10,633
（疾患別内訳）					
ベーチェット病	150	153	155	162	165
多発性硬化症	177	181	202	213	219
重症筋無力症	191	200	217	241	261
全身性エリテマトーデス	644	652	660	663	663
スモン	32	31	30	28	26
再生不良性貧血	135	139	159	158	160
サルコイドーシス	200	202	228	235	252
筋萎縮性側索硬化症	100	99	107	106	121
強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎	504	532	559	587	604
特発性血小板減少性紫斑病	289	290	284	280	292
結節性動脈周囲炎	86	103	117	125	135
潰瘍性大腸炎	1,430	1,569	1,700	1,855	1,957
大動脈炎症候群	63	64	65	72	78
ピュルガー病	97	101	103	99	100
天疱瘡	54	59	65	68	70
脊髄小脳変性症	256	263	275	272	278
クローン病	346	356	370	385	405
難治性肝炎のうち劇症肝炎	4	2	3	3	3
悪性間節リウマチ	63	66	68	68	66
パーキンソン病関連疾患	1,252	1,351	1,477	1,575	1,663
アミロイドーシス	22	21	26	28	35
後縫靭帯骨化症	296	336	355	372	404
ハンチントン病	9	9	11	11	13
モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症）	151	162	167	168	179
ウェグナー肉芽腫症	16	19	18	20	21
特発性拡張型（うつ血型）心筋症	400	429	436	451	483
多系統萎縮症	148	160	163	173	163
表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型）	5	5	5	6	6
膿疱性乾癬	25	31	32	31	29
広範脊柱管狭窄症	36	35	37	41	43
原発性胆汁性肝硬変	291	297	309	320	335
重症急性膀胱炎	33	22	25	26	38
特発性大腿骨頭壊死症	197	205	205	208	210
混合性結合組織病	71	74	79	88	94
原発性免疫不全症候群	17	14	17	19	16
特発性間質性肺炎	87	94	101	100	114
網膜色素変性症	242	248	258	269	268
ブリオン病	5	6	6	7	11
肺動脈性肺高血圧症	20	27	34	39	43
神経線維腫症	32	35	40	42	47
亜急性硬化性全脳炎	0	0	0	0	0
バッド・ギアリ（Budd-Chiari）症候群	2	3	2	3	3
慢性血栓塞栓性肺高血圧症	16	18	23	26	28
ライソゾーム病	3	4	4	4	5
副腎白質ジストロフィー	1	1	1	1	1
家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	4	3	4	4	4
脊髄性筋萎縮症	3	6	9	9	14
球脊髄性筋萎縮症	5	6	7	6	7
慢性炎症性脱髓性多発神経炎	17	28	32	42	58
肥大型心筋症	17	34	48	66	80
拘束型心筋症	0	0	0	0	0
ミトコンドリア症	2	8	10	10	21
リンパ脈管筋腫症（LAM）	2	2	2	2	3
重症多形滲出性紅斑（急性期）	4	0	2	1	1
黄色靭帯骨化症	5	17	24	38	46
間脳下垂体機能障害	117	188	230	248	292

## 2 障害のある人やその家族等からの意見・要望

### － 平成25年度実施の個別の意見交換会、アンケート調査の結果概要 －

#### (1) 実施状況

##### ① 個別の意見交換会

- ・各団体固有の課題、考え方、取組等についてヒアリングを実施

《対象》19団体（障害のある人やその家族を中心に101人参加）

[身体障害]

- ・奈良県身体障害者福祉協会連合会
- ・奈良県肢体不自由児・者父母の会連合会
- ・奈良県障害者運転者協会
- ・一般社団法人奈良県視覚障害者福祉協会
- ・一般社団法人奈良県聴覚障害者協会
- ・奈良県中途失聴・難聴者協会
- ・特定非営利活動法人奈良県腎友会
- ・奈良交声会

[知的障害]

- ・一般社団法人奈良県手をつなぐ育成会
- ・奈良県重症心身障害<sup>\*53</sup>児（者）を守る会

[精神障害]

- ・特定非営利活動法人奈良県精神障害者家族会連合会
- ・奈良県精神障害者地域生活支援団体協議会
- ・特定非営利活動法人奈良県自閉症協会
- ・奈良LDの親の会「パンジー」
- ・えじそんくらぶ奈良「ポップコーン」
- ・奈良県高機能自閉症児者親の会「アスカ」
- ・奈良脳外傷友の会あすか

[難病<sup>\*135</sup>]

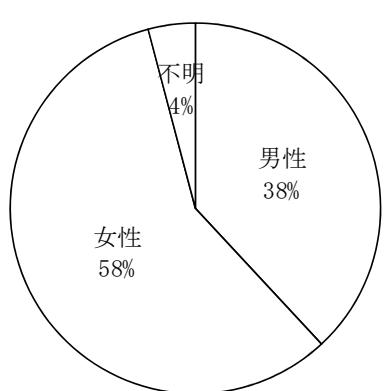
- ・特定非営利活動法人奈良難病連
- ・一般社団法人日本筋ジストロフィー協会奈良県支部

## ② アンケート調査

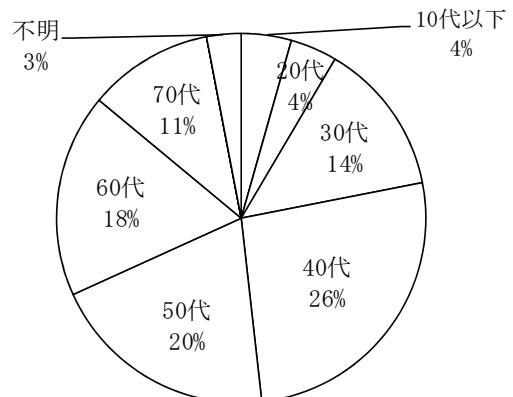
- ・広く県民を対象とした自由記載方式のアンケート調査を実施  
(調査期間: 平成25年8月1日～9月30日)

《回答状況》障害のある人及びその家族を中心に、365人から回答

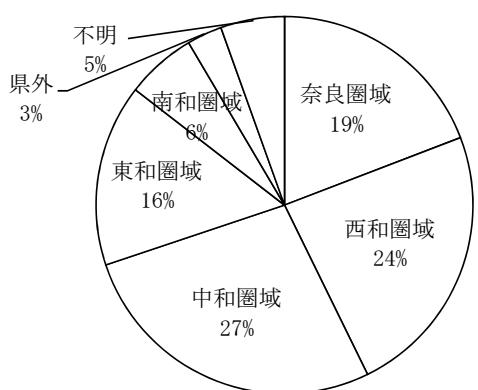
■性別 N=365人



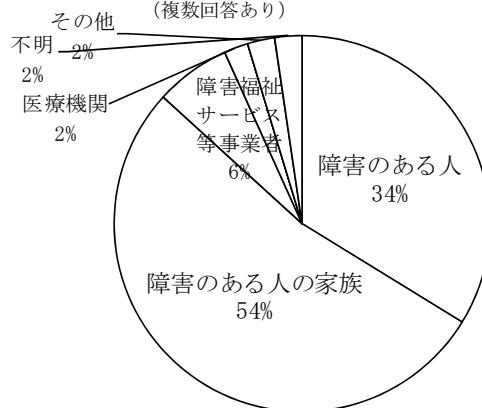
■年代 N=365人



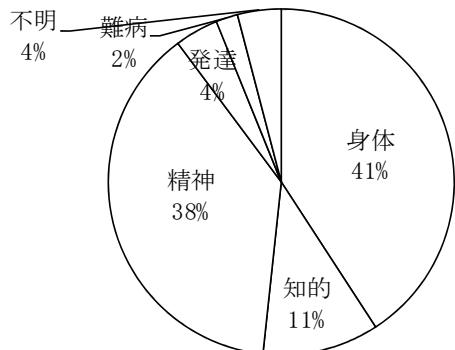
■住所 N=365人



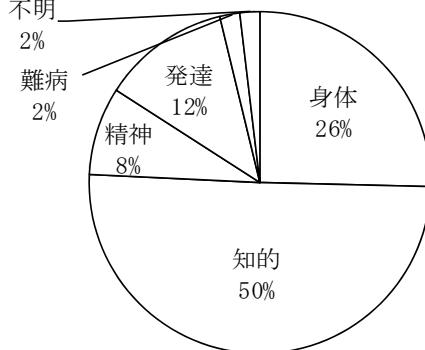
■属性 N=385人  
(複数回答あり)



■障害のある人の障害種別 N=147人  
(複数回答あり)



■障害のある人の家族の障害種別 N=264人  
(複数回答あり)



## (2) 意見・要望の概要

## ① 意見・要望の内訳

- 意見交換会、アンケート調査をあわせた 952 件の意見・要望は、バリアフリーの推進（155 件）、保健・医療の充実（135 件）、障害福祉サービス等の充実（127 件）、県民理解の促進（99 件）の順に多くなっており、これらの項目で全体の過半数を占める。



(参考) その他の内訳

○ スポーツ・文化芸術活動等の充実	5%	○ 療育の推進	3%
○ 差別の解消及び権利擁護の推進	4%	○ 災害時の支援	1%
○ 特別支援教育の充実	3%	○ 福祉的就労への支援	1%

## ② 主な意見・要望

\*件数が10件以上のもの又は施策の柱ごとに件数が上位2位のものを抜粋。  
番号は「③ 意見・要望の内容」の番号に対応。

施策の柱	件数	主な意見・要望	件数	番号
バリアフリーの推進	155	車椅子の利用者に配慮した歩道（幅・段差・傾斜等）を整備してください。	24	156
		地域に障害者が利用しやすい店舗を増やしてください。	17	138
		障害者用トイレに大人のおむつ交換ができるベッドを置いてください。	12	146
		電車やバスの利便性を向上（路線・便数・停車駅等の充実）してください。	10	126
保健・医療の充実	135	精神障害者に福祉医療制度を適用してください。	17	79
		個々の障害特性に対応できる医療機関を整備してください。	15	62
		個々の障害特性に対応できる医師・看護師等を確保・養成してください。	13	63
		精神障害者や家族の地域生活を支援する体制を充実してください。	10	80
障害福祉サービス等の充実 (経済的自立の支援を除く)	127	障害特性や実情を踏まえ、ニーズに即した事業所を確保してください。	30	15
		必要なときにショートステイを利用できるようにしてください。	12	16
		移動支援等、外出支援のサービスの支給量を確保してください。	12	17
県民理解の促進	99	障害者理解の促進に向けた啓発活動に取り組んでください。	17	180
		行政手続を簡素でわかりやすくしてください。	14	190
		健常者が障害者用トイレや駐車場を利用するのを防止してください。	12	181
住まいの確保	69	グループホーム等の整備を促進してください。	22	41
		施設入所を必要とする人のための住まいの場を確保してください。	20	48
一般就労への支援	63	障害者雇用の受け皿を確保するための取組を進めてください。	21	108
		障害特性に応じた仕事ができるよう業務内容や勤務形態を検討してください。	6	109
個別の障害に応じた相談システムの充実	52	相談や情報提供に対応する地域の相談窓口を充実してください。	20	8
		協議会等への当事者の参画を進めてください。	5	1
障害福祉サービス等の充実 (経済的自立の支援)	50	障害者年金を充実してください。	16	29
		所得保障を充実してください。	13	30
		交通費（電車・バス・タクシー・高速道路等）の負担を軽減してください。	11	31
情報アクセシビリティの推進	49	聴覚障害者の情報保障（手話・要約筆記等）に向けた取組を進めてください。	18	162
		利用できる制度について、行政が主体的に分かりやすく示してください。	12	167
スポーツ・文化芸術活動等の充実	45	障害者団体の活動に対して支援してください。	15	177
		障害のある人とない人の交流の場や余暇活動の場を充実してください。	15	178
差別の解消及び権利擁護の推進	34	障害者への誤解や偏見がない社会にしてください。	20	51
		障害に起因する不利益が生じないよう配慮をしてください。	5	53
特別支援教育の充実	27	教員の特別支援教育に関する専門性の向上に取り組んでください。	6	97
		学校教育での障害者理解促進に向けた取組を進めてください。	5	98
療育の推進	26	地域において障害児の発達を支援する機関・人材を充実してください。	7	90
		児童のデイサービスの事業所や支給量を確保してください。	6	91
災害時の支援	13	障害特性を踏まえた防災対策を検討・周知してください。	5	57
		避難行動要支援者名簿を作成してください。	3	58
福祉的就労への支援	8	工賃の向上に向けた取組を進めてください。	5	125
		一般就労が困難な人のため、福祉的就労の場を確保してください。	3	124
計	952			

## (3) 意見・要望の内容

## 相 談

52 件

## 1. 個別の障害に応じた相談システムの充実 52 件

## (1) 個別相談システムの構築 19 件

- |                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| 1 協議会等への当事者の参画を進めてください。              | 5 件 |
| 2 地域課題の解決に向けて協議会の活動を充実してください。        | 4 件 |
| 3 サービス等利用計画の量と質の確保に取り組んでください。        | 4 件 |
| 4 一人暮らしの障害者や高齢者の見守り支援に取り組んでください。     | 2 件 |
| 5 地域における個別支援体制を構築してください。             | 2 件 |
| 6 サポートブックを普及するとともに利用しやすい内容に見直してください。 | 1 件 |
| 7 親亡き後も地域生活を送れるよう支援者間の引継ぎをしてください。    | 1 件 |

## (2) 相談機能の充実 33 件

- |                                   |      |
|-----------------------------------|------|
| 8 相談や情報提供に対応する地域の相談窓口を充実してください。   | 20 件 |
| 9 発達障害支援センターの機能を充実してください。         | 3 件  |
| 10 24時間365日の対応が可能な相談窓口を設置してください。  | 3 件  |
| 11 奈良圏域以外にも発達障害支援センターを設置してください。   | 3 件  |
| 12 障害者相談員の活動を充実してください。            | 2 件  |
| 13 高次脳機能障害支援センターの機能を充実してください。     | 1 件  |
| 14 就業・生活支援センターの増設・増員について検討してください。 | 1 件  |

## 福 祉

293 件

## 1. 障害福祉サービス等の充実 177 件

## (1) 在宅サービス等の充実 146 件

- |   |      |
|---|------|
| 15 障害特性や実情を踏まえ、ニーズに即した事業所を確保してください。       | 30 件 |
| 16 必要なときにショートステイを利用できるようにしてください。          | 12 件 |
| 17 移動支援等、外出支援のサービスの支給量を確保してください。          | 12 件 |
| 18 補装具や日常生活用具の支給要件を見直してください。              | 8 件  |
| 19 障害福祉サービス事業所等における送迎サービスを充実してください。       | 8 件  |
| 20 ニーズや実情を踏まえ、報酬単価を見直してください。              | 7 件  |
| 21 障害特性や実情を踏まえ、必要なサービスの内容及び量の支給決定をしてください。 | 6 件  |
| 22 南和圏域における障害福祉サービス事業所の整備を促進してください。       | 4 件  |
| 23 障害福祉サービスや地域生活支援事業の市町村格差を是正してください。      | 3 件  |
| 24 支給決定における障害程度区分の要件を実態に即したものにしてください。     | 2 件  |
| 25 NPO法人の事業参画を促進するため、税金の優遇措置を設けてください。     | 1 件  |
| 26 審査会への当事者の参画を進めてください。                   | 1 件  |
| 27 補装具や日常生活用具の機能を向上してください。                | 1 件  |
| 28 福祉施設に行政担当者を派遣する研修システムを確立してください。        | 1 件  |

## (経済的自立の支援)

- |                                       |      |
|---------------------------------------|------|
| 29 障害者年金を充実してください。                    | 16 件 |
| 30 所得保障を充実してください。                     | 13 件 |
| 31 交通費（電車・バス・タクシー・高速道路等）の負担を軽減してください。 | 11 件 |
| 32 福祉サービス利用に伴う自己負担額を軽減してください。         | 9 件  |
| 33 人工透析患者の通院交通費に対する助成をしてください。         | 1 件  |

## 第4部 資料編

(2) 福祉・介護人材の確保・育成	31 件
34 障害福祉サービス事業所等の従事者の資質向上に取り組んでください。	9 件
35 福祉・介護人材の待遇を改善してください。	9 件
36 障害福祉サービス事業所等の人材の確保・定着に取り組んでください。	5 件
37 障害程度区分認定に関わる人材の育成に取り組んでください。	4 件
38 県内に人材育成の中核となる機関を設けてください。	2 件
39 人材育成のための研修の場への当事者の参画を進めてください。	1 件
40 県内に社会福祉士の養成施設を設けてください。	1 件
<b>2. 住まいの確保</b>	<b>69 件</b>
(1) グループホームの充実等による住まいの確保	38 件
41 グループホーム等の整備を促進してください。	22 件
42 スプリンクラー等、法で義務付けられた設備整備に対して助成してください。	6 件
43 障害者向けの公営住宅や賃貸住宅を増やしてください。	3 件
44 公営住宅や賃貸住宅の入居要件（保証人の確保）を見直してください。	3 件
45 グループホームへの一元化により利用者に支障がないようにしてください。	2 件
46 県営住宅のグループホーム活用を進めてください。	1 件
47 障害を理由に賃貸住宅への入居を断られる現状を改善してください。	1 件
(2) 施設入所を必要とする人への支援	31 件
48 施設入所を必要とする人のための住まいの場を確保してください。	20 件
49 施設入所者の外出支援を充実してください。	9 件
50 入所施設の現状と課題を把握し、在り方を検討してください。	2 件
<b>3. 差別の解消及び権利擁護の推進</b>	<b>34 件</b>
(1) 障害を理由とする差別の解消及び虐待の防止の推進	21 件
51 障害者への誤解や偏見がない社会にしてください。	20 件
52 障害者差別を禁止する条例を制定してください。	1 件
(2) 権利擁護の推進	13 件
53 障害に起因する不利益が生じないよう配慮をしてください。	5 件
54 成年後見制度の利用促進に取り組んでください。	5 件
55 日常生活における自立支援のためのしくみを整えてください。	2 件
56 インターネット上の情報を悪用した障害消費者被害を防止してください。	1 件
<b>4. 災害時の支援</b>	<b>13 件</b>
(1) 災害時における支援の充実	13 件
57 障害特性を踏まえた防災対策を検討・周知してください。	5 件
58 避難行動要支援者名簿を作成してください。	3 件
59 障害者に配慮した福祉避難所を整備してください。	3 件
60 避難行動要支援者の対象者の範囲を限定しないでください。	1 件
61 災害に備えて福祉用具を備蓄してください。	1 件

<b>保健・医療</b>	161 件
1. 保健・医療の充実	135 件
(1) 医療と福祉の連携の強化	90 件
62 個々の障害特性に対応できる医療機関を整備してください。	15 件
63 個々の障害特性に対応できる医師・看護師等を確保・養成してください。	13 件
64 入院時にヘルパー利用ができる制度を創設してください。	8 件
65 医療費の還付制度を見直し、立替払いをしなくていいようにしてください。	8 件
66 福祉施設における医療的ケアの提供体制を整備してください。	7 件
67 休日夜間も含め、障害のある救急患者の受入体制を整備してください。	7 件
68 障害者の利便性向上のため、医療機関の環境を改善してください。	7 件
69 医療費の自己負担額を軽減してください。	5 件
70 福祉・医療のネットワークの充実に取り組んでください。	4 件
71 咳痰吸引等を実施できる介護職員等の養成に取り組んでください。	3 件
72 各種手続に必要となる医師の診断書の自己負担額を軽減してください。	3 件
73 特定疾患の対象疾病を拡大してください。	2 件
74 福祉医療制度の対象となる手帳の等級を拡大してください。	2 件
75 障害者の歯科診療・口腔ケアを充実してください。	2 件
76 医療機関に通えない障害者のため、医師による訪問診療を進めて下さい。	2 件
77 医療に関する相談窓口を充実してください。	1 件
78 生活習慣病の予防等、健康づくりに取り組んでください。	1 件
(2) 精神障害のある人への支援	37 件
79 精神障害者に福祉医療制度を適用してください。	17 件
80 精神障害者や家族の地域生活を支援する体制を充実してください。	10 件
81 24時間365日の相談支援体制及び危機介入チームを創設してください。	5 件
82 精神障害者への訪問による相談・支援を進めてください。	4 件
83 医療保護入院の在り方について検討してください。	1 件
(3) 重症心身障害のある人への支援	8 件
84 重症心身障害児者に対応したショートステイ床を確保してください。	4 件
85 重症心身障害児者のためのコーディネーターを設置してください。	1 件
86 重症心身障害児者に対応できる介護タクシーを確保してください。	1 件
87 重症心身障害児者に対応した入所施設を確保してください。	1 件
88 重症心身障害児者の医療ネットワークの充実に取り組んでください。	1 件
2. 療育の推進	26 件
(1) 早期発見・早期療育	5 件
89 発達について相談・診断を行う医療機関を充実してください。	5 件
(2) 地域療育体制の充実	21 件
90 地域において障害児の発達を支援する機関・人材を充実してください。	7 件
91 児童のデイサービスの事業所や支給量を確保してください。	6 件
92 ペアレントメンター等、親への支援を充実してください。	4 件
93 福祉と教育の連携を強化してください。	1 件
94 障害のある児童の放課後支援を充実してください。	1 件
95 個々の障害特性に対応できる保育所を整備してください。	1 件
96 学童保育を柔軟に利用できるようにしてください。	1 件

<b>教 育</b>	27 件
1. 特別支援教育の充実	27 件
(1) インクルーシブ教育の充実	27 件
97 教員の特別支援教育に関する専門性の向上に取り組んでください。	6 件
98 学校教育での障害者理解促進に向けた取組を進めてください。	5 件
99 特別支援学校だけでなく、地域の学校も含めた特別支援教育に取り組んでください。	3 件
100 特別支援学校への送迎の負担を軽減してください。	3 件
101 特別支援学校の教師を増員してください。	2 件
102 医療的ケアが必要な生徒のために、学校に看護師を配置してください。	2 件
103 障害児の就学について相談できる機関を充実してください。	2 件
104 就学指導委員会の委員の専門性を強化してください。	1 件
105 必要な場合は年度途中でも特別支援学級に変われるようにしてください。	1 件
106 スクールバスにトイレを設けてください。	1 件
107 体温調節が困難な生徒のために、学校の温度調整をしてください。	1 件
<b>雇 用</b>	71 件
1. 一般就労への支援	63 件
(1) 障害者雇用の促進	40 件
108 障害者雇用の受け皿を確保するための取組を進めてください。	21 件
109 障害特性に応じた仕事ができるよう業務内容や勤務形態を検討してください。	6 件
110 県庁の障害者採用枠（障害種別）を拡大してください。	5 件
111 あんま・はり・きゅうの営業の支障となる整骨院の不正請求等を取り締まってください。	3 件
112 障害特性を踏まえ、採用条件に配慮してください。	2 件
113 市町村役場における障害者雇用を進めてください。	2 件
114 特例子会社の設立を促進してください。	1 件
(2) 総合的な就労支援	23 件
115 企業における障害者理解の促進に取り組んでください。	6 件
116 障害者の就労支援に向けて取り組んでください。	4 件
117 就労支援に関わる専門的な人材を育成してください。	4 件
118 職業訓練の場や仕事を体験できる場をつくってください。	3 件
119 就労に関する支援機関について周知してください。	2 件
120 就職説明会の場に手話通訳者を配置してください。	1 件
121 県庁の施設外就労について、柔軟な勤務条件を検討してください。	1 件
122 高等技術専門校で障害特性に応じた指導を受けられるようにしてください。	1 件
123 職場における障害を理由とした待遇等の差別をなくしてください。	1 件
2. 福祉的就労への支援	8 件
(1) 福祉的就労の場の確保	3 件
124 一般就労が困難な人のため、福祉的就労の場を確保してください。	3 件
(2) 優先調達の推進と工賃の向上	5 件
125 工賃の向上に向けた取組を進めてください。	5 件

## 社会参加

348 件

1. バリアフリーの推進	155 件
(1) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進	155 件
(公共交通機関のバリアフリー)	
126 電車やバスの利便性を向上（路線・便数・停車駅等の充実）してください。	10 件
127 鉄道駅にエレベーターを設置してください。	8 件
128 鉄道駅に障害への理解がある人を配置してください。	5 件
129 電車やバスの中に次の停車駅が分かる電光掲示板を設置してください。	5 件
130 鉄道駅やバス停の案内表示を見やすくしてください。	3 件
131 電車の優先座席を気兼ねなく利用できるよう工夫してください。	3 件
132 鉄道駅やバス停に椅子を設置してください。	2 件
133 手帳保持者が円滑に公共交通機関を利用できるようにしてください。	2 件
134 公共交通機関のバリアフリー化を進めてください。	2 件
135 視覚障害者のため、駅の階段の段鼻をわかりやすく表示してください。	1 件
136 電車の乗り降りが怖いので、ホームと電車の隙間をなくしてください。	1 件
137 バス停に屋根や風よけを設置してください。	1 件
(公共(的)施設のバリアフリー)	
138 地域に障害者が利用しやすい店舗を増やしてください。	17 件
139 障害者が観光しやすい環境づくりに取り組んでください。	5 件
140 奈良県心身障害者福祉センターを改修してください。	5 件
141 車椅子での車の乗り降りのときに雨に濡れない工夫をしてください。	4 件
142 プールの更衣室を障害者にとって使いやすいものにしてください。	3 件
143 公園を利用する障害者が利用しやすい場所に駐車場やトイレを設置してください。	2 件
144 まちの案内表示を障害者にとって分かりやすいものにしてください。	2 件
145 建物のドアは車椅子で出入りしやすいものにしてください。	1 件
(障害者用トイレの充実)	
146 障害者用トイレに大人のおむつ交換ができるベッドを置いてください。	12 件
147 障害者用トイレを増やしてください。	8 件
148 オストメイト専用トイレを増やしてください。	3 件
149 洋式トイレを増やしてください。	3 件
150 車椅子での利用ができるよう、トイレの間口を広くとってください。	2 件
151 トイレをつくるときは、当事者の意見を聞いてください。	2 件
152 障害者用トイレのトイレットペーパーの位置を工夫してください。	1 件
153 車椅子から見えるよう、鏡の位置や角度を工夫してください。	1 件
154 障害者用トイレに音声案内の設備を設けてください。	1 件
155 リクライニング式の車椅子で利用できるトイレを増やしてください。	1 件
(歩行空間のバリアフリー)	
156 車椅子の利用者に配慮した歩道（幅・段差・傾斜等）を整備してください。	24 件
157 障害者が通行しやすい道路環境に改善してください。	2 件
158 視覚障害者が安心して歩行できるよう点字ブロックを整備してください。	1 件
159 障害者に配慮した信号機を増やしてください。	1 件
(障害者用駐車場の充実)	
160 障害者用の駐車場スペースを増やしてください。	8 件
161 社会福祉総合センターを利用する障害者のための駐車場を確保してください。	3 件

## 第4部 資料編

<b>2. 情報アクセシビリティの推進</b>	49 件
<b>(1) 意思疎通支援の充実</b>	31 件
162 聴覚障害者の情報保障（手話・要約筆記等）に向けた取組を進めてください。	18 件
163 磁気ループを普及してください。	7 件
164 盲ろう者のコミュニケーション支援を充実してください。	3 件
165 喉頭摘出者発声訓練の充実に取り組んでください。	2 件
166 視覚障害者の情報保障（点字）に向けた取組を進めてください。	1 件
<b>(2) 情報提供の充実</b>	18 件
167 利用できる制度について、行政が主体的に分かりやすく示してください。	12 件
168 県民だよりに障害者に関するイベント等を掲載する欄を設けてください。	3 件
169 視覚障害者福祉センターの機能を充実してください。	1 件
170 県の行事を分かりやすく周知してください。	1 件
171 聴覚障害者に配慮したテレビ放送をしてください。	1 件
<b>3. スポーツ・文化芸術活動等の充実</b>	45 件
<b>(1) スポーツ活動の充実</b>	10 件
172 障害者が利用できるスポーツ施設を増やしてください。	4 件
173 スポーツイベントでは障害者への配慮をしてください。	2 件
174 スポーツ施設の利用料を減免してください。	2 件
175 障害のあるスポーツ選手の育成を支援してください。	1 件
176 タンデム自転車で公道を走れるようにしてください。	1 件
<b>(2) 文化芸術活動等の充実</b>	35 件
177 障害者団体の活動に対して支援してください。	15 件
178 障害のある人との交流の場や余暇活動の場を充実してください。	15 件
179 文化芸術活動への参加促進に向けた取組を進めてください。	5 件

4. 県民理解の促進	99 件
(1) 障害者理解の促進	53 件
180 障害者理解の促進に向けた啓発活動に取り組んでください。	17 件
181 健常者が障害者用トイレや駐車場を利用するのを防止してください。	12 件
182 あいサポート運動の取組を推進・充実してください。	6 件
183 社会に障害者への支援ができる人を増やしてください。	5 件
184 意見・要望は特にありません。	4 件
185 「障害」の表記について見直しを検討してください。	3 件
186 障害種別で一括りにせず、個々の生活のし辛さを理解してください。	2 件
187 理解や支援が必要であることが周囲からわかるバッジ等を配布してください。	2 件
188 自閉症啓発デーの取組内容を充実してください。	1 件
189 障害者週間の周知に取り組んでください。	1 件
(2) 行政機関における配慮	46 件
190 行政手続を簡素でわかりやすくしてください。	14 件
191 制度や施策に様々な当事者の声を反映してください。	9 件
192 個々の実情を踏まえ、公平かつ適切な障害者手帳の判定を行ってください。	3 件
193 庁内の連携を強化してください。	2 件
194 計画の見直しにあたり、これまでの総括をしてください。	2 件
195 障害者基本法や障害者差別解消法の理念を踏まえて計画を策定してください。	2 件
196 文書等は障害特性を考慮した読みやすいものとなるよう工夫してください。	2 件
197 障害者手帳の更新時期を事前に通知してください。	2 件
198 生活に支障が出ないよう、行政手続を迅速にしてください。	2 件
199 施設への送迎用車両の自動車税の減免が受けられるようにしてください。	2 件
200 障害者総合支援法の障害者の定義を見直してください。	1 件
201 臓器移植のキャンペーンを効果的に実施してください。	1 件
202 障害者計画に数値目標を設定してください。	1 件
203 当事者にとって分かりやすい内容の計画を策定してください。	1 件
204 県庁の駐車場の利用料を減免してください。	1 件
205 通行の支障になるので、点字ブロックの上に駐車しないでください。	1 件

### 3 計画策定の経過

意見聴取：☆、協議会：○、市町村：□、府内：▽

平成 25 年度	4月 23 日	□市町村障害保健福祉主管課長会議 ・趣旨、策定プロセス等
	4月 30 日	○奈良県自立支援協議会 <sup>*127</sup> ・趣旨、策定プロセス等
	5月 7 日	☆障害者団体との意見交換会（全体） ・趣旨、策定プロセス等
	6月 24 日	▽奈良県障害者政策推進本部会議 <sup>*126</sup> ・趣旨、策定プロセス等
	7月 12 日	▽奈良県障害者計画策定府内連絡会議 ・趣旨、策定プロセス等
	7月 22 日	○奈良県障害者施策推進協議会 <sup>*124</sup> ・趣旨、策定プロセス等
	8月 2 日	☆障害者団体との意見交換会（全体） ・意見交換会、アンケート調査への協力依頼等
	8月~9月	☆アンケート調査の実施
	8月~12月	☆障害者団体との意見交換会（個別）
	10月 22 日	○奈良県自立支援協議会 ・障害者施策に関する意見交換等
	11月 18 日	☆障害者団体との意見交換会（全体） ・意見・要望の概要報告（中間報告）等
	12月 17 日	▽奈良県障害者計画策定府内連絡会議 ・意見・要望、検討課題等
	2月 10 日	▽奈良県障害者政策推進本部会議 ・意見・要望、施策体系、スケジュール等

平成 25 年度	2 月 17 日	○奈良県障害者施策推進協議会 ・意見・要望、施策体系、スケジュール等
	2 月 25 日	☆障害者団体との意見交換会（全体） ・意見・要望、施策体系、スケジュール等
	2 月 27 日	□市町村障害保健福祉主管課長会議 ・意見・要望、施策体系、スケジュール等
平成 26 年度	4 月 14 日	○奈良県自立支援協議会 ・意見・要望、施策体系、スケジュール等
	4 月 23 日	□市町村障害保健福祉主管課長会議 ・障害福祉計画の基本指針（案）等
	5 月 28 日	▽奈良県障害者計画策定庁内連絡会議 ・計画の目標、施策体系、取組等
	6 月 19 日	○奈良県障害者施策推進協議会 ・計画の目標、施策体系、取組等
	6 月 23 日	▽奈良県障害者政策推進本部会議 ・計画の目標、施策体系、取組等
	6 月 24 日	☆障害者団体との意見交換会（全体） ・計画の目標、施策体系、取組等
	9 月 25 日	○奈良県障害者施策推進協議会 ・「奈良県障害者計画」の骨子案等
	10 月 2 日	☆障害者団体との意見交換会（全体） ・「奈良県障害者計画」の骨子案等
	9 月~10 月	☆障害者団体との意見交換会（個別） ・「奈良県障害者計画」の骨子案等
	10 月 20 日	○奈良県自立支援協議会 ・「奈良県障害者計画」の骨子案等
	10 月 24 日	□市町村障害保健福祉主管課長会議 ・「奈良県障害者計画」の骨子案等

#### 第4部 資料編

平成 26 年度	12 月 11 日	☆障害者団体との意見交換会（全体） ・奈良県障害者計画（案）等
	12 月 18 日	○奈良県障害者施策推進協議会 ・奈良県障害者計画（案）等
	12 月～1 月	☆パブリックコメント

## 4 用語の解説

あ

### 1 あいサポート

まほろば「あいサポート運動」<sup>\*161</sup>を実践するため、「あいサポート研修」を受講し、奈良県からあいサポートバッジ等の交付をうけた人。

### 2 あいサポート企業・団体

まほろば「あいサポート運動」<sup>\*161</sup>に取り組むものとして、奈良県が認定した企業・団体。

### 3 アウトリーチ

直訳すれば「手をさしのべる」という意味であるが、医療や社会福祉の領域では、訪問看護、出張医療、訪問支援等の活動を指す。精神保健福祉の分野においては、治療中断者や長期入院後退院者で病状が不安定な人等に対する訪問活動を通じ、生活に支障や危機的状況が生じないよう、医療と日常生活の支援の両方を提供する活動のこと。

い

### 4 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等に、障害のある人等とその他の人の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記<sup>\*167</sup>者等の派遣等を行う事業。

### 5 委託訓練

企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等、地域の多様な委託先を活用し、障害のある人の能力、適性及び地域の障害者雇用ニーズに対応した職業能力開発促進法第15条の6第3項に規定する委託訓練を機動的に実施し、就職又は雇用の継続に必要な知識・技能の習得を図ることにより、障害のある人の就職の促進又は雇用の継続に資することを目的としている。

### 6 一般就労

雇用契約に基づいて、企業等に就職すること及び在宅就労すること。

### 7 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療管理下での支援が必要であると認められた子どもに、児童発達支援<sup>\*50</sup>及び治療を行う。

## 8 医療型障害児入所支援

障害のある子どもを施設入所により、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う。

## 9 医療的ケア

たんの吸引や経管栄養の注入等、家族や看護師が日常的に行っている医療的介助行為。

## 10 医療保護入院

精神障害のある人であり、医療及び保護のため入院の必要がある人であって本人の意志での入院（任意入院）が行われる状態にない人を対象として、本人の同意がなくても、精神保健指定医の診察及び家族等の同意があれば入院させることができる入院形態。

## 11 医療保護入院者退院支援委員会

精神科病院において医療保護入院<sup>\*10</sup>者の退院促進に向けた取組を推進するため設置し、主治医、看護職員、退院後生活環境相談員<sup>\*105</sup>、本人、家族等、地域援助事業者<sup>\*109</sup>等が出席して、入院継続の必要性の有無、推定される入院期間、退院に向けた取組等について審議する。

## 12 インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的のもと、障害のある人と障害のない人がともに学ぶ仕組み。そこでは、障害のある人が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮<sup>\*32</sup>が提供されること等が必要とされている。

う

## 13 運営適正化委員会

社会福祉法第83条に基づき、奈良県社会福祉協議会に置かれる機関。福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する苦情や相談を受け付け、解決に向けて助言や調査、あっせん等を行う。

お

## 14 オストメイト

ストーマ（手術によって便や尿を排泄するために腹壁に造設された排泄孔）が造設されている人のこと。人工肛門保有者、人工膀胱保有者ともいう。

## か 15 観光バリアフリーマップ

県内外の障害のある人や高齢者をはじめ、全ての人が安心して自由に県内各地へ出かけられるよう、寺社仏閣、観光施設、公共施設等主要観光地のバリアフリー対応状況を調査し、作成したガイドブック。

## き 16 共生社会

障害の有無にかかわらず、積極的に参加・貢献していくことができる社会。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。障害者基本法<sup>\*66</sup>は、共生社会の実現を目的としている。

## 17 共同生活援助

地域での少人数の共同生活を支援する障害福祉サービス。共同生活を営む住居で、夜間を中心に相談その他の日常生活上の援助を行うものだったが、平成26年4月よりケアホーム（共同生活介護<sup>\*18</sup>）がグループホーム<sup>\*22</sup>（共同生活援助）に一元化され、入浴、排せつ及び食事等の介護が提供できることとなった。

## 18 共同生活介護

地域での少人数の共同生活を支援する障害福祉サービス。共同生活を営む住居で、夜間を中心に入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、その他関係機関との連絡等を行う。平成26年4月より共同生活援助<sup>\*17</sup>に一元化された。

## 19 強度行動障害

直接的な他害（噛み付き、頭突き等）や、間接的な他害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）・自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現している状態。

## 20 居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行う。

## く 21 くらしの安全・安心サポーター

県内消費生活相談窓口と地域をつなぐパイプ役として、地域で消費者情報の伝達等の消費者啓発を実践し、消費者被害の発見、未然防止・拡大防止につなげ、県と一体になって地域での消費者被害防止活動をボランティア活動として行う。

## 22 グループホーム

共同生活援助<sup>\*17</sup>（地域での少人数の共同生活を支援する障害福祉サービス）を提供する住居。障害者総合支援法<sup>\*75</sup>の改正により、平成26年4月よりケアホーム（共同生活介護<sup>\*18</sup>）がグループホーム（共同生活援助）に一元化された。

## け 23 計画相談支援

障害福祉サービスの利用申請時のサービス等利用計画<sup>\*38</sup>案の作成やサービス支給決定後の連絡調整、サービス等利用計画の作成を行う「サービス利用支援」と、作成されたサービス等利用計画が適切かどうか一定期間ごとにモニタリング（効果の分析や評価）し、必要に応じて見直しを行う「継続サービス利用支援」のこと。

## 24 圏域弁護士

県内各障害福祉圏域<sup>\*80</sup>に配置されている圏域マネージャー<sup>\*25</sup>及び圏域代表（奈良圏域）が、障害のある人の権利擁護事案に係る法律的知識や支援を必要とする場合に迅速に対応できるよう、各障害福祉圏域に配置されている担当弁護士。

## 25 圏域マネージャー

広域的かつ専門的な相談支援を実施するために、県内の4障害福祉圏域<sup>\*80</sup>に配置されている相談員。市町村や相談支援事業者、市町村協議会<sup>\*44</sup>への助言支援や、地域の人材育成等、障害のある人の地域生活に関する総合的な支援を行う。

## こ 26 公共的施設

不特定多数かつ多数の者が利用する施設。例として体育館や劇場等がそれにあたる。

## 27 高次脳機能障害

病気や交通事故等、様々な原因で脳が部分的に損傷を受けたために生じる、言語や記憶等の知的な機能の障害を指し、新しいことが覚えられない、注意力や集中力の低下、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状がある。

## 28 高次脳機能障害支援センター

高次脳機能障害<sup>\*27</sup>のある人とその家族等を支援するために設置する支援拠点機関。専門的な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実、普及・啓発事業、研修等を行い、高次脳機能障害支援体制の整備を推進する。

## 29 工賃

福祉施設や作業所等で福祉的就労<sup>\*152</sup>に従事する障害のある人に支払われるお金のことで、施設が生産活動等によって得た収入は、必要な経費を差し引いた残りを工賃として配分することとされている。

## 30 公的賃貸住宅

国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社等の公的機関が所有し、又は所有者から借り上げて管理する賃貸住宅のこと。特定優良賃貸住宅、地域優良賃貸住宅等も含まれる。

## 31 行動援護

行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行う。

## 32 合理的配慮

障害のある人が日常生活や社会生活において受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のこと。筆談や読み上げによる意志疎通の確保、車いす移動の手助け等、過度の負担にならない範囲で提供されるもの。

## 33 高齢者・障害者等の移動時の円滑化の促進に関する法律

高齢者や障害のある人等の自立した日常生活及び社会生活の確保を目的として平成18年12月20日に施行された法律。高齢者や障害のある人等の移動や施設利用の際の利便性及び安全性の向上を促進するために、公共交通施設や道路、公園施設等について国が定めるバリアフリー基準（移動等円滑化基準）への適合を求めており。また、駅を中心とした地区や、高齢者や障害のある人等が利用する施設が集中する地区において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置等についても定めている。

## 34 こども家庭相談センター（児童相談所）

子どもの権利や最善の利益を保障し、子ども及びその家庭を援助することを目的とした行政機関。0歳から18歳未満の児童に関するあらゆる相談のうち高い専門性を必要とする相談に対応するとともに、市町村における児童家庭相談の後方支援を行う。また、児童虐待相談の対応については、通告の窓口であり、児童の安全を守るために一時保護や立ち入り調査等を行う。

### 35 個別の教育支援計画

障害のある児童・生徒の一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方のもと、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的として個別に作成される計画。教育的支援は、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組が必要であり、関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保することが不可欠である。

### 36 個別の指導計画

一人ひとりの障害の状態に応じたきめ細かな指導を行うために、学期ごと又は年間の具体的な指導の目標、内容等を盛り込んで個別に作成される計画。一人ひとりのより具体的な教育的ニーズに対応して指導の方法や内容の明確化を図る。

さ

### 37 サービス付き高齢者向け住宅

介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅で「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき登録された住宅のこと。住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスを提供すること等により、高齢者が安心して暮らすことのできる環境が整っている。

### 38 サービス等利用計画

障害福祉サービスの申請や変更の申請の際に必要となる相談支援専門員<sup>\*104</sup>等が作成する計画。障害のある人やその家族が必要とするサービスの提供や希望する生活を実現するために作成することとされており、市町村は提出された計画を勘案して支給決定を行うこととされている。

### 39 サポートブック「リンクぶらす」

発達障害<sup>\*143</sup>等、支援を必要とする人の生活の質向上し、豊かな生活を過ごせるようになることを目的として、平成24年度に奈良県自立支援協議会<sup>\*127</sup>療育・教育部会において作成されたもの。本人の生活を記録し、支援機関同士が共有することで、本人を中心とした総合的な支援ネットワークが作られることを目指している。

し

### 40 視覚障害者福祉センター

視覚障害のある人の福祉の向上を図るため、平成6年、奈良県社会福祉総合センター3階に設置。点字図書や録音図書の製作・貸出を行うとともに、点訳・音訳のボランティアの養成、視覚障害のある人に関する相談等を実施。

## 41 支給決定基準

障害福祉サービスの介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うために、支給量の範囲や支給の要否等について、市町村が定める基準。

## 42 施設外就労

障害福祉施設を利用する障害のある人と職員がユニットを組み、企業等から請け負った作業を当該企業内で行う就労形態。

## 43 施設入所支援

施設に入所する障害のある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行う。

## 44 市町村協議会

各市町村における障害のある人等への支援体制の整備を図るため、障害のある人やその家族、福祉・医療・教育等の関係機関によって構成される協議会。地域によっては、複数の市町村により設置されている場合がある。

## 45 市町村審査会委員

障害支援区分<sup>\*62</sup>の判定業務及び市町村の支給要否決定を行うにあたって、意見を聴くために市町村に設置されている審査会。障害保健福祉の学識経験を有する人で、中立かつ公平な立場で審査が行える人が、市町村長の任命を受けて委員となる。

## 46 市町村長申立

成年後見制度<sup>\*99</sup>は、本人、配偶者、四親等内の親族等の当事者による申立に基づくことが基本となるが、身寄りがない場合等、当事者による申立が期待できない状況にある人について、当事者による審判の請求を補完し、成年後見制度の利用を確保するため、これらの人に対する相談、援助等のサービス提供の過程において、その実情を把握しうる立場にある市町村長に対し、審判の請求権が与えられている。

## 47 児童家庭支援センター

児童福祉施設に附置された相談援助事業を展開する施設。地域の児童の福祉に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とする人への対応と助言、市町村への技術的助言及びその他必要な援助を行うほか、児童相談所の委託に基づく指導に加え、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行う。

#### 48 児童館

児童福祉法に基づく児童厚生施設で、18歳未満の全ての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的とする。

#### 49 児童心理司

児童相談所等において、心理学の専門的な知識に基づき子どもや保護者等の心理診断や心理療法を行う職員。従来は心理判定員と呼ばれていたが、厚生労働省の児童相談所運営指針の改正に伴い、平成17年より児童心理司の呼称が用いられるようになった。

#### 50 児童発達支援

未就学の障害のある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等必要な支援を行う。

#### 51 児童発達支援センター

通所支援のほか、地域の障害のある子どもやその家族への相談、障害のある子どもを預かる施設への援助・助言を行うなど、地域の中核的な療育支援施設のこと。

#### 52 児童福祉司

児童相談所において、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導やケースワークを行う職員。

#### 53 重症心身障害

重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態のこと。

#### 54 住宅・土地統計調査

国内の住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにする実態調査。昭和23年以来、5年ごとに行われている。

#### 55 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援する事業。

## 56 重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする人のうち、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護<sup>\*20</sup>、重度訪問介護<sup>\*57</sup>、同行援護<sup>\*115</sup>、行動援護<sup>\*31</sup>、生活介護<sup>\*93</sup>、短期入所<sup>\*108</sup>等のサービスを包括的に提供する。

## 57 重度訪問介護

重度の肢体不自由、知的、精神に障害のある人であって、常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行う。

## 58 就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障害のある人に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行う。

## 59 就労継続支援（A型）

企業等に就労することが困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識や能力の向上のために必要な訓練等を行う。このサービスを通じて一般就労<sup>\*6</sup>に必要な知識や能力が高まった人は、最終的には一般就労への移行を目指す。

## 60 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある人等に対し、生産活動等の機会の提供、知識や能力の向上のために必要な訓練等を行う。このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった人は、就労継続支援（A型）<sup>\*59</sup>や一般就労<sup>\*6</sup>への移行を目指す。

## 61 就労連携コーディネーター

障害者就労における支援機関等の個別の企業等への訪問や実習依頼による企業側の負担軽減のため、両者の間を調整し、一元的な支援を行うため、奈良県が設置した専門職員。

## 62 障害支援区分

障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる支援の度合いを、6段階の区分によって示すもの。介護給付費又は訓練等給付費（共同生活援助<sup>\*17</sup>に係るものに限る）の支給申請があつた際、認定調査員<sup>\*141</sup>による聞き取り調査や市町村審査会による審査判定を経て、障害支援区分認定が行われ、区分に応じたサービスの利用が可能となる。

### 63 障害児支援利用計画

障害のある子どもの心身の状況、置かれている環境、子ども又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向等を勘案して、利用する障害児通所支援の種類及び内容等を定めた計画。

### 64 障害児相談支援

障害児支援利用計画<sup>\*63</sup>についての相談及び作成等の支援が必要な場合に、障害のある子どもの自立した生活を支え、障害のある子どもが抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、きめ細かく支援する。

### 65 障害者基本計画

障害者基本法<sup>\*66</sup>第11条第1項に基づき、国が策定する障害者施策に関する基本計画。障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるもの。

### 66 障害者基本法

障害者施策に関する基本理念を定めた法律。障害の有無に関わらず誰もが人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的としている。障害のある人の自立や社会参加の支援等のため、施策の基本原則や国、地方公共団体等の責務等を規定している。障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備のため、平成23年8月、「障害者基本法の一部を改正する法律」が施行され、障害者の定義の見直しや、差別の禁止が規定された。

### 67 障害者芸術祭

芸術・文化活動を通じて、障害のある人との交流の場を創出し、障害者理解を促進するために開催する文化芸術の発表展示イベント。

### 68 障害者雇用促進法

正式名称は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」。障害のある人の雇用と在宅就労の促進について定めた法律で、身体障害のある人又は知的障害のある人の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置、その他障害のある人がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、障害のある人の職業の安定を図ることを目的としている。

### 69 障害者雇用率

民間企業及び国や地方公共団体が、それぞれ常用する労働者・職員数に対する身体・知的障害のある人の雇用割合。「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく制度で、事業主が一定の割合の身体・知的障害のある人を雇用する義務を負う。

## 70 障害者作品展

県内の障害のある人の作品を展示し、自立更生に対する意欲の増進を図るとともに、広く県民の障害のある人に対する理解の高揚を図ることを目的として開催しているイベント。

## 71 障害者差別解消法

正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。障害者基本法<sup>\*66</sup>の基本理念に沿って、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めている。

## 72 障害者就業・生活支援センター

就業面における支援とあわせ、生活面における支援を必要とする障害のある人を対象に、地域で、雇用、保健福祉、教育等の関係機関と連携し、就業及び日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行う施設で、都道府県知事が指定する法人が運営する。

## 73 障害者スポーツ大会

障害者スポーツを広く振興するとともに、県民の障害者スポーツに対する理解を深め、障害のある人の社会参加の促進を目的に開催する障害のある選手のスポーツ大会。

## 74 障害者スポーツフェスティバル

スポーツを通じて、障害のある人との交流の場を創出し、障害者理解を促進するために開催する軽スポーツのイベント。

## 75 障害者総合支援法

正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。平成25年4月1日施行の「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」に名称が改められるとともに、法の目的規定の改正や、基本理念の創設等が行われた。

## 76 障害者相談員

身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法で定められており、身体に障害のある人、知的障害のある人又はその保護者の相談に応じ、障害のある人の更生のために必要な援助を行うために、市町村から委託を受けた人を身体障害者相談員、知的障害者相談員という。

## 77 障害者トライアル雇用事業

職業経験、技能、知識等から就職が困難な求職者を一定期間試行雇用することにより、その適正な業務遂行可能性を見極め、求職者と求人者の相互理解を促進し、早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的とする事業。

## 78 障害者はたらく応援団なら

奈良県雇用対策協定に基づき、奈良県と奈良労働局<sup>\*134</sup>が共同で運営する、障害者雇用の支援を強化するための取組。障害のある人の就労に積極的に取り組む企業等で構成し、企業等での職場実習<sup>\*84</sup>の受入拡大、障害者理解、就労定着への支援等を行う。

## 79 障害者優先調達推進法

正式名称は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。障害者就労施設等で就労する障害のある人や在宅で就業する障害のある人の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人等の公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された。

## 80 障害福祉圏域

各障害福祉サービス等を、広域に、面的かつ計画的に整備し、重層的なネットワークを構築することを目的として設定している範囲。奈良県では、奈良圏域、西和圏域、東和圏域、中和圏域、南和圏域の5圏域を設定している。

## 81 障害福祉サービス事業所

障害者総合支援法<sup>\*75</sup>に基づく障害福祉サービスを実施する事業所。障害福祉サービスには、自宅や施設で主に介護の支援を受ける介護給付と、施設等で就労を目指した訓練等を行う訓練等給付がある。サービスを利用する場合、居住地市町村への支給申請及び支給決定を受ける必要がある。

## 82 障害福祉のご案内

県障害福祉課で毎年度作成している、障害福祉に関する各種サービス等について掲載した冊子。

## 83 情報アクセシビリティ

障害のある人や高齢者を含め、誰もが円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるようすること。

**84 職場実習**

障害のある人が、一般の企業等に就職するための準備訓練として、企業等で行う実践的な取組。

**85 職場実習ジョブサポーター**

職場実習<sup>\*84</sup>を受け入れる企業等に派遣し、職場実習が円滑に行えるように関係者間の調整、通勤支援及び職場内における職業生活支援等を行うための支援員。

**86 職場適応援助者（ジョブコーチ）**

障害のある人が働く職場において、本人、事業主、本人の家族に対して職場定着に向けたきめ細やかな人的支援を行う専門職員のこと。平成14年、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正により制度化され、「職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業」が奈良障害者職業センターにおいて実施されている。

**87 自立訓練（機能訓練）**

身体障害のある人又は難病<sup>\*135</sup>患者等に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所<sup>\*81</sup>又は障害のある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言等の支援を行う。

**88 自立訓練（生活訓練）**

知的障害又は精神障害のある人に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所<sup>\*81</sup>又は障害のある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の支援を行う。

**89 心身障害者歯科衛生診療所**

一般的の歯科診療所では治療が困難な心身障害のある人に対する歯科診療及び相談を行う歯科診療所。

**90 心身障害者福祉センター**

障害のある人の福祉の増進を図るため、昭和54年、田原本町に設置。体育館、訓練室、屋外プール、簡易宿泊所、多目的室及び研修室等の貸し出しやスポーツ教室・文化教室の開催により、障害のある人が行うスポーツやレクリエーション活動の場を提供している。

**91 身体障害者補助犬**

盲導犬、介助犬及び聴導犬の総称。

## 92 身体障害者補助犬法

身体障害者補助犬<sup>\*91</sup>の育成及びこれを使用する身体障害のある人の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害のある人の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とする法律。

せ

## 93 生活介護

障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間ににおいて、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。

## 94 精神科救急医療システム

精神科救急医療情報センターにおいて電話による緊急的な精神医療相談等を実施するとともに、二次救急として平日夜間（17時から翌朝8時30分）及び休日（24時間）において、県内8精神科病院が当番制による診療と必要に応じて入院の受け入れを行っている。三次救急については、奈良医大精神科が夜間休日にかかる緊急措置入院鑑定診察と、妊婦・透析患者等の重篤な身体合併症患者の対応をしている。

## 95 精神障害者医療費助成事業

### ①一般・後期高齢

精神保健福祉手帳1級又は2級の人を対象として、医療機関で支払った1ヶ月の医療費の自己負担額（高額療養費分を除く）から1医療機関当たり500円（14日以上の入院の場合は1,000円）を差し引いた額について、市町村と県が助成する制度。全診療科の入院・通院の医療費が対象となる。

### ②精神通院

障害者総合支援法<sup>\*75</sup>に基づく自立支援医療（精神通院）で、一旦、医療機関で支払った自己負担上限月額以内の1ヶ月の自己負担額から500円を差し引いた額について、市町村と県が助成する制度。国民健康保険、後期高齢者医療制度加入者及び健康保険・共済組合等の社会保険各法の被扶養者が対象となる。

## 96 精神保健福祉士

精神保健福祉士法に基づく資格であり、精神科病院や障害福祉サービス事業所<sup>\*81</sup>等において社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練等の援助を行う人のこと。

**97 精神保健福祉法**

精神障害のある人の医療及び保護を行い、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、精神障害の発生の予防、国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障害のある人の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とした法律。

**98 成年後見推進専門員**

成年後見制度<sup>\*99</sup>推進事業（県で実施している制度活用に取り組む市町村や関係機関を支援する事業）の一環として奈良県社会福祉協議会に配置した成年後見推進専門員（社会福祉士）は、市町村担当課や地域包括支援センター職員等からの相談への対応、関係機関との連携推進、成年後見制度の普及啓発等に取り組んでいる。

**99 成年後見制度**

認知症<sup>\*138</sup>の人、知的障害のある人、精神障害のある人等、精神上の障害により判断能力が不十分な人について、契約の締結等を代わって行う代理人等、本人を援助する人（成年後見人等）を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すなどにより保護する民法上の制度。

**100 成年後見制度法人後見支援事業**

成年後見制度<sup>\*99</sup>における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図ることを目的とする事業。

**101 成年後見制度利用支援事業**

成年後見制度<sup>\*99</sup>を利用するすることが有用であると認められる知的障害のある人又は精神障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障害のある人の権利擁護を図ることを目的とする事業。

**102 成年被後見人**

精神上の障害により判断能力を欠くとして、家庭裁判所から後見開始の審判を受けた人。本人の代理として成年後見人等が財産管理等を行う。

## そ 103 相談支援事業所

障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援や、権利擁護のための必要な援助を行う事業所。平成24年4月より、計画相談支援<sup>\*23</sup>を行う指定特定相談支援事業所、地域相談支援を行う指定一般相談支援事業所、障害児相談支援<sup>\*64</sup>を行う障害児相談支援事業所へと相談支援体系の見直しがなされた。

## 104 相談支援専門員

障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、サービス等利用計画<sup>\*38</sup>・障害児支援利用計画<sup>\*63</sup>の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業<sup>\*55</sup>や成年後見制度利用支援事業<sup>\*101</sup>に関する支援等、障害のある人への全般的な相談支援を行う。相談支援専門員として従事するには、実務経験に加え、都道府県が実施する相談支援従事者初任者研修を修了することが必要となる。

## た 105 退院後生活環境相談員

医療保護入院<sup>\*10</sup>者の退院後の生活環境に関し、医療保護入院者及びその家族等からの相談に応じ、医療保護入院者の退院支援のための取組において中心的な役割を果たす相談員のこと。精神科病院の管理者は、医療保護入院者一人につき一人の退院後生活環境相談員を入院後7日以内に選任しなければならない。

## 106 代理投票（代筆）制度

選挙人（有権者）が心身の故障その他の理由により、自ら投票用紙に記載することができない場合に、投票管理者が選任した補助者が、選挙人の指示する候補者の氏名等を本人に代わって投票用紙に記載する制度。

## 107 多職種チーム

精神科の多職種チームは、精神科医、看護師、作業療法士、臨床心理士、精神保健福祉士<sup>\*96</sup>等の職種で構成される。多職種チーム医療では、本人の希望や意向に沿った問題解決に向けて、多様な職種が相互に連携して、それぞれの専門性を活かした総合的な援助を行うことを原則としている。

## 108 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護を行っている人が病気等の理由により介護を行うことができない場合に、障害のある人に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行う。介護者にとってのレスパイ<sup>\*169</sup>としての役割も担っている。

**ち 109 地域援助事業者**

障害者総合支援法<sup>\*75</sup>に基づく特定相談支援事業を行う者や介護保険法に規定する居宅介護支援事業を行う者等、精神科病院入院者本人とその家族からの相談に応じ、必要な情報提供、助言等を行う相談支援事業者等のこと。

**110 地域生活支援事業**

障害者総合支援法<sup>\*75</sup>によって法定化された事業であり、市町村・都道府県が地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施する。

**111 地域生活定着支援センター**

高齢又は障害を有することにより、矯正施設から退所した後、自立した生活を営むことが困難と認められる人に対して、保護観察所<sup>\*159</sup>と協働して、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行うことなどにより、その有する能力等に応じて、地域の中で自立した日常生活又は社会生活を営むことを助け、もって、これらの人々の福祉の増進を図ることを目的として設置されている支援機関。

**112 地域相談支援（地域移行支援）**

障害者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人等に対し、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援等、必要な支援を行う。

**113 地域相談支援（地域定着支援）**

単身等で生活する障害のある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談等の必要な支援を行う。

**114 地域福祉計画**

市町村が地域福祉の推進に関する次の事項を定める計画（社会福祉法第107条に規定）。

- ①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

**と 115 同行援護**

移動に著しい困難を有する視覚障害のある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を行う。

## 116 特定施設

公共的施設<sup>\*26</sup>のうち、より公共性が高く、高齢者、身体障害のある人等に対する安全で快適な生活環境の整備が一層求められる施設のこと。例として学校や病院等がそれにあたる。

## 117 特定随意契約

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、障害者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合や障害者支援施設等から役務の提供を受ける場合に締結する随意契約のこと。

## 118 特別支援教育

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

## 119 特別支援教育コーディネーター

平成15年3月の「今後の特別支援教育<sup>\*118</sup>の在り方（最終報告）」で示された、教育的支援を行う人と関連機関を調整するキーパーソンのこと。学校内の調整や、福祉・医療等の関係機関との間の連絡調整を行い、保護者に対する学校の窓口の役割を担う。

## 120 特別支援教育巡回アドバイザー

公立小中学校の計画訪問を通して、校長及び教頭等への特別支援教育<sup>\*118</sup>推進のための学校経営の在り方等に関する指導・助言、特別支援教育コーディネーター<sup>\*119</sup>が役割を円滑に果たすための支援、特別支援学級・通級指導教室の運営の在り方等に関する担任等への支援等を行う。

## 121 都道府県障害者計画

障害者基本法<sup>\*66</sup>に基づく障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画。国が定める障害者基本計画<sup>\*65</sup>を基本とし、各都道府県の状況に応じた計画を策定することが義務づけられている。

## 122 都道府県障害福祉計画

障害者総合支援法<sup>\*75</sup>に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施の確保を目的として、都道府県において策定される計画。各障害福祉サービスの見込量や提供体制の確保に係る目標等の事項を定めるよう努める旨、障害者総合支援法に規定されている。

**な 123 奈良県障害者権利擁護センター**

障害者虐待防止法の施行（平成24年10月1日）に伴い、障害者虐待対応の窓口等として障害福祉課内に設置された。あわせて、各市町村においても市町村障害者虐待防止センターの機能を果たす相談窓口が各市町村の障害福祉担当部署等に設置された。

**124 奈良県障害者施策推進協議会**

障害者基本法<sup>\*66</sup>の規定に基づく法定協議会であり、障害者計画についての審議や障害者施策の総合的かつ計画的な推進等について必要な事項を調査審議する機関。委員15名で構成。

**125 奈良県障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針**

障害者優先調達推進法<sup>\*79</sup>に基づき、障害者就労施設等で就労する障害のある人の自立に資するため、奈良県が行う物品や役務の調達に際し、県内の障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的として策定する。

**126 奈良県障害者政策推進本部会議**

障害のある人が誇りをもって人生を歩むことができ、誰もが社会の一員として包み込まれお互いに支え合う地域社会の実現を目指し、障害者施策を推進するために設置された知事、副知事、各部局長により構成される会議。

**127 奈良県自立支援協議会**

県における障害のある人等への支援の体制の整備を図るため、障害のある人やその家族、福祉・医療・教育等の関係機関によって構成される協議会。市町村協議会<sup>\*44</sup>への助言や支援、ネットワークの強化や、広域的な相談支援等の役割を担うことが求められている。

**128 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例**

障害のある人、高齢者等の行動を制約する障壁が取り除かれ、全ての人々が自らの意思で自由に行動し、安全で快適に生活できる地域社会を実現するために、平成7年3月に制定された。施行規則において、全ての人が安全で容易に利用できるよう、配慮された整備基準を定めている。平成17年4月より、社会状況の変化に対応するため、整備基準の全面的見直しを行い、より一層のバリアフリー化を推進する。

### 129 奈良県聴覚障害者支援センター

聴覚障害のある人の自立及び社会参加を促進するため、聴覚障害に関する各種相談、手話通訳又は要約筆記<sup>\*167</sup>等を行う者の養成・派遣、各種情報の提供を実施する施設。

### 130 奈良県避難所運営マニュアル

平成22年3月に奈良県が策定した、市町村が災害時に円滑な避難所運営を行うためのマニュアル。発生が予想される課題に対して、「いつ、誰が、何を、どのように行うべきか」を簡潔に示している。

### 131 奈良県福祉人材センター

社会福祉法第93条に基づき、県知事の指定を受けて、奈良県社会福祉協議会に設置。社会福祉事業に関する連絡及び援助を行うこと等により、社会福祉事業従事者の確保を図ることを目的としている。

### 132 奈良県保健医療計画

医療法第30条の4の規定に基づく奈良県における医療提供体制の確保を図るための基本的かつ総合的な計画。生活習慣病の増加に対応するため、予防から早期発見、治療、リハビリテーション、更には在宅療養の支援等、患者に対して切れ目なく医療を提供する体制の構築、医師・看護師等の不足及び偏在の解消、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療及び在宅医療の提供体制を構築するための推進方策を定めたもので、現行計画は、第6次の計画で平成25年度から平成29年度までの5年間を対象としている。

### 133 奈良県立高等学校インクルーシブ教育推進校

共生社会<sup>\*16</sup>の実現に向け、県立高等学校と県立高等養護学校との交流及び共同学習を推進し、平成28年4月より県立高等養護学校の分教室を設置するために、県立高等学校3校を推進校に指定。

### 134 奈良労働局

厚生労働省の地方支分部局の一つであり、全都道府県に設置されている。下部機関として労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）がある。主な業務として労働相談や労働法違反の摘発、労災保険・雇用保険料の徴収、職業紹介と失業の防止等がある。

### 135 難病

原因不明で治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とする疾患のこと。

**136 難病相談支援センター**

地域で生活する難病<sup>\*135</sup>患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援等を行う拠点施設。

**に 137 日常生活自立支援事業**

社会福祉法第81条に基づき、奈良県社会福祉協議会が実施主体となり、認知症<sup>\*138</sup>高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるように支援することを目的とする事業。

**138 認知症**

脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態のこと。記憶や判断等の機能が失われる症状を中心に、徘徊、妄想、うつ、不安等の行動や精神症状もあらわれる。早期発見・早期診断により、本人とその家族が早い段階から将来に向けた準備を進めることが重要である。

**139 認知症サポーター**

市町村等が実施する認知症サポーター<sup>\*139</sup>養成講座（認知症<sup>\*138</sup>の住民講座）を受講し、「認知症を正しく理解し、認知症の人とその家族を温かく見守る応援者」として自分のできる範囲で活動する人。例えば、友人とその家族にその知識を伝える、認知症になった人とその家族の気持ちを理解するよう努める、隣人あるいは商店・交通機関等、まちで働く人として、できる範囲で手助けをするなど、活動内容は人それぞれである。サポーターには認知症の人とその家族を支援する「目印」として、オレンジ色のプレスレット「オレンジ・リング」が渡される。

**140 認知症サポート医**

かかりつけ医の認知症<sup>\*138</sup>診断等に関する相談役・アドバイザー役を担う。また、かかりつけ医（高齢者が慢性疾患等の治療のために受診する診療所等の主治医）を対象とした認知症対応力の向上を図るために研修の講師となるほか、他の認知症サポート医<sup>\*140</sup>との連携体制の構築、各地域医師会と地域包括支援センターとの連携づくりへの協力等、地域における「連携」の推進役となることが期待されている。

## 141 認定調査員

障害支援区分<sup>\*62</sup> の認定を行う上で必要となる日常生活等に関する 80 の調査項目を、障害のある人やその家族等からの聞き取り等により調査する人。市町村から障害者相談支援事業の委託を受けた指定一般相談支援事業所<sup>\*103</sup> の相談支援専門員<sup>\*104</sup> 等が、障害支援区分認定調査員研修(都道府県が実施) を修了することで、調査員として従事することができる。

## ④ 142 ノンステップバス

高齢者、障害のある人、子ども等にも乗り降りがしやすいように床面を超低床構造として乗降ステップをなくしたバスのこと。車内段差が少ないため、乗降時、走行時にも安全性が高く、補助スロープやニーリング装置(床面を更に下げる装置)により、車いすでの乗降もスムーズに行うことができる。

## は 143 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

## 144 発達障害支援センター

発達障害<sup>\*143</sup> のある人及びその家族に対して、専門的に、相談・助言を行い、医療、保健、福祉、教育等を行う関係機関等に対し、情報提供及び研修実施、連絡調整等を行うなど発達障害のある人を支援する機関。

## 145 バリアフリー基本構想

旅客施設を中心とした地区、高齢者や障害のある人等が利用する施設が集まった地区において、公共交通機関・建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律<sup>\*33</sup>」に基づき、市町村が作成する構想のこと。

## 146 バリアフリー対応型信号機

鳥の鳴き声の擬音等により青信号であることを知らせる視覚障害者用信号機や、押しボタン又は携帯用発信機の操作により、信号機の歩行者青時間を延長し、ゆっくりと横断歩道をわたることができるようとした高齢者等感応式信号機等がある。

**ひ 147 ピアカウンセリング**

同じ障害や背景を持つ人が、対等な立場で自立のための相談にあたり、自立生活に向けて支援する相談業務。

**148 避難行動要支援者名簿**

当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人（避難行動要支援者）について、避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿。各市町村長が、地域防災計画の定めるところにより作成するもの。

**149 避難支援プラン（個別計画）**

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、具体的に、どの避難支援等関係者がどの避難行動要支援者を対応するかを明らかにしたもの。

**ふ 150 ファックス 110 番**

聴覚又は音声・言語機能障害のある人が、ファックスにより 110 番通報を行うことができるようにするもので、警察本部にファックス受信機を設置し、通常の 110 番と同様に事件・事故の早期対応を図る。

**151 福祉型障害児入所支援**

障害のある子どもを施設入所により、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与を行う。

**152 福祉的就労**

一般就労<sup>\*6</sup>（企業的就労）が困難な障害のある人のために配慮された環境（就労移行支援<sup>\*58</sup>、就労継続支援施設等）での就労。

**153 福祉避難所**

要介護高齢者、障害のある人、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患有する人、外国人等、要配慮者のために、特別の配慮がなされた避難所。

**へ 154 ペアレントメンター**

発達障害<sup>\*143</sup>のある子どもの子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親等に対して相談や助言を行う人のこと。

**ほ** 155 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害のある子どもに対して、障害のない子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。

156 放課後子ども教室

放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して、希望する全ての子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の大人の協力を得て、スポーツや文化活動等の様々な体験活動、地域住民との交流活動や学習活動等の取組を定期的・継続的に提供する活動。

157 放課後児童クラブ

放課後児童健全育成事業の通称。保護者が労働等により昼間家庭にいない、主として小学校の児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を目指す。仕事と子育ての両立支援を図るものとして、児童福祉法に基づき市町村において設置が進められている。

158 放課後等デイサービス

授業の終了後又は学校の休業日に、障害のある子どもに、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行う。

159 保護観察所

保護観察所は、法務省設置法及び更生保護法に基づき設置された法務省の出先機関で、保護観察の実施を主な仕事としている。保護観察とは、犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中で健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督及び補導援護を行うもの。

160 補装具

身体欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具。

**ま** 161 まほろば「あいサポート運動」

障害の有無に関わらず、誰もが暮らしやすい共生社会<sup>\*16</sup>を実現するため、県民が、多様な障害の特性の理解に努め、障害のある人が困っていること、配慮の仕方やちょっとした手助けの方法を知り、実践していくことを目的とする運動。

**み** 162 民間賃貸住宅

民間の事業者（個人）が賃貸借の契約等に基づき他人に貸し出すことを目的とした居住用建物全般のこと。

**め** 163 メール110番

聴覚又は音声・言語機能障害のある人が、携帯電話やパソコンのインターネット接続による電子メールを利用して緊急通報を行うことができるもので、警察本部に専用のパソコンを設置し、通常の110番と同様に事件・事故の早期対応を図る。

**ゆ** 164 郵便等投票制度

選挙人（有権者）の自宅等において、投票用紙を記載し、郵便等（郵便又は信書便）によって選挙管理委員会に送付する制度。一定の障害（公職選挙法施行令第59条の2）を有する身体障害のある人又は戦傷病者、要介護5の要介護者が対象とされている。

## 165 ユニバーサルツーリズム

全ての人が楽しめるよう創られた旅行であり、高齢や障害等の有無に関わらず、誰もが気兼ねなく参加できる旅行。

## 166 ユニバーサルデザイン

可能な限り全ての人を対象として、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なようにデザインしてバリアを生み出さないようにするもので、バリアの存在を前提とするバリアフリーの考え方を拡大させたもの。

**よ** 167 要約筆記

発言者の話を聞き、要約して文字で表すことで、聞こえない人にその場の話の内容を伝える通訳のこと。

**り** 168 療養介護

医療的ケア<sup>\*9</sup>を必要とする障害のある人のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の世話。

**れ** 169 レスパイト

障害のある人等の要介護者を在宅でケアする家族の介護負担を軽減すること。

**追加**

**170 発達障害地域連絡協議会**

発達障害のある人及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者により構成される。

**171 基準病床数**

保健医療計画において、医療圏域ごとに全国統一の計算式に基づき定められた基準となる病床数。

**172 精神障害者地域移行・地域定着推進協議会**

精神障害のある人の地域移行や地域定着を推進するために、保健、医療、福祉関係者による協議の場。

**173 地域包括ケアシステム**

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域での包括的な支援・サービス提供体制。

**174 特例子会社**

障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなされる会社。

**175 ヘルプマーク**

外見からは障害のあることが分からない人等が身につけることで周りからの支援・配慮を必要としていることを示すもの。平成24年度に東京都が作成。



## **奈良県健康福祉部障害福祉課**

〒630-8501 奈良市登大路町 30

TEL 0742-27-8513

Fax 0742-22-1814

E-mail : syogai@office.pref.nara.lg.jp